

みんなが安心して  
暮らせるまち  
平成 24 年～平成 31 年



第 1 次板倉町中期事業推進計画

# 板倉町

PL  
A  
R  
A

# 第1次板倉町中期事業推進計画

平成24～31年度(2012～2019)



## 「みんなが安心して暮らせるまち」の 実現に向けて

本町は平成13年度に「第4次板倉町総合計画」を策定し、「光と水とふれあいの学園都市・板倉」を基本理念とし、まちづくりを推進して参りました。

しかし、我が国では、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、国際的な金融不安も複雑に絡んだ経済の混乱など社会情勢は絶え間なく変化しております。加えて、決して忘れることのできない東日本大震災の教訓により、人の生命と財産を守るための防災対策を構築し災害に強いまちづくりの大切さと、福島第一原子力発電所から飛散した放射性物質に対する安全、安心の確保が重要な課題となっております。

この第1次板倉町中期事業推進計画は、平成24年から平成31年度までの8年間を計画期間として、こうした時代の潮流に的確に対応していくために、本町における現状と課題を的確に捉えながら、町の将来像である「みんなが安心して暮らせるまち」の実現に向けて取り組むべき、新しいまちづくりの指針として定めた基本的な考え方にに基づき、施策を展開するものであります。

この計画の実現のためには、町民が共に支え合い補完しながら、共生する考えのもと、持続ある発展と魅力あるまちづくりを進めることが必要でありますので、議員をはじめ町民の皆様のまちづくりへの参加と、なお一層のご理解、ご協力をお願いしていきたく考えております。

結びに、この計画を策定するにあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様にご感謝申し上げますとともに、今後ともなお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

板倉町長 栗原 実

# 目次

## ★第1編 総論

◆第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけと性格	1
第3節 計画の構成と期間	2
◆第2章 時代の潮流と板倉町への影響	
第1節 地方分権社会の到来	3
第2節 協働時代の到来	3
第3節 環境保全意識の高まり	4
第4節 自治体合併の取組	4
第5節 安全・安心の高まり	5
◆第3章 町の概況	
第1節 人口の推移	6
第2節 少子化の進展	7
第3節 本格的な高齢社会の進展	8
第4節 町の財政状況	9
第5節 産業別就業者数	10
第6節 まちづくりに関する町民の意向	11
第7節 町の発展経過	12

## ★第2編 基本的な考え方

◆第1章 板倉町の将来像	
第1節 将来の町の姿	15
第2節 将来の人口推計	16
◆第2章 施策の大綱	
第1節 施策の大綱と目指す姿	17
◆第3章 安全・安心のまちづくり【防災・防犯】	
第1節 防災体制の整備	19
第2節 防犯対策の推進	21
◆第4章 住みよいまちづくり【生活環境】	
第1節 ごみの収集・リサイクル	23
第2節 安全な水の安定供給	25
第3節 水質浄化の適正管理（下水道・浄化槽整備事業）	27
第4節 交通安全への取組	29
第5節 消費生活に関する情報提供や相談体制の充実	31

◆第5章 元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】	
第1節 子育ての環境・支援	33
第2節 健康づくりや病気の予防	35
第3節 保険医療と医療環境の充実	37
第4節 高齢者の自立支援	39
第5節 介護サービスの充実	41
第6節 障害者（児）の生活支援	43
◆第6章 豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】	
第1節 小中学校の教育環境の向上	45
第2節 生涯学習と文化芸術活動の充実	47
第3節 青少年の健全育成	49
第4節 文化財や伝統文化の保存・継承	51
第5節 スポーツ活動の推進	53
◆第7章 自然環境と調和のとれたまちづくり【環境保全】	
第1節 環境の保全と整備	55
第2節 地球温暖化対策	57
第3節 風景づくり	59
◆第8章 快適で利便性の高いまちづくり【町の基盤整備】	
第1節 道路網の整備と河川の管理	61
第2節 公共交通の整備	63
第3節 公園・緑地などの維持管理	65
◆第9章 活力と交流を生み出すまちづくり【産業振興】	
第1節 農業の振興	67
第2節 商工業の振興	69
第3節 板倉ニュータウン事業の推進（企業・商業誘致と雇用の促進）	71
第4節 観光振興	73
◆第10章 みんなの力で協働するまちづくり【住民参加】	
第1節 町民ボランティア活動の促進	75
第2節 地域コミュニティ活動の充実	77
第3節 広聴・広報活動の充実	79
◆第11章 効率的な行財政運営【情報・行財政】	
第1節 職員体制の適正化	81
第2節 財政の健全化	83
第3節 情報公開と個人情報保護	85
第4節 事務の効率化・行政サービスの向上	87
第5節 役場新庁舎の建設	89

# 目次

## ★第3編 実施計画

### ◆安全・安心のまちづくり【防災・防犯】

防災体制の整備	93
防犯対策の推進	95

### ◆住みよいまちづくり【生活環境】

ごみの収集・リサイクル	95
安全な水の安定供給	97
水質浄化の適正管理（下水道・浄化槽整備事業）	99
交通安全への取組	99
消費生活に関する情報提供や相談体制の充実	101

### 元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】

子育ての環境・支援	101
健康づくりや病気の予防	103
保険医療と医療環境の充実	109
高齢者の自立支援	111
介護サービスの充実	113
障害者（児）の生活支援	115

### ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】

小中学校の教育環境の向上	117
生涯学習と文化芸術活動の充実	123
青少年の健全育成	127
文化財や伝統文化の保存・継承	131
スポーツ活動の推進	131

### ◆自然環境と調和のとれたまちづくり【環境保全】

環境の保全と整備	135
地球温暖化対策	135
風景づくり	135

### ◆快適で利便性の高いまちづくり【町の基盤整備】

道路網の整備と河川の管理	137
公共交通の整備	139
公園・緑地などの維持管理	139

### ◆活力と交流を生み出すまちづくり【産業振興】

農業の振興	141
商工業の振興	147
板倉ニュータウン事業の推進（企業・商業誘致と雇用の促進）	147
観光振興	149

### ◆みんなの力で協働するまちづくり【住民参加】

町民ボランティア活動の促進	149
地域コミュニティ活動の充実	151
広聴・広報活動の充実	151

### ◆効率的な行財政運営【情報・行財政】

職員体制の適正化	153
財政の健全化	153
情報公開と個人情報保護	155
事務の効率化・行政サービスの向上	155
役場新庁舎の建設	157



# 総論

# ITAKURA

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけと性格	1
第3節 計画の構成と期間	2
第2章 時代の潮流と板倉町への影響	
第1節 地方分権社会の到来	3
第2節 協働時代の到来	3
第3節 環境保全意識の高まり	4
第4節 自治体合併の取組	4
第5節 安全・安心の高まり	5
第3章 町の概況	
第1節 人口の推移	6
第2節 少子化の進展	7
第3節 本格的な高齢社会の進展	8
第4節 町の財政状況	9
第5節 産業別就業者数	10
第6節 まちづくりに関する町民の意向	11
第7節 町の発展経過	12

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の目的

本町は、2002年（平成13年）に第4次総合計画を策定し、「光と水とふれあいの学園都市・板倉」を将来都市像に掲げ、施策や事業を進めてきました。しかし、我が国では、世界でも経験したことのない少子高齢化とともに、人口減少社会を迎え、長びく経済状況の低迷の中にあって、国民意識は安全、安心、環境問題へと向けられています。このような社会経済情勢の変動にあわせ、国の制度もめまぐるしく変化していて、町民生活にも様々な影響を及ぼしています。

こうした社会経済情勢の変化を踏まえ、今後更に多様化するであろう、町民の生活様式や価値観、ニーズに応えられる施策を展開するためには、限られた予算（財政規模）の中で、町（民）にとって本当に必要なものは何か、町民とともに考え、進めていくことが大切です。将来を担う子どもたちをはじめ、町民すべてが住んでよかったと思えるまちづくりを実行していかなければなりません。

これからの地域づくりと行財政運営を総合的かつ計画的に進めていくためにも、これからの板倉町が目指すべき将来都市像を描くこと。そして、その実現に向けて進むべき方向を明らかにすることが重要です。

この第1次板倉町中期事業推進計画は、こうした時代の流れや板倉町の現状と課題を的確に捉えながら、これからの時代のニーズに対応したまちの姿を明らかにし、それを実現するために取り組む新しいまちづくりの指針として示すものです。

### 第2節 計画の位置づけと性格

この計画は、本町を取り巻く自然環境、社会経済情勢を認識し、中期的な展望に立った総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針となるものであり、広い視野と計画的視点に立ち、本町の将来都市像とまちづくりの目標を明確にし、その実現に向けた施策の方針や体系などを明らかにしたうえで、まちづくりを進めていくための計画です。

また、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画として、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施されます。



### 第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本的な考え方」と「実施計画」で構成し、それぞれの内容と期間は次のように定めます。

#### 1. 基本的な考え方

基本的な考え方は、長期的な展望に立ち、総合的で計画的なまちづくりを進めるため、本町の将来あるべき姿とまちづくりの方向を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な施策を定めるものです。計画期間は、平成24年度（2012年）を初年度とし、平成31年度（2019年）を目標とした8か年とします。

#### 2. 実施計画

実施計画は、基本的な考え方で定める将来像の実現に向けて現状を認識したうえで、各施策を計画的に進めていくための具体的な計画とします。

実施計画は、前期計画と後期計画とに分け、前期計画については、平成24年度（2012年）から平成27年度（2015年）の4か年、後期計画は、平成28年度（2016年）から平成31年度（2019年）の4か年とし、後期計画においては、前期計画の進捗状況及び効果を検証し、策定します。

実施計画は、財政的な裏づけを行い、緊急性なども勘案しながら実施ベースの計画を明らかにするため、毎年度ごとに、各事業の評価と検証を行い、見直しを行っていくローリング方式により、事業の進行管理を行い、予算編成の指針とします。

平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
基本的な考え方 平成24年度～平成31年度(8年間)							
前期実施計画(4年間)				後期実施計画(4年間)			
実施計画(4年間計画)				「基本的な考え方」に掲げた主要施策・主要事業を計画的に推進するための事業計画であり、毎年度の予算編成の指針となるものです。			
実施計画(3年間計画)			実施計画(2年間計画)			実施計画(1年間計画)	
実施計画(4年間計画)				実施計画(4年間計画)			



## 第2章 時代の潮流と板倉町への影響

### 第1節 地方分権社会の到来

国の三位一体改革により、地方交付税や補助金、交付金などが削減される中、地方自治体の財政運営は、大変厳しいものとなっています。また、平成12年に施行された地方分権一括法により、国と地方自治体との関係を抜本的に見直し、地方自治体の特色を活かしたまちづくりを行うことができるよう制度が改正され、これまでの全国画一的で中央集権的な仕組みから、住民に身近な地方行政へ権限や財源をできる限り移し、地域の創意工夫による行政運営を推進する地方分権社会へと、移行されました。

また、平成19年には地方分権改革推進法が施行されるなど、地方分権の動きは今後も更に進展していくことが見込まれます。

「自己決定・自己責任」による地方分権型には、地域の実情やニーズに応じた個性的で特色あるまちづくりや安定した行政サービスが提供できる体制づくり、権限委譲に対応できる人材の育成や確保が必要とされます。また、NPOや地域コミュニティなど、多種多様な団体との協働のもと、地域経営の視点を持ちながら、町の発展を目指すことが求められています。町民が共有できるまちづくりビジョンを明確にしていくとともに、その達成に向けて、自立性のあるまちづくりを行う体制を構築することが必要です。

### 第2節 協働時代の到来

社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化などによる住民ニーズの高度・多様化に的確に対応し、地域課題に対処した効率的なまちづくりを目指すためには、住民と行政が知恵と力を出し合い、良きパートナーとしての仕組みを構築していくことが不可欠です。こうした中、NPOや企業などが新たな担い手としての役割を果たしはじめ、町民が自ら考え、主体的にまちづくりに参加するための基本的なルールなどを定める※自治基本条例の制定や、町民と行政との協働による行政サービスの取り組みが数多くみられるようになりました。

今後は、だれもがまちづくりに参加しやすい環境づくりや参加のためのきっかけづくりを進めていくことが重要です。少子高齢化、人口減少社会の中で、地域で支えあう、地域を基盤としたコミュニティの形成が求められ、行政はその基盤づくりや連携体制づくりを担う必要があります。

※自治基本条例…住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例



### 第3節 環境保全意識の高まり

人類の生活と発展を支えてきた様々な社会経済活動は、膨大なエネルギー資源の消費により、地球規模での環境問題を引き起こしています。地球環境を保全し、残された自然を次世代に引き継ぐためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄から、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の取り組みを強化する持続可能な循環型社会への転換が必要です。地球環境問題は、人類共通の課題であり、経済産業活動から町民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠です。

本町の快適で潤いのある環境を更により良いものにしていくためには、ごみの減量化や分別の徹底をはじめとする生活様式の見直し、循環型社会の構築に向けて、地域ぐるみでの取り組みが必要です。

#### －板倉町のごみ処理－

	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年
可燃物 (t)	1,243	1,663	1,974	2,173	2,219	2,276	2,179
不燃物 (t)	83	129	121	108	108	102	93
焼却 (t)	13	26	6	0	0	0	0
埋立 (t)	53	72	34	32	28	42	35
資源回収 (t)	618	793	1,063	1,278	977	736	809
合計	2,010	2,683	3,198	3,591	3,332	3,156	3,116

### 第4節 自治体合併の取組

国が少子高齢化や人口減少等によるめまぐるしい社会経済情勢の変化等に対応するため、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、積極的に推進した「平成の大合併」も平成22年3月に合併特例法の適用期間が切れ、その幕を閉じました。この「平成の大合併」では、全国で3,232あった市町村が1,505減少し、1,727市町村となり約46%減少する結果となりました。また、群馬県内での合併の状況は、70市町村が半分の35市町村となっています。しかし、本町を含む館林市・邑楽郡の地域では、一部で合併の動きもありましたが、結果として合併をした市町はありませんでした。

このような状況のなか、本町では平成22年9月に合併に関する町民意識調査を実施しました。この結果、合併に賛成した人が46%と反対の19%を上回り、また合併の相手先としては、1市2町（館林市、明和町、板倉町）での合併が全体の約55%となりましたが、これに対する近隣市町の具体的な取り組みはなされていない状況です。

しかし、今後急速に進む少子高齢化による人口減少や長引く円高による国内経済の低迷等により、本町はもとより自治体の財政運営は大変厳しい状況になると推測されることから、市町村合併は行財政基盤の安定化を図るうえで、有効な手段と考えられます。今後は、館林市、明和町に対し機会をみながら対等合併を前提とした検討、研究の場など、将来に対しての話し合いの場の必要性を関係首長との会合の場を通して発言していくことが肝要です。また、相手市町からの協議などの要請があるときには、これを真摯に受け止め柔軟に応じていくことが必要です。議会においても合併対策特別委員会が設置されておりますので、町民意識調査の結果を踏まえ町がどのように行動すべきか、議会とともに協議を重ねていくことが必要です。

## 第5節 安全・安心の高まり

近年、予測を越えた集中豪雨などの風水害や大地震などの自然災害が発生し、住民の生命や財産が脅かされています。災害に強い安全で安心なまちづくりを行うには、災害発生時の応急復旧体制や災害対策の取り組みを進めるとともに、地域全体での更なる防災意識の高揚が望まれます。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に飛散しました。放射性物質に含まれるセシウムの半減期はおよそ30年であり、長期間の警戒が必要です。

食に対する不安や、子どもや高齢者を狙った悪質商法などの犯罪の増加は、町民の不安を高めるものです。身近な犯罪に対しては、各地域での防犯体制の強化を図り、安全で安心なまちづくりに向けた体制の整備が極めて重要です。

医療面では、医師不足が深刻な状況にあり、関係機関と連携した地域医療対策が急務となっています。

### －板倉町の災害協定－

協定名	締結先	締結年月日	備考
災害時相互応援に関する協定	新潟県板倉町	平成8年10月4日	H17上越市に合併、合併後も当初協定内容は継続
災害時における相互協力に関する覚書	代表 板倉郵便局(町内全局)	平成9年10月1日	
水道災害相互応援に関する協定	館林市、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町	平成9年10月6日	
水道配水管接続に関する覚書	館林市	平成13年5月1日	
災害時における民間建物の利用に関する協定	群馬板倉農業協同組合	平成13年10月1日	
災害時における民間建物の利用に関する協定	学校法人東洋大学	平成13年10月1日	
災害時における民間建物の利用に関する協定	東毛リゾート開発㈱	平成13年10月1日	アピタ館林店
災害時における民間建物の利用に関する協定	学校法人陽光学園	平成13年10月1日	ひまわり幼稚園
教育財産使用許可	群馬県立板倉高等学校	平成13年10月1日	
群馬県防災航空隊支援協定	群馬県	平成18年3月27日	
災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラ ボトリング(株)群馬支社	平成20年7月14日	
災害時における飲料水提供に関する協定	サントリーフーズ㈱ 関東甲信越支社	平成21年2月2日	
安全安心に係る放送協定	ケーブルテレビ㈱	平成21年6月25日	
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年1月17日	
災害時における建築物等災害応急対策業務の応援に関する協定	㈱群馬県建設業協会 館林支部	平成23年2月15日	
非常時における飲料供給に関する覚書	ダイドードリンコ㈱	平成23年6月24日	
災害時における飲料水提供に関する協定	ダイドードリンコ㈱	平成24年2月2日	
災害時における飲料水提供に関する協定	㈱伊藤園	平成24年2月2日	

## 第3章 町の概況

### 第1節 人口の推移

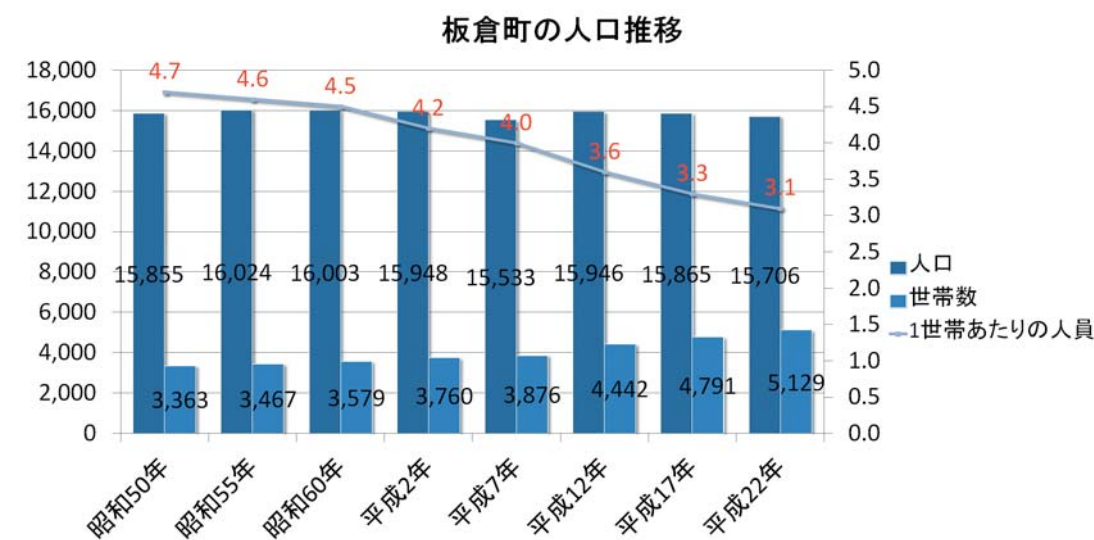
我が国の人口は、平成17年にピークに達し、その後、減少方向へと転じました。本町の人口も、昭和55年には16,024人、昭和60年に16,003人といずれも16,000人を超えていましたが、その後は徐々に減少傾向にあり、平成22年には15,706人となっています。板倉ニュータウン事業の推進や東洋大学生の定住による人口増加を予測していましたが、経済低迷の中、住宅分譲の遅れや国際地域学部の移転、加えて自然動態人口が減少に転じたことなどが、減少の大きな要因となっています。

世帯数を見ると、板倉ニュータウンの販売不振は続いているものの、昭和50年の3,363世帯から年々増加を続け、平成22年には、5,129世帯になり、35年間で1,766世帯の増加となっています。また、1世帯あたりの人員数については、板倉町においても、核家族化の進展による世帯員の減少が続いており、昭和50年には4.7人だったものが、平成22年には3.1人に減少しています。

### －板倉町の人口推移－

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	15,855人	16,024人	16,003人	15,948人	15,533人	15,946人	15,865人	15,706人
世帯数	3,363世帯	3,467世帯	3,579世帯	3,760世帯	3,876世帯	4,442世帯	4,791世帯	5,129世帯
1世帯あたりの人員	4.7人	4.6人	4.5人	4.2人	4.0人	3.6人	3.3人	3.1人

資料：国勢調査





## 第2節 少子化の進展

我が国では、急速に少子高齢化が進行しており、総人口は平成16年12月の1億2,784万人をピークに人口減少時代に入りました。平成18年(2006年)の※合計特殊出生率は1.32であり、長期的に人口を維持できる水準とされている2.07を大きく下回っており、今後も少子化は続くものと見込まれています。これに起因する社会活動の停滞や地域の活力低下が危惧されています。

こうした中、本町における平成22年(2010年)の合計特殊出生率は、全国より低い1.27です。

※合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が平均して生涯何人子どもを生むのかを推計したものの

### ―板倉町の出生数及び合計特殊出生率の推移―

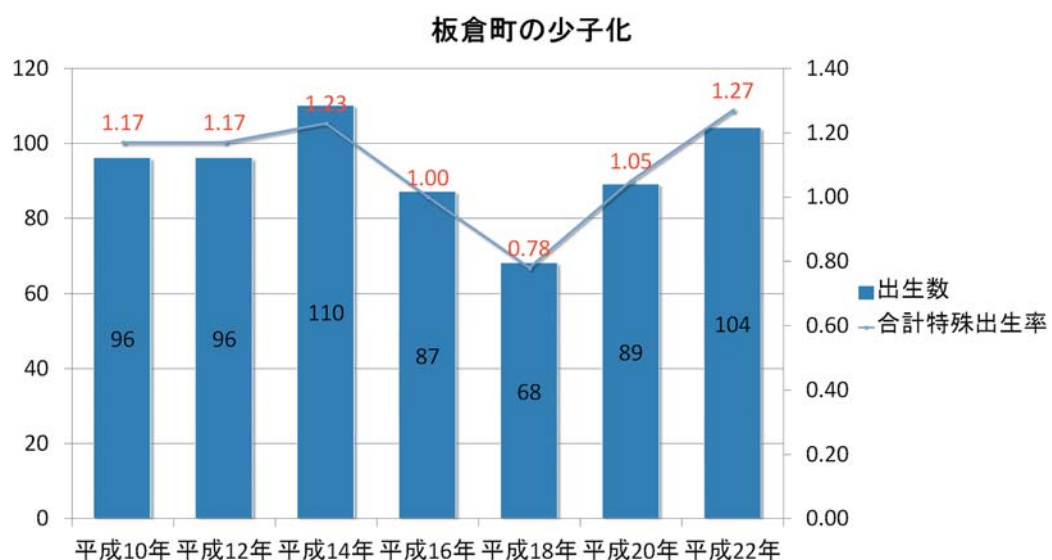
項目	年度	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年
出生数		96人	96人	110人	87人	68人	89人	104人
合計特殊出生率		1.17	1.17	1.23	1.00	0.78	1.05	1.27

資料：人口動態統計(群馬県)

### ―全国の出生数及び合計特殊出生率の推移―

項目	年度	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年
出生数		1,203,147人	1,190,547人	1,153,855人	1,110,721人	1,092,674人	1,091,156人	1,071,304人
合計特殊出生率		1.38	1.36	1.32	1.29	1.32	1.37	1.39

資料：人口動態統計(厚生労働省)



## 第3節 本格的な高齢社会の進展

我が国では、人口が減少する中において、※高齢化率は、平成10年(1998年)には16.2%でしたが、平成16年(2004年)には19.5%、平成22年(2010年)には23.0%、そして、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、平成32年(2020年)には29.2%に達するものと見込まれています。こうした中、本町の高齢化率も平成22年(2010年)に23.5%と全国平均を上回り、今後も上昇し続けることが予測されます。

※高齢化率…65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

### ―板倉町の高齢者人口の推移―

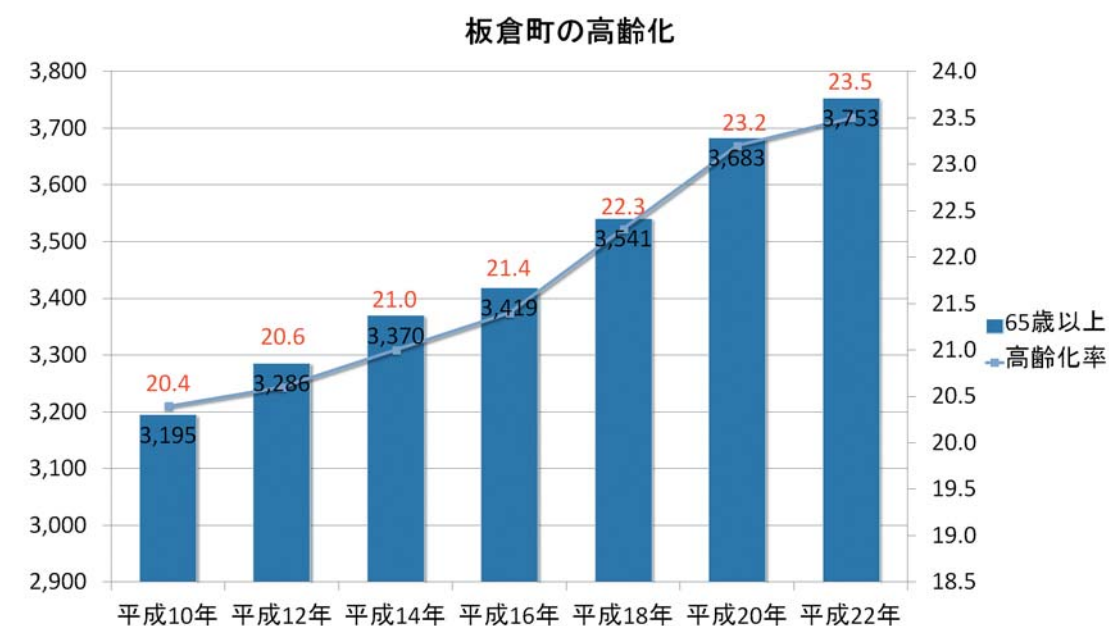
項目	年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度
高齢者人口(65歳以上)		3,195人	3,286人	3,370人	3,419人	3,541人	3,683人	3,753人
高齢化率		20.4%	20.6%	21.0%	21.4%	22.3%	23.2%	23.5%

資料：群馬県年齢別人口統計調査

### ―全国の高齢者人口の推移―

項目	年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度
高齢者人口(65歳以上)		2,051万人	2,196万人	2,363万人	2,488万人	2,660万人	2,822万人	2,948万人
高齢化率		16.2%	17.3%	18.5%	19.5%	20.8%	22.1%	23.0%

資料：人口推計(総務省)



## 第4節 町の財政状況

国内の経済状況は、長引く円高のため生産拠点を海外に移転する企業の増加により、国内産業の空洞化が進んでいます。また、雇用情勢も深刻な状況にあり、新卒者の就職内定率は、近年、低水準で推移しています。一方、海外では、欧州の債務危機発生や、長年世界経済を牽引してきた米国の財政状況の悪化など、将来を展望するうえで、不確定要因の発生が続いています。今後も加速する少子高齢化による就業人口の減少や、社会保障と税の一体改革による消費税率の引き上げによる実質個人消費の減少など、より厳しい経済状況が予想され、税収の減少などが危惧されるところです。

本町では、これまでも徹底した行財政改革に取り組んできましたが、今後も情報公開を徹底し、町民と行政が危機意識を共有したうえで、行政基盤の強化を図り、より簡素で効率的な行財政運営の実現を図ることが必要です。

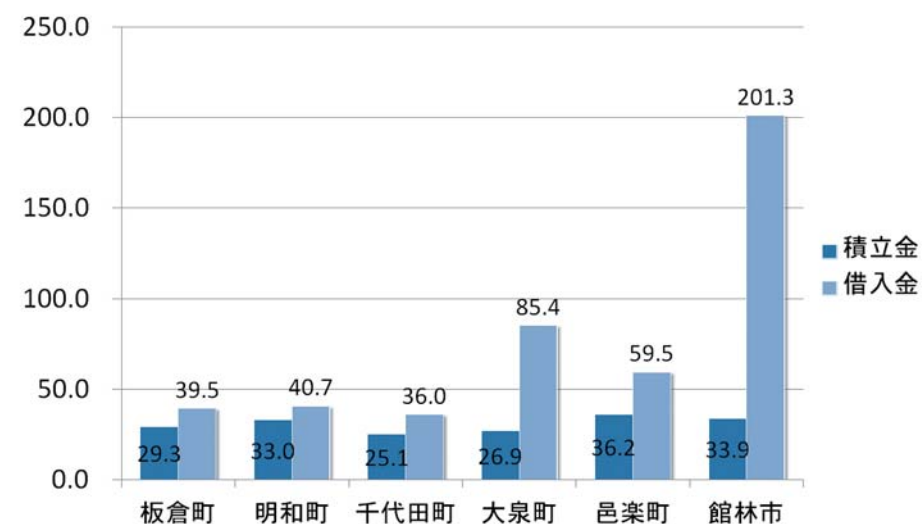
### ―借入金残高の推移―

会計名	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
一般会計	57億2,101万円	53億2,236万円	49億12万円
下水道事業特別会計	19億2,703万円	17億5,591万円	16億910万円
水道事業会計	8億4,823万円	8億3,527万円	8億2,053万円
合計	84億9,627万円	79億1,354万円	73億2,975万円

会計名	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
一般会計	44億7,080万円	41億5,896万円	39億5,092万円
下水道事業特別会計	14億8,595万円	13億9,609万円	13億853万円
水道事業会計	8億933万円	8億1,470万円	8億8,274万円
合計	67億6,608万円	63億6,975万円	61億4,219万円

―邑楽館林管内の借入金と積立金―



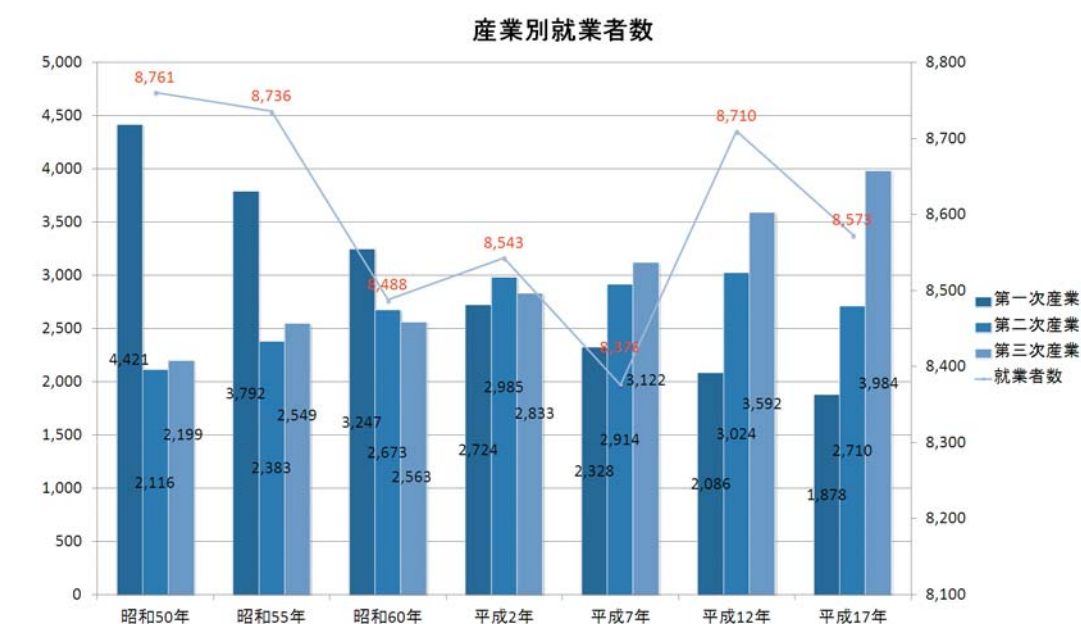
## 第5節 産業別就業者数

本町では、総人口の減少に伴い、就業者数も減少傾向にあります。昭和50年(1975年)に、8,761人だった就業者数は、平成17年には8,573人と188人の減少となりました。こうした中、農業など第一次産業の就業者数の減少は著しく、昭和50年には4,421人だった就業者数は平成17年には1,878人と2,543人の減少。これに対し、工業などの第二次産業、サービス業などの第三次産業については、いずれも増加傾向にあり、第二次産業では昭和50年に就業者数2,116人が平成17年になると2,710人と594人の増加、第三次産業については、昭和50年には2,199人だった就業者数が平成17年には3,984人と1,785人の増加がみられました。

### ―板倉町産業別就業者数の推移―

項目	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	4,421人	3,792人	3,247人	2,724人	2,328人	2,086人	1,878人
第二次産業	2,116人	2,383人	2,673人	2,985人	2,914人	3,024人	2,710人
第三次産業	2,199人	2,549人	2,563人	2,833人	3,122人	3,592人	3,984人
分類不能産業	25人	12人	5人	1人	12人	8人	1人
就業者数	8,761人	8,736人	8,488人	8,543人	8,376人	8,710人	8,573人

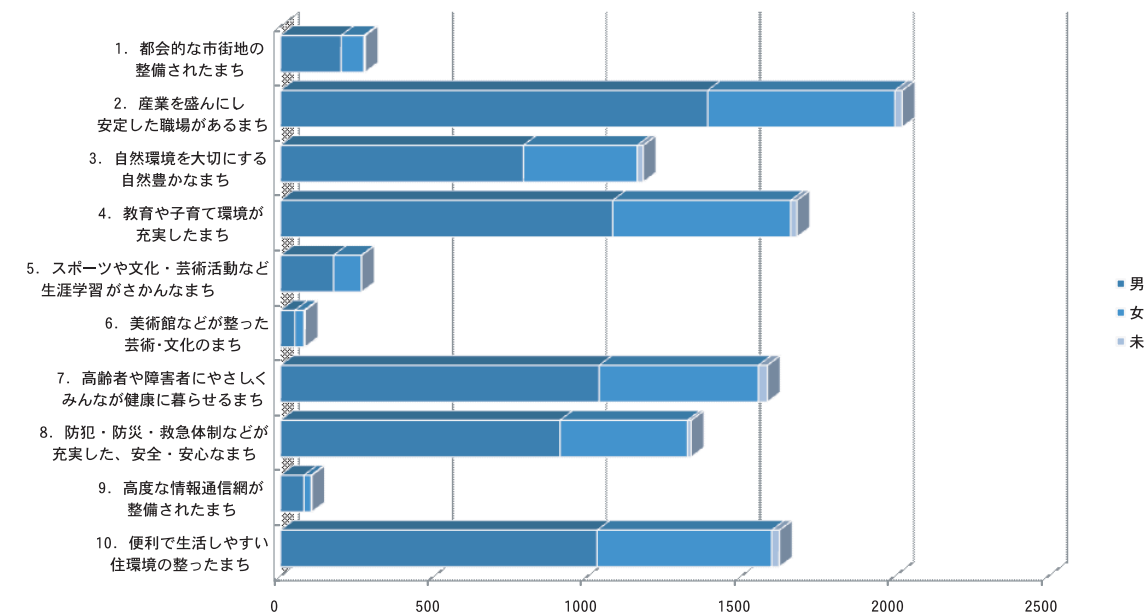
資料：国勢調査



## 第6節 まちづくりに関する町民の意向

平成22年度に実施した町民意識調査における「今後、板倉町はどのような方向の町を目指すべきだと思いますか？」の項目では、「農業や工業などの産業を盛んにし、安定した職場があるまち」(19.9%)と回答された割合が最も高く、次いで「子どもを安心して育てられる教育や子育て環境が充実したまち」(16.6%)、「通勤通学や買い物に便利で生活しやすい住環境の整ったまち」(16.0%)の結果となっています。

	男	女	性別未記入	合計	構成比
1. 都会的な市街地の整備されたまち	198	74	4	276	2.7
2. 産業を盛んにし、安定した職場があるまち	1,391	609	24	2,024	19.9
3. 自然環境を大切に自然豊かなまち	791	370	20	1,181	11.6
4. 教育や子育て環境が充実したまち	1,082	579	20	1,681	16.6
5. スポーツや文化・芸術活動など生涯学習が盛んなまち	173	90	1	264	2.6
6. 美術館などが整った芸術・文化のまち	47	30	3	80	0.8
7. 高齢者や障害者にやさしく、みんなが健康に暮らせるまち	1,038	518	29	1,585	15.6
8. 防犯・防災・救急体制などが充実した、安全・安心なまち	910	415	12	1,337	13.2
9. 高度な情報通信網が整備されたまち	77	23	2	102	1.0
10. 便利で生活しやすい住環境の整ったまち	1,031	568	25	1,624	16.0
合計	6,738	3,276	140	10,154	100.0



## 第7節 町の発展経過

本町は利根川と渡良瀬川に挟まれた三角地帯にあり、低湿地が広い面積を占めているため、昔からたびたび洪水・水害に見舞われ、水との闘いと克服の歴史を通して発展してきました。この間幾多の変遷を経て、昭和2年に邑楽東部第1排水機場が設置され、更に平成18年には邑楽東部第1・第2排水機場、平成23年には谷田川第1排水機場が改修されるなど、排水事業を中心に湿田の乾田化が進められ、県内屈指の穀倉地帯として今日の板倉町の基礎が築かれました。

昭和30年に4か村の合併により板倉町が誕生しましたが、農業立町を基本に稲作が板倉農業の主流を占め、肥よくな土壌と優れた営農技術により高い生産性をあげてきました。

しかし昭和40年代になると、ハウス栽培の普及により、稲作から施設園芸へと農業の主流が変わりました。昭和47年に開通した東北自動車道により、東京・京浜地区との時間距離は大幅に短縮され、米と並んで本町の主要農産物となったキュウリは出荷量全国一を誇るまでに急成長を遂げてきました。

また、同時に工業への志向性も高まり、昭和54年には板倉沼が埋め立てられ、現在の板倉工業団地が造成されるなど、農工商が一体となったまちづくりが進められてきました。

このような背景のもとで、昭和55年に「板倉町新総合計画(昭和55年～平成2年)」が策定され、新しいまちづくりのビジョンとして都市近郊型農業と商工業の発展で調和のとれたまち、希望にみちた活力あるまちづくりが進められました。

平成2年には、東洋大学の板倉町進出が決定し、東洋大学、東武日光線新駅設置を含む「緑・学・住・遊」が一体となった板倉ニュータウン建設事業が群馬県企業局を事業主体として進められることとなりました。「板倉町第3次総合計画(平成3年～平成12年)」は、このような状況の中、「文化のかおる活力あふれるまちづくり」を将来都市像に策定されました。

平成5年に板倉ニュータウン造成工事が着手され、平成9年には板倉東洋大前駅開業、そして東洋大学が開学し、翌平成10年に板倉ニュータウン街びらき式典が開催されました。

平成14年には「光と水とふれあいの学園都市・板倉」を将来像に定め、「板倉町第4次総合計画」を策定、本町の特性を生かした数多くの新規事業に取り組んできました。

しかし、全国的な人口減少や長びく日本経済低迷の影響により、板倉ニュータウン分譲地の販売は不振が続き、平成21年8月には、都市計画用途及び板倉ニュータウン地区地区計画の変更を行い、産業用地を造成、優良産業施設、商業施設の早期誘致を促進しています。

少子高齢化に伴う社会的課題、情報化の急速な進展、地球規模での環境問題など、今後も社会情勢が大きく変化する中、厳しい財政状況や地方分権を踏まえた対応が求められています。





# 基本的な 考え方

# ITAKURA

<b>第1章</b>	<b>板倉町の将来像</b>				
第1節	将来の町の姿	15			
第2節	将来の人口推計	16			
<b>第2章</b>	<b>施策の大綱</b>				
第1節	施策の大綱と目指す姿	17			
<b>第3章</b>	<b>防災・防犯</b>				
第1節	防災体制の整備	19			
第2節	防犯対策の推進	21			
<b>第4章</b>	<b>生活環境</b>				
第1節	ごみの収集・リサイクル	23			
第2節	安全な水の安定供給	25			
第3節	水質浄化の適正管理 (下水道・浄化槽整備事業)	27			
第4節	交通安全への取組	29			
第5節	消費生活に関する情報提供や 相談体制の充実	31			
<b>第5章</b>	<b>保健・医療・介護・福祉</b>				
第1節	子育ての環境・支援	33			
第2節	健康づくりや病気の予防	35			
第3節	保険医療と医療環境の充実	37			
第4節	高齢者の自立支援	39			
第5節	介護サービスの充実	41			
第6節	障害者(児)の生活支援	43			
<b>第6章</b>	<b>教育・文化・スポーツ</b>				
第1節	小中学校の教育環境の向上	45			
第2節	生涯学習と文化芸術活動の充実	47			
第3節	青少年の健全育成	49			
第4節	文化財や伝統文化の保存・継承	51			
第5節	スポーツ活動の推進	53			
<b>第7章</b>	<b>環境保全</b>				
第1節	環境の保全と整備	55			
第2節	地球温暖化対策	57			
第3節	風景づくり	59			
<b>第8章</b>	<b>町の基盤整備</b>				
第1節	道路網の整備と河川の管理	61			
第2節	公共交通の整備	63			
第3節	公園・緑地などの維持管理	65			
<b>第9章</b>	<b>産業振興</b>				
第1節	農業の振興	67			
第2節	商工業の振興	69			
第3節	板倉ニュータウン事業の推進 (企業・商業誘致と雇用の促進)	71			
第4節	観光振興	73			
<b>第10章</b>	<b>住民参加</b>				
第1節	町民ボランティア活動の促進	75			
第2節	地域コミュニティ活動の充実	77			
第3節	広聴・広報活動の充実	79			
<b>第11章</b>	<b>情報・行財政</b>				
第1節	職員体制の適正化	81			
第2節	財政の健全化	83			
第3節	情報公開と個人情報保護	85			
第4節	事務の効率化・ 行政サービスの向上	87			
第5節	役場新庁舎の建設	89			

# 第2編 基本的な考え方

## 第1章 板倉町の将来像

### 第1節 将来の町の姿

近年、台風による風水害や予測困難な突発的な局地豪雨、いわゆるゲリラ豪雨など、地球温暖化の影響による災害が多発しています。そして、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、世界最大級となるマグニチュード9.0の極めて強い地震となり、その地震に連動した大津波の発生や、福島第一原子力発電所の事故により、広範囲に飛散した放射性物質による被害は、未曾有のものとなっています。

また、行財政においては、景気低迷による税収減や地方交付税の大幅な減額などにより、各自治体が厳しい財政状況にある中、定住人口の増加や企業誘致などをめぐり、自治体間競争は今後更に激しさを増すと予想されます。本格的な地方分権時代を迎え、自治体や地域は自己決定、自己責任による競争力を求められる時代となっています。

その他、医師不足に起因する地域医療格差の問題、少子高齢化における社会保障制度崩壊の危機、増え続ける犯罪、産業の振興、再生可能エネルギーへの取り組みなど、課題は山積みです。

このような状況の中、「安全と安心」はまちづくりに取り組むうえで、非常に重要です。防災体制の整備はもとより、生活環境、福祉、教育、基盤整備に至るまでのあらゆる分野で町民が安全で安心して生活できる環境体制の整備とともに、社会経済が大きく変化する中で、企業誘致をはじめとする産業の活性化や町の財政基盤の強化などは欠かすことができません。

この第1次板倉町中期事業推進計画では、これまでの本町における総合計画の取り組みを引き継ぐとともに、社会動向や町民のニーズ、町の発展課題などを総合的に勘案し、指標である将来像を次のように定めます。

本町で暮らすすべての人が社会に揺るぎない信頼を持ち、子々孫々にわたって永くこの地域で暮らすことができるよう、人々が、共に支え合い補完しながら、共生する考え方のもと、持続ある発展と魅力あるまちづくりを進めていきます。



みんなが安心して暮らせるまち

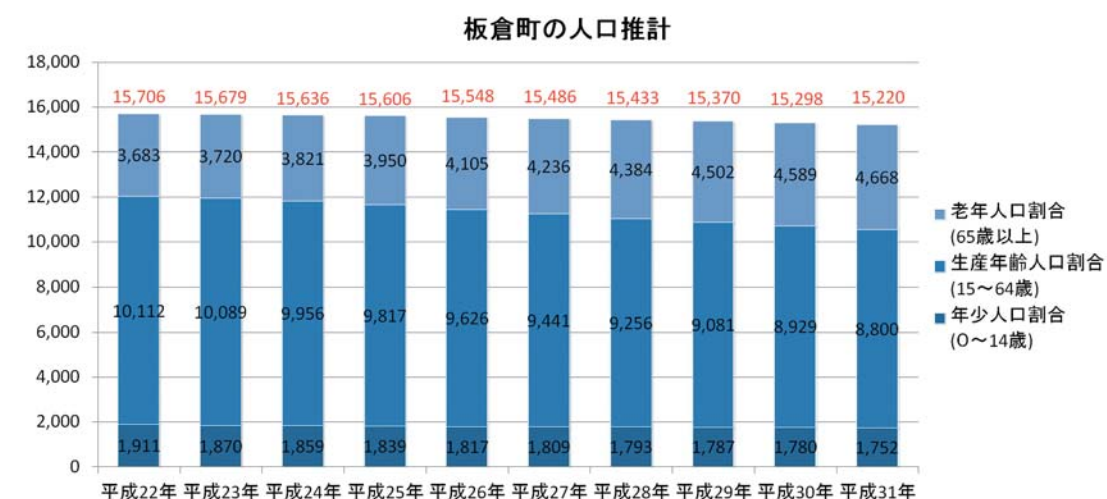
### 第2節 将来の人口推計

#### —板倉町の人口推計—

我が国の人口は、平成17年にピークに達し、既に人口減少社会を迎えています。本町の人口は、昭和60年の約16,000人をピークにその後、緩やかに減少傾向にあります。

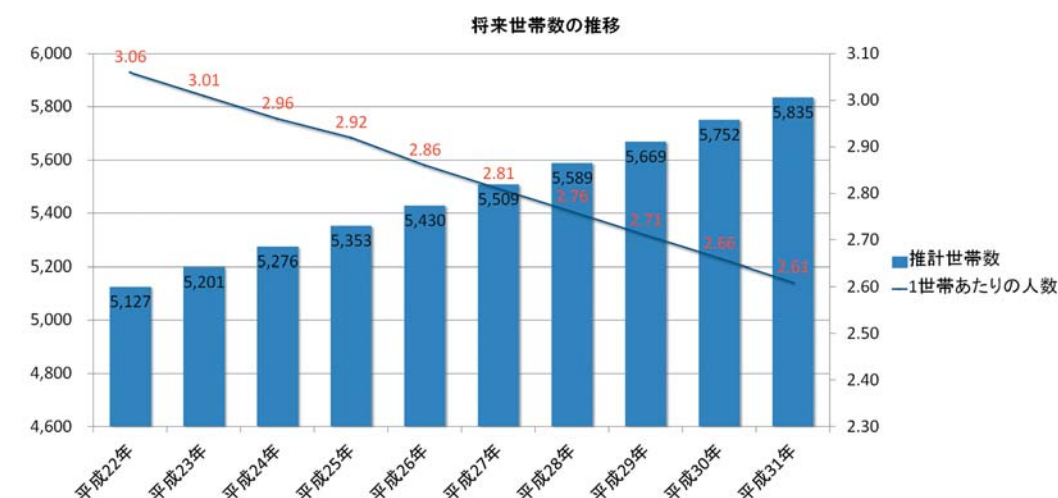
将来人口の推計は、※コーホート変化率法により算出をすると、平成27年には15,486人、平成31年には15,220人まで減少すると予想されます。本計画の最終年となる平成31年の板倉町の人口は、8年間で420人以上、減少すると考えられます。

※コーホート変化率法…各年齢層について、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法



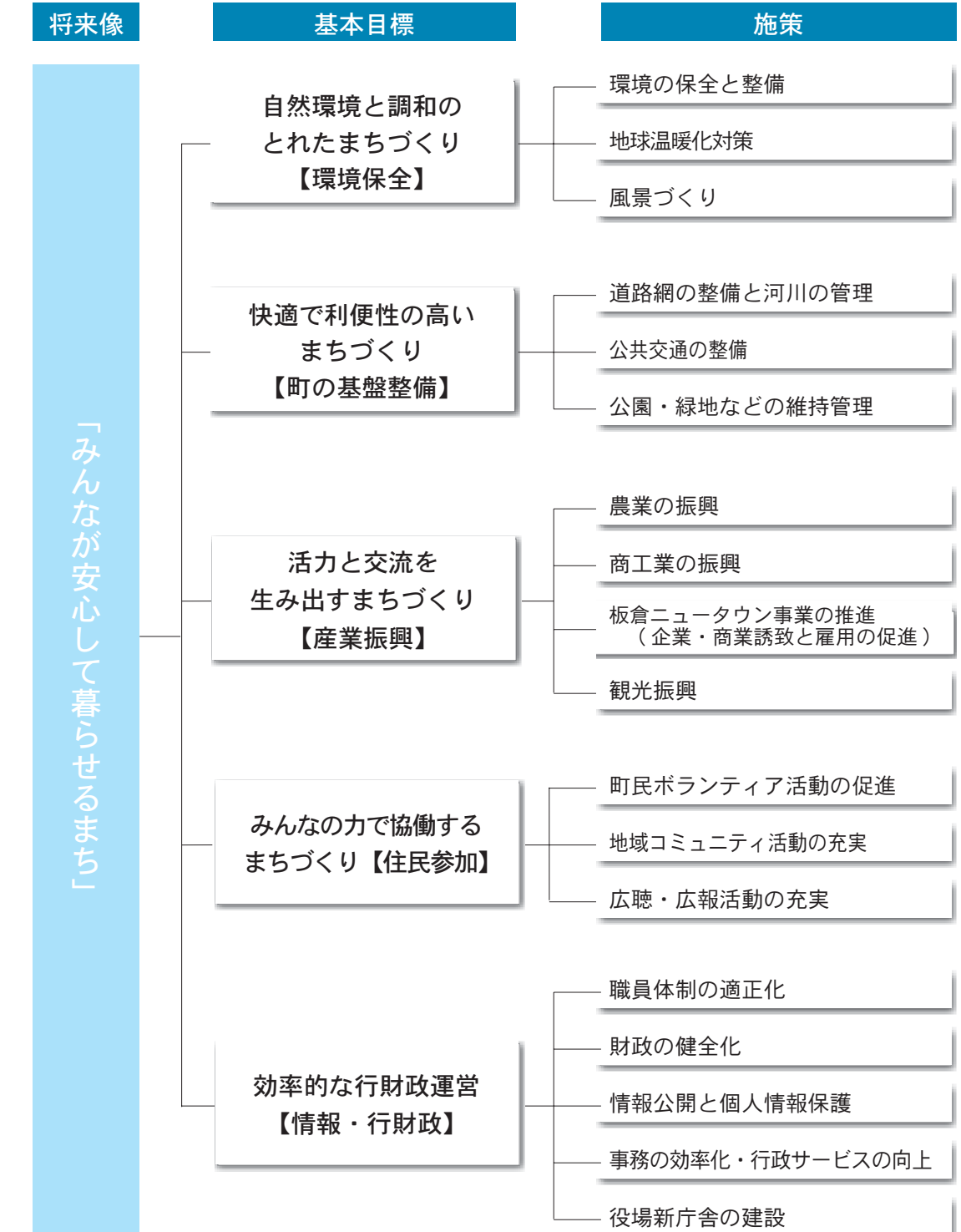
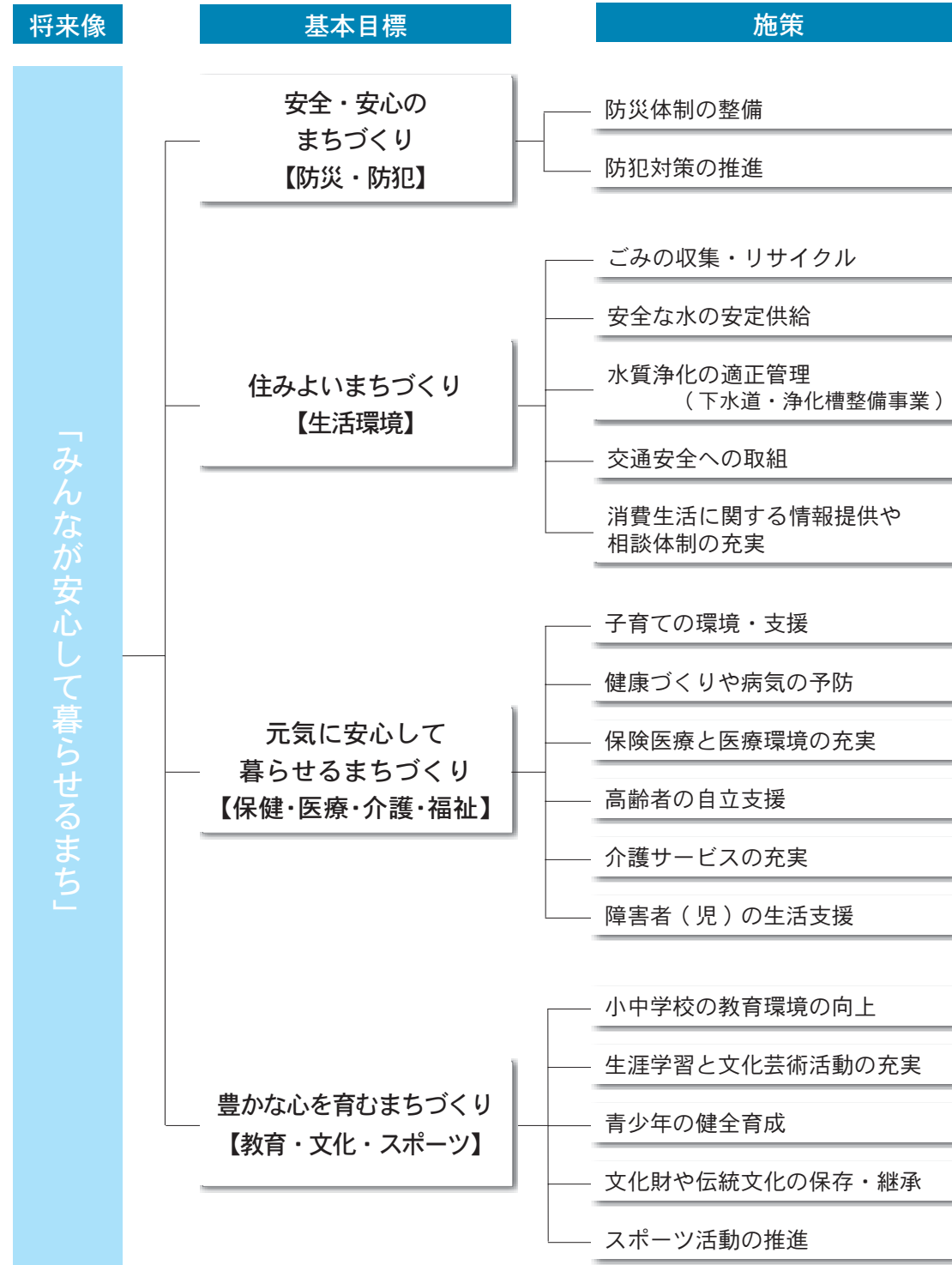
#### —将来世帯数—

本町の将来世帯数については、板倉ニュータウンの住宅販売や東洋大学生の転入に加え、核家族化や単身高齢者の増加などによって、今後も増加傾向にあります。平成31年には世帯数5,835世帯、平均世帯人員2.61人になると考えられます。



## 第2章 施策の大綱

### 第1節 施策の大綱と目指す姿





# 第2編 基本的な考え方



## 第3章 防災・防犯 第1節 防災体制の整備

行政の防災体制の整備とともに、町民の防災意識を高め、家庭や身近な地域を単位とした防災体制の整備に取り組みます。

### ー現状と課題ー

◆災害が発生した場合には、ボランティアを含めた支援活動との連携など、総合的な防災対策が必要です。特に地域での助け合いなど、町民一人ひとりの果たす役割は大きいことから、自主防災組織や防災リーダーの育成に努めるとともに、防災訓練や避難訓練などを通じた自主的な防災体制の強化を進める必要があります。

◆近年、各地で大規模な地震や集中豪雨など、大災害が発生しています。防災対策は、テレホンサービスや安全安心メール配信サービスなどの実施、避難所及び備蓄倉庫の整備などに努めていますが、災害時における更なる対策強化が求められています。

◆将来起こりうる大規模災害に対応するには、本町内での取り組みのほか、広域的な対応が必要です。

◆昼間の火災など、災害活動における消防団員の出勤人員が減少しています。消防団員確保のための対策が必要です。

◆東日本大震災、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震など、各地で大きな地震が頻発している中、住宅・建築物の倒壊などによる被害を軽減するため、建物の耐震化が重要です。

### ー主な施策ー

◆**地域防災計画の見直し** 国の災害対策基本法に基づき、避難所の整備や見直しなどを含めた総合的な災害対策を盛り込んだ地域防災計画の見直しを行います。町民の生命財産を守るための様々な対策を実施していきます。

◆**自主防災組織の強化推進** 自分の安全は自分で守る「自助」という考え方、また、自分たちの住む地域は自分たちの力で守る「共助」という考え方をもとに、災害時の情報伝達や避難を助け合う「防災班」の確立、更に防災リーダーの育成に努めるなど、災害に強い地域づくりの促進を図ります。



◆**防災情報の伝達** 火災や地震、風水害などの災害による被害を最小限に抑えるため、防災情報収集とともに、伝達システムとして、テレホンサービス、安全安心メール、エリアメールに加え、防災行政無線などの調査・研究を行います。

◆**町民意識の向上** 防災訓練やハザードマップ、及び高齢者や障害者などに対する災害時支援マニュアルの作成など、防災知識の向上を図るとともに、災害時のボランティア活動の環境整備など、一人ひとりの防災意識の高揚と地域の防災力の向上に努めます。

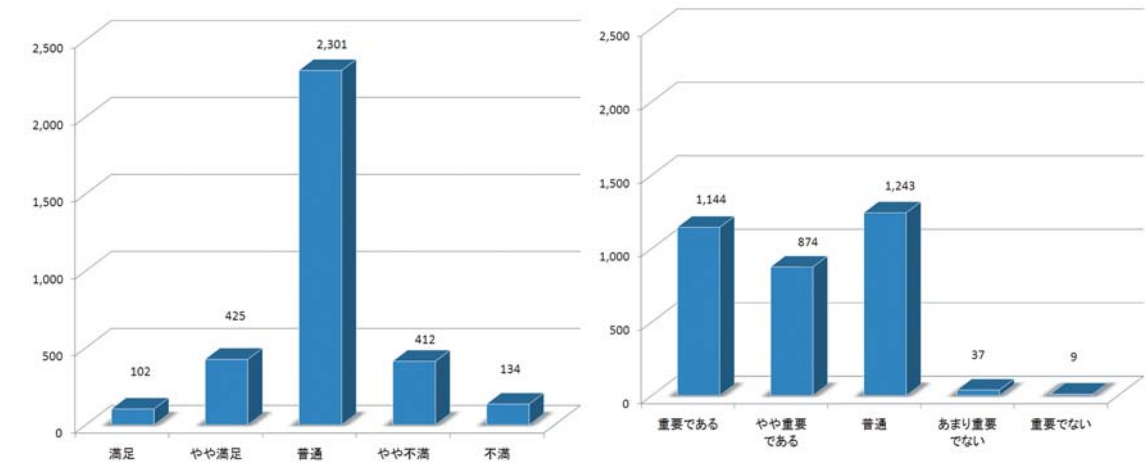
◆**広域の連携** 大規模な広域災害に対応するため、国、県などを含む防災関係機関との緊密な連携を図るとともに、自治体間における相互の災害協定締結に向けての調査・研究など、総合的な防災対策を推進します。

◆**消防団員の確保** 地域の消防・防災に重要な役割を担う消防団活動への理解を促し、団員の確保と実情に応じた消防資機材の導入と更新を図ります。

◆**建築物の耐震化** 耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準で建築された住宅に対して、耐震診断、耐震改修を推進します。

### ー町民意識調査ー

「防災体制の整備」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が68.2%。また今後の重要度では、「重要である」が34.6%、「やや重要である」が26.4%となりました。





# 第2編 基本的な考え方



## 第2節 防犯対策の推進

生命・生活を守るため、家庭や地域における防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯体制を推進します。

### －現状と課題－

◆本町でも、空き巣や忍び込み、車上狙いなどの犯罪が後を絶たない状況です。また、近年では振り込め詐欺や架空請求の被害も発生し、その手口も巧妙化しています。このような状況の中、町民の防犯意識は、まだまだ高いとは言えない状況であり、今後は更なる防犯意識の高揚に努める必要があります。地域で発生する様々な犯罪を未然に防ぐために、警察との連携や町民の防犯意識の高揚による抑止機能の向上が求められています。

◆幼い子どもたちを狙った犯罪が全国で多発しています。子どもを犯罪から守るために、地域全体で通学路やその周辺の安全確保に心掛け、子どもたちが安全な生活を送り、健全に成長するよう見守っていく必要があります。本町では、下校時の防犯パトロールや防犯ブザーの配布、子ども110番の家の設置など、学校、家庭、地域が連携した防犯対策に取り組んでいます。

◆計画的に防犯灯の新設を進めるとともに、老朽化した防犯灯の更新が必要です。

◆犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、防犯委員会などの組織の充実や、地域における防犯意識の高揚が必要です。

### －主な施策－

◆防犯意識の高揚 多様化する犯罪に巻き込まれないよう自主防犯活動を促進し、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。また、町民や行政、福祉・介護関係者の研修などを通じて防犯知識の向上、防犯意識の普及・啓発に努めます。

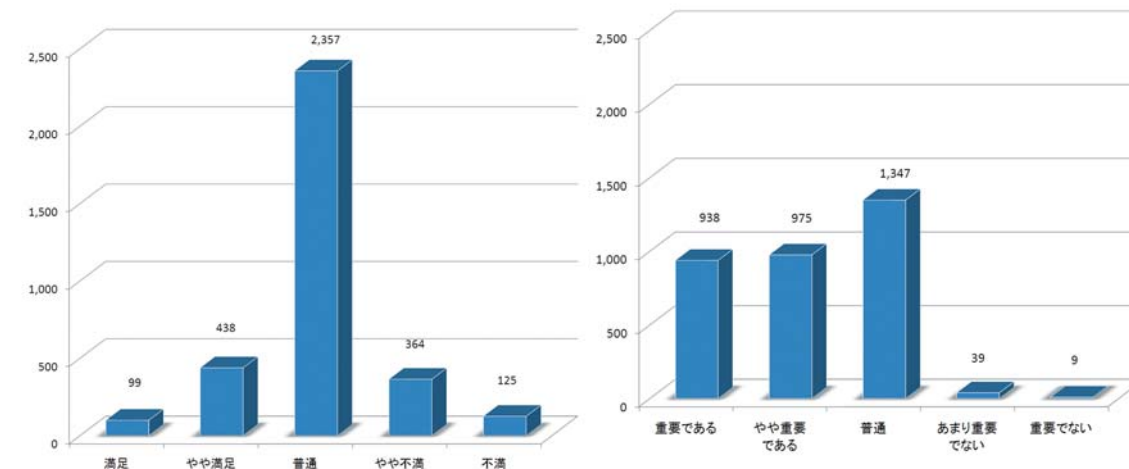
◆防犯パトロールの強化 子どもを狙った犯罪が社会問題化している今日、関係団体等と連携して、安全パトロールの強化や、万一の場合の対処法の明確化など、地域ぐるみでの安全対策を推進します。また、町内の不審者情報など、各種メールシステムを活用し、迅速な情報提供に努めます。

◆防犯施設の充実 地域の必要性に応じて、防犯施設の整備充実を図るとともに、適切な管理を推進します。夜間における町民の安全を守るため、省エネルギーの観点からLED式防犯灯の計画的な設置・更新を図ります。

◆地域ぐるみの防犯施策の実施 防犯委員会各支部や青少年健全育成推進員、少年補導員、警察など、地域が一体となり、青少年の非行や犯罪を防ぐ防犯思想の普及・啓発、及び犯罪を抑止する活動を展開します。

### －町民意識調査－

「地域での防犯対策」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が69.7%と非常に高く、今後の重要度では、「重要である」が28.4%、「やや重要である」が29.5%、「普通」が40.7%となりました。



### －町内犯罪件数等－（単位：件）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
防犯情報数	—	—	—	12	6	10	20
侵入窃盗	68	45	35	29	47	26	30
車上ねらい	47	39	20	26	27	15	13
自動販売機ねらい	41	38	17	17	19	6	7
乗物盗難	33	21	25	40	20	22	24
その他の事件	34	56	40	41	58	67	65

資料：館林警察署



## 第4章 生活環境

### 第1節 ごみの収集・リサイクル

持続可能な循環型社会の構築に向け、地域と連携し、適正なごみ収集・処理に努めます。

#### －現状と課題－

◆ごみの発生抑制とリサイクルを進めることにより資源の消費を抑制し、環境への負荷を少なくする循環型社会の構築が急務となっています。このため国では、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種法律を制定し、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めています。

◆分別収集の徹底や古紙等の資源の有効活用など、リサイクル化の推進とともに、なお一層、ごみの減量化に向けた取り組みが重要です。本町では、館林市、明和町と合同のマイバッグキャンペーンを平成18年より実施しており、レジ袋の節約、ごみの減量、CO2排出量の削減に取り組んでいます。

◆本町では平成9年から稼働した資源化センターにて、生ごみは高速堆肥化施設で堆肥に、燃えるごみは固形燃料化施設で固形燃料(RDF)に変え、有効な資源として活用していますが、施設の老朽化が進んでいます。また、ビン、カン、危険物については、できる限りの資源化や再利用を図り、残った残渣は最終処分を行っています。

◆近年、環境美化への関心が高まる一方、ごみのポイ捨て、産業廃棄物や一般廃棄物などの不法投棄が見受けられ、町内の生活環境が悪化しています。

#### －主な施策－

◆啓発活動 地球規模の環境問題が深刻化する中で、持続可能な循環型社会を構築するため、行政区などと連携して、ごみの減量化や資源の有効活用に努めるとともに、ごみ3R(発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル))の推進に向け

た啓発活動を推進します。

◆ごみ発生抑制の促進 製品の長期間の使用や※リターナブル容器の利用、再生品の使用など、町民意識の普及・啓発に努め、ごみの発生抑制を促進します。使い捨て商品の使用自粛、簡易包装やノー包装などの取り組みを進め、ごみの排出抑制を促進します。

※リターナブル容器…中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器

◆資源ごみ回収の推進 町内の団体が実施する集団回収活動を支援し、その活動の充実を図ります。また、団体に対するリサイクル学習会を開催するなど、町民のリサイクル意識の啓発に努めます。

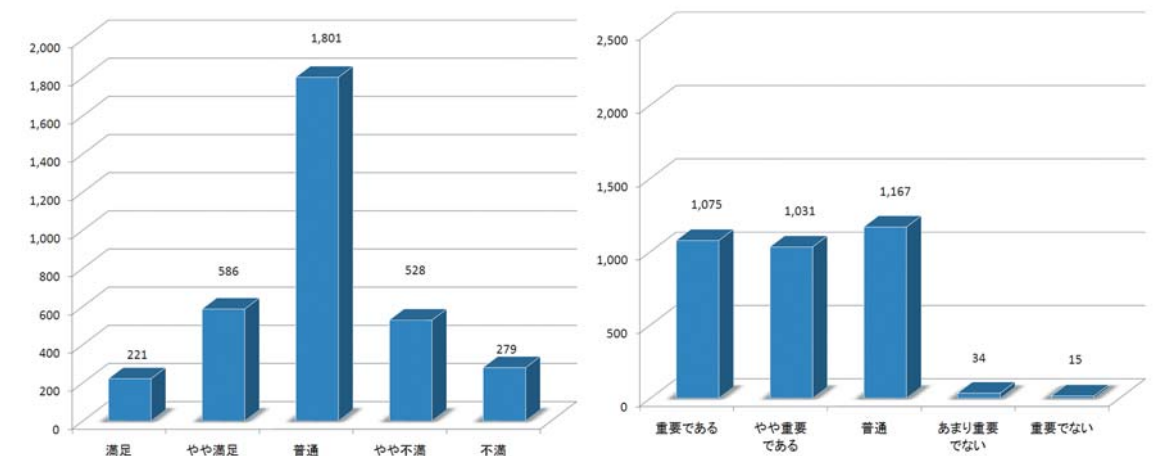
◆広域ごみ処理に向けて 板倉町、館林市、明和町の1市2町による広域ごみ処理の平成29年開始を目指し計画的に取り組めます。館林市に可燃ごみ処理施設、明和町に最終処分施設、板倉町にはリサイクル(不燃性の処理)施設を建設します。事業の開始に向け、施設整備のほか、ごみの分別方法、ごみ袋、効率的なごみ収集運搬の体制整備、ごみステーションのあり方などについて、調査・研究をしていきます。

◆資源化センター改修事業 1市2町による広域ごみ処理が始まるまでの間、資源化センターの各機械類については、必要最低限の改修や修繕を実施していきます。

◆廃棄物などの不法投棄の防止 不法投棄をさせない環境づくりを進めるため、県、警察、地域住民及び民間との連携を密にし、廃棄物などの不法投棄の防止を推進します。

#### －町民意識調査－

「ごみの収集・リサイクル」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が52.7%。今後の重要度においては、「重要」が32.4%、「やや重要」が31.0%、「普通」が35.1%となりました。







## 第2節 安全な水の安定供給

老朽化した施設・管路の更新、計画的な災害対策など、町民へ安全でおいしい水を提供します。

### －現状と課題－

◆急激に進む少子高齢化や景気の低迷など、社会経済情勢は大きく変化し、水需要は年々減少している中で、世界規模での環境問題が顕在化するなど、水環境を取り巻く情勢は大きく変化しています。今後も引き続き水を安定的に供給するため、水源である井戸の保全や老朽管である石綿セメント管の更新、老朽化が進む浄水場施設の再構築が必要です。

◆本町の浄水・配水施設は、5施設あり、能力は13,630 m<sup>3</sup>/日です。これらは、そのほとんどが高度成長期に整備された施設であり、一斉に更新時期を迎えています。老朽化した水道施設の計画的な改修・改良、整備、維持管理が必要です。また、東日本大震災や阪神淡路大震災を教訓として、災害、事故などの発生に備え、水道施設の耐震化を図り、水道システム全体としての安全性を高める必要があります。

◆福島第一原子力発電所の事故による水道水への放射性物質の影響など、更なる安全性の確保が求められています。

◆町民からのニーズも高度・多様化する中、常時、非常時を問わず、引き続き安全でおいしい水を安定的に供給することが重要です。赤水の発生や断水がなく、災害に強い水道施設など、高水準な供給体制の構築が求められています。

### －主な施策－

◆おいしい水の安定供給 安全でおいしい水の安定供給のため、浄水・配水施設の改良更新を計画的に進め、災害や事故などの発生時においても、可能な限り町民の生活に支障を

及ぼさないよう、水道施設の耐震化を図ります。

◆啓発活動 毎年6月1日～6月7日の水道週間には、広報紙や町ホームページなどにより、町民に対し、水資源の大切さや節水意識の啓発を図ります。

◆老朽管の更新事業 現在、町内には水道配水管が約156,000 m布設されています。このうち、老朽化した石綿セメント管約21,000 m (13.8%) について計画的な更新を実施します。

◆水資源の保全 既存井戸が長期間使えるよう、適切な取水管理を行うなど、水源の保全を推進します。

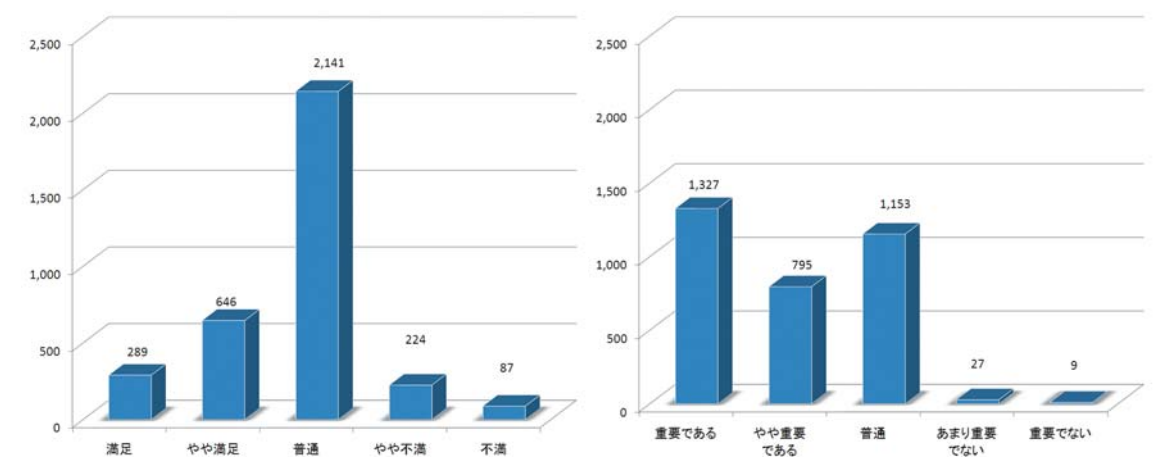
◆水道安全対策事業 塩素滅菌や有害物質の混入防止などの安全対策を図るとともに、町内の水道水に含まれる放射性物質の検査を安全性が確保できるまで継続して実施していきます。町民へ安全でおいしい水を提供していきけるよう、努めます。

◆近隣市町との連携強化 ライフラインである上水道の災害時などにおける迅速な復旧を行うため、近隣市町との連携強化を図ります。

◆事業運営の安定化 長期的な視点に立った財政計画のもと、適正な料金賦課を実施し、安定的に水道水を供給できるよう、水道事業の効率化に取り組みます。また、より一層の事業の安定化を図るため、東毛地域での広域化について研究を進めていきます。

### －町民意識調査－

「安全な水の安定供給」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は63.2%。今後の重要度では「重要」が40.1%、「やや重要」が24.0%、「普通」が34.8%となりました。



# 第2編 基本的な考え方



## 第3節 水質浄化の適正管理 (下水道・浄化槽整備事業)

水質浄化センターの効率的な運転、及び浄化槽整備区域への合併処理浄化槽の普及・啓発に努めます。

### ー現状と課題ー

◆公共下水道事業は、公衆衛生の向上のため平成6年度に板倉ニュータウン区域を対象として事業認可を受け、平成7年度から幹線管渠及び水質浄化センター建設に着手し、平成10年3月より板倉ニュータウンの一部において供用を開始しました。長引く景気低迷の影響により、板倉ニュータウンの分譲も遅れていることから、公共下水道利用者数が伸びず、事業費に要する費用回収が進んでいない状況です。また、今後必要とされる設備機器の更新に向け、計画的な対応が必要です。

◆公共下水道整備区域（板倉ニュータウン地区）以外は浄化槽整備区域として、合併処理浄化槽の設置を推進しています。しかしながら、浄化槽整備区域内には、単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用している世帯が混在しており、生活雑排水が未処理のまま河川などに放流され、水質汚濁の要因となっています。今後も周辺の水環境や下流域への悪影響が心配されることから、現在の補助制度を継続し、合併処理浄化槽への切り替えを促進することが必要です。

### ー主な施策ー

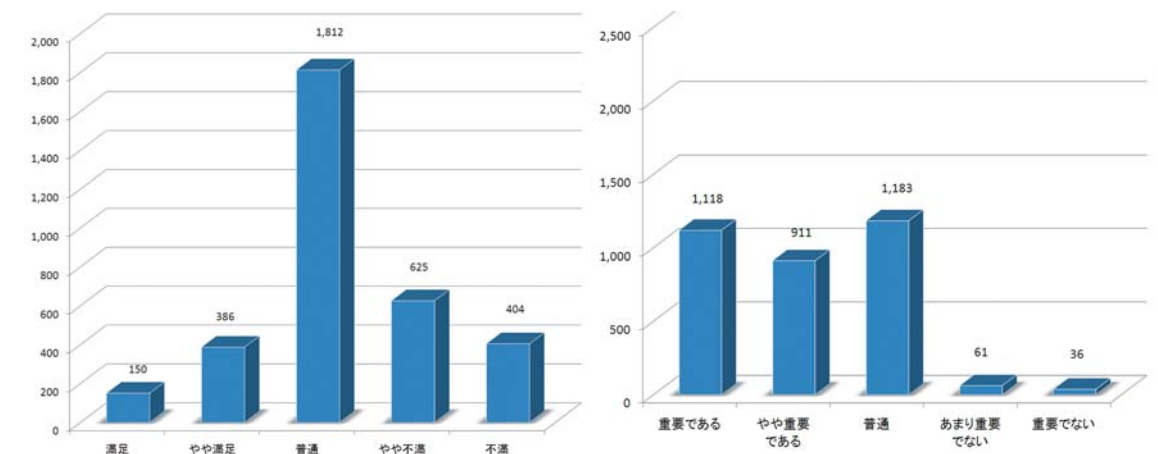
◆水質浄化センターの運転及び維持管理 水質浄化センターは、板倉ニュータウン内の各家庭や産業地区から排出される汚水を下水管を通し、一箇所に集め、センター内の処理施設で浄化します。浄化した処理水は、法律で定められた水質検査を実施し、安全を確認したうえで、板倉川に放流しています。また、浄化の過程で発生した汚泥は建設資材の原料

などにリサイクルします。このような水処理の工程を今まで以上に効率的に実施するとともに、適正な維持管理を行い、経費の節減に努めます。

◆浄化槽の普及促進と適正管理 衛生的な生活環境を目指して、トイレや台所などの排水を敷地内で処理するための合併処理浄化槽の普及・促進を図ります。浄化槽整備事業費補助金制度を継続して浄化槽の設置及び転換撤去費用の一部を助成し、事業を推進するとともに、浄化槽の適正な使用、適切な維持管理の指導・啓発に努めます。

### ー町民意識調査ー

「水質浄化の適正管理」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は53.7%。今後の重要度では「重要」が33.8%、「やや重要」が27.5%、「普通」が35.8%となりました。



### ー区域内汚水処理人口ー

年度	公共下水道 処理人口(人)	合併処理浄化槽 処理人口(人)	単独処理浄化槽 処理人口(人)	くみ取り槽 処理人口(人)
平成19年度	1,873	8,076	5,156	1,195
平成20年度	2,035	7,828	4,926	1,051
平成21年度	2,125	7,873	4,714	1,001
平成22年度	2,254	8,387	4,542	963

### ー水質浄化センターの概要ー

- 1) 施設面積 2.1ha
- 2) 水処理方式 標準活性汚泥法（微生物の働きにより汚水を浄化する方法）
- 3) 処理場施設能力 2,350 m<sup>3</sup>/日（2,350 m<sup>3</sup>×1池）
- 4) 1日あたりの平均汚水流入量 599 m<sup>3</sup>/日
- 5) 保有施設 ①水処理棟 ②汚泥処理棟 ③管理棟



# 第2編 基本的な考え方



## 第4節 交通安全への取組

安全で人に優しい交通環境の整備、及び交通安全意識の啓発により、交通事故を未然に防ぎ、安全・安心なまちづくりを目指します。

### －現状と課題－

◆本町では、交通安全意識の高揚を図るため、町内の保育園、小中学校、高齢者に対し定期的に交通安全教室を開催しているほか、ドライバーに対しても交通安全意識の啓発をするため、様々な交通安全運動を実施し、交通事故の防止に努めています。町民一人ひとりはもちろん、交通弱者である子どもや高齢者などを交通事故から守るため、今後も交通安全意識の高揚を図るとともに、計画的な交通安全施設の整備が必要です。

◆交通事故件数の減少には、交通安全意識の啓発のほか、交通安全施設の更なる充実が求められています。

◆交通安全関係団体の育成・強化や各種関係団体との連携など、交通事故防止には、地域ぐるみでの交通安全運動の展開が必要です。

◆高齢化社会の進行など、交通環境を取りまく現状は依然として厳しいものがあり、これらに対する施策の充実が求められています。

### －主な施策－

◆交通安全意識の高揚 幼児、若者、高齢者などを対象に参加・体験型教育を実施するなど、学校や職場、地域など様々な場での交通安全教育と広報の推進を図ります。また、四季の全国交通安全運動等を中心に、交通安全団体などと連携を図りながら、町民総ぐるみで交通安全運動を推進します。

◆交通安全施設の整備 カーブミラーや注意看板など、各種交通安全施設の整備を促進し

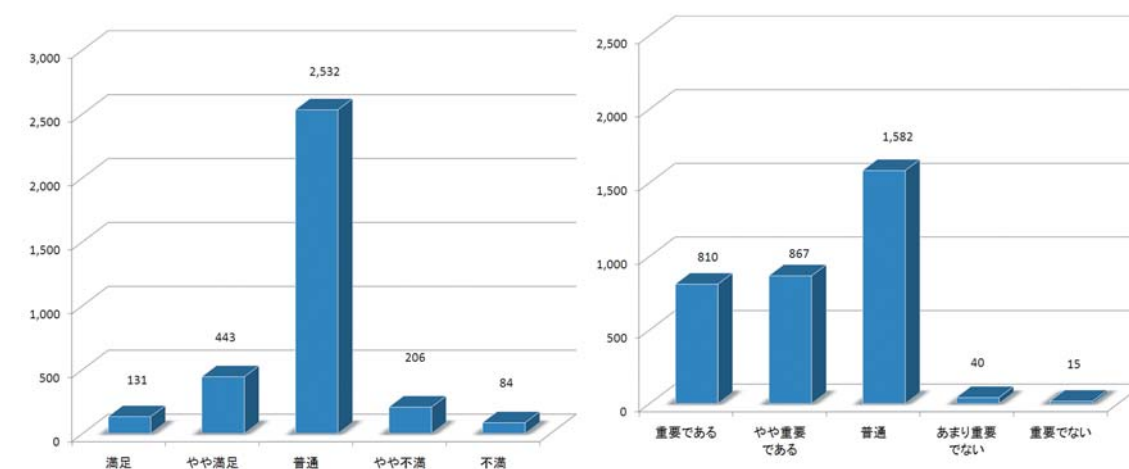
ます。また、生活圏内の安全対策の強化や夜間の交通事故を防止するため、照明灯の管理を行います。道路利用者の安全性を向上させるとともに、交通事故を未然に防ぎ、安全で人に優しい交通環境の整備を推進します。

◆交通安全団体の育成 交通指導員や警察機関及び交通安全推進機関などと緊密な連携を図り、交通の安全指導を継続して行います。また、交通安全協会や一般町民で組織する交通団体に対し支援を行います。各種団体の活動をとおりて交通事故を未然に防ぎ、安全・安心なまちづくりを推進します。

◆交通安全対策の促進 館林警察署との連携により、車両の進入禁止、一方通行、一時停止など、地域の実情に応じた効果的な安全対策を講じます。すべての町民が交通安全の意識を持ち、運転マナーや交通ルールを遵守する施策を推進します。

### －町民意識調査－

「交通安全への取り組み」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が74.6%。今後の重要度では、「重要」が24.4%、「やや重要」が26.2%、「普通」が47.7%となりました。



### －町内の交通事故発生状況－

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人身事故(件)	67	73	61	51	57	49	56
物損事故(件)	181	175	152	158	156	169	172
事故死者数(人)	1	1	0	3	1	1	4

資料：館林警察署



# 第2編 基本的な考え方



## 第5節 消費生活に関する情報提供や相談体制の充実

消費者意識の啓発、及び相談体制の充実を図り、安心な消費生活の確保に努めます。

### ー現状と課題ー

◆商品やサービスが多様化する一方、販売競争の激化に伴う不当表示や悪質商法が横行し、インターネットショッピングなど、契約形態の変化によるトラブルも多くなっています。

このような中、消費者の救済措置として「製造物責任法（PL法）」や「消費者契約法」が制定されたほか、平成16年には、消費者の利益を尊重するとともに、消費者自身が消費者問題への知識と理解を深め自立できるよう、行政として支援することなどを定めた「消費者基本法」が施行されました。

◆商品の安全性の問題や多様化する消費者トラブルなど、消費者を取り巻く環境は著しく変化しています。町民、特に情報の乏しい高齢者等を、振り込め詐欺や悪質商法による消費者被害から守るなど、安全な消費生活の確保への対応が求められています。

◆消費生活センターが受ける相談件数は、年々増加しています。消費者トラブルの相談内容も悪質で複雑になっているため、相談体制を充実するとともに、町民がトラブルに巻き込まれないための正しい知識の普及が必要です。

◆消費者の権利や利益を守り、安心な生活を確保するために、国及び県などの消費生活関係機関と連携し、時代に即応した適切な消費者相談や苦情処理体制の充実、更に消費者団体組織の育成が必要です。

### ー主な施策ー

◆消費者意識の啓発 日常の消費生活情報のほか、生活設計のあり方、危険・危害情報な

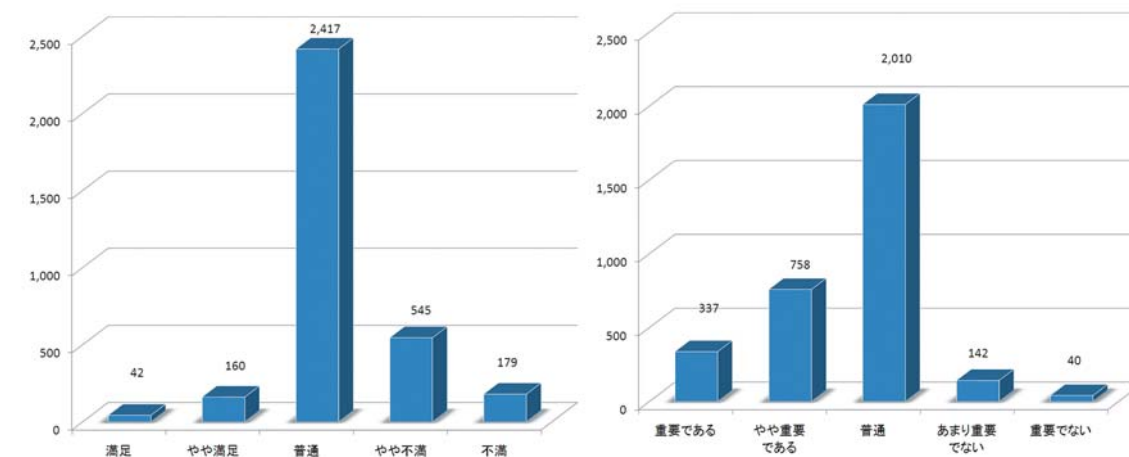
ど、様々な消費生活に関する情報を積極的に収集・分析する一方、消費者月間などの機会には、広報紙やホームページなど様々な方法により、消費者にわかりやすい情報を提供し、消費生活についての意識啓発を図ります。また、各種消費生活講座の開催など、必要な知識を身に付けられる機会の提供に努めます。

◆消費者保護の体制づくり 平成23年4月に開設された板倉町消費生活センターを活用し、消費生活に関する正しい知識の普及を進めるとともに、消費者からの相談に対し、的確な助言を行い、問題の早期解決を図ります。また、国及び県消費生活センターなど、関係機関との連携により、最新の消費生活相談の事例や対応方法の把握に努めます。

◆消費者被害の未然防止 事業者による不適正な取引行為に起因する消費者被害について、迅速かつ的確な情報提供を行います。また、行政区や民生児童委員などの各種団体と連携し、高齢者を狙った悪質商法などの不適正な取引行為による消費者被害の未然防止や拡大防止に努めます。

### ー町民意識調査ー

「消費生活に関する情報提供や相談体制」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が72.3%。今後の重要度では「普通」と回答された割合が61.1%となりました。



### ー板倉町消費生活センターー

相談・問合先 直通 TEL 0276-82-7830

代表 TEL 0276-82-1111(内線 237)

相談受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

※土日祝日と年末年始は休み

※土日のご相談は群馬県消費生活センター（TEL 027-223-3001）へ

相談は無料です。秘密は厳守します。



## 第5章 保健・医療・介護・福祉 第1節 子育ての環境・支援

だれもが安心して子どもを育てることができる社会環境の整備に努めます。

### ー現状と課題ー

- ◆全国的な少子化の進行は、子どもの健やかな成長に影響を及ぼすだけでなく、町の活力低下など、様々な影響をもたらします。だれもが安心して子どもを育てることができる環境の確保が求められています。
- ◆町内には町立保育園が2箇所、民間保育園が1箇所あり、多様化する保育ニーズを反映して0歳～5歳児までの保育を行っています。また、平成23年度には、旧西保育園の空き施設を利用した町立児童館をオープンしました。
- ◆保育サービスをはじめ、乳幼児医療の助成、子どものための手当や児童扶養手当の支給、母子保健事業など、多様な子育て支援に取り組んでいます。
- ◆昭和45年に建設された板倉保育園と北保育園は、建設から40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

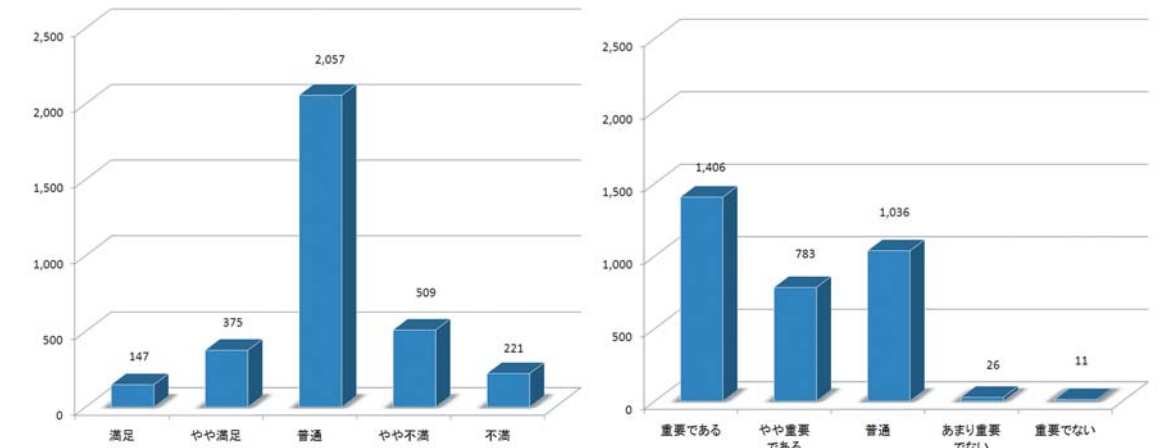
### ー主な施策ー

- ◆子育て支援サービスの充実 保護者の多様化する保育ニーズに対応できるよう、町立保育園、児童館の充実を図るとともに、民間保育園、学童クラブなどへの支援を実施していきます。また、子どもの遊び場などの施設面の安全管理に努めるなど、保護者が安心して、仕事と子育ての両立ができる環境づくりに取り組みます。
- ◆支援ネットワークの促進 子育て中の親同士の仲間づくりや異世代交流も含めた子育て支援グループ等のネットワークづくりを推進します。

- ◆経済的負担の軽減 子育て家庭の経済的負担を軽減するための、子ども手当や母子父子家庭児童入進学等支度金事業などの周知を徹底し、安心して子どもを育てられる子育て支援の充実に努めます。
- ◆児童虐待の防止 児童虐待を早期に発見し適切な支援を行うため、民生児童委員や地域の児童相談所など、関係機関との連携を強化し児童虐待防止に努めます。
- ◆保育園の統廃合等 老朽化が進む板倉保育園と北保育園については、園の統廃合や民営化を視野に入れた多方面からの調査・研究を実施します。

### ー町民意識調査ー

「子育ての環境・支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は62.2%、「やや不満」が15.4%となり、今後の重要度では、「重要である」が43.1%、「やや重要である」が24.0%となりました。



### ー町内保育園の概況ー

名称	区分	所在地	定員	対象児
板倉保育園		岩田 991	90人	0歳児以上
北保育園		西岡 331	90人	0歳児以上
そらいろ保育園		朝日野 3丁目	100人	0歳児以上
合計			280人	

### ー町内学童クラブの概要ー

名称	所在地	対象区域	定員
ひまわり学童クラブ	海老瀬 7444 (幼稚園内)	東小学校区	30人
まきば学童クラブ	初谷 1344 (幼稚園内)	東・西・南小学校区	20人
みつばち学童クラブ	岩田 1287	西小学校区	38人
そらいろクラブ	朝日野 3丁目 7-1 (保育園内)	東・南小学校区	40人
北保育園学童クラブ	西岡 331 (保育園内)	北小学校区	10人



# 第2編 基本的な考え方



## 第2節 健康づくりや病気の予防

町民が心身ともに健康で、生涯、健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

### ー現状と課題ー

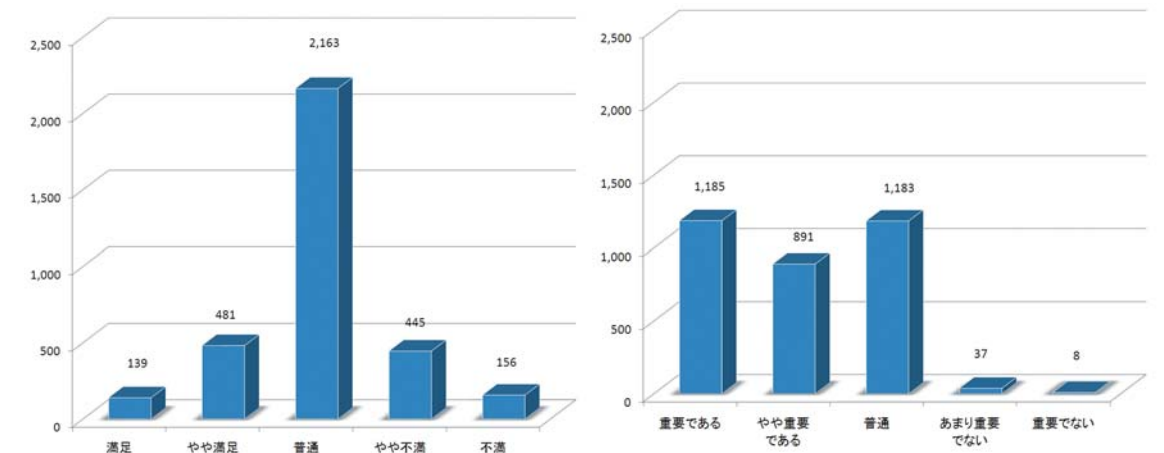
- ◆わが国の平均寿命は、医学の進歩や生活水準の向上により急速に伸びてきましたが、その反面、運動不足や食生活の変化などによる生活習慣病が増加し、特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策が急務となっています。
- ◆住民の健康管理を図るため、住民健診やがん検診など、各種検診を実施していますが、受診率が伸び悩んでいます。
- ◆健康は自分自身の管理によって維持・増進することが基本となります。仲間同士や地域で健康づくりに取り組めるよう、支援することが必要です。
- ◆社会環境が年々変化する中、感染症の種類も多くなっています。感染症の予防や各種予防接種など、衛生思想の普及が大変重要です。
- ◆妊婦の安全・安心な出産のための支援や、乳幼児の健やかな成長のための充実した保健指導が求められています。また、妊娠を望みながら不妊症に悩む夫婦は10組に1組と言われ、その治療費も大きな負担となっています。
- ◆社会情勢の変化や複雑さが精神的ストレスの要因となり、こころの病を引き起こすことにもなります。こころの病を苦しむ自ら死を選ぶこともあります。また、身体的疾病や生活環境により死を選ぶケースも増え、年間自殺者は3万人を超えています。自殺はこれまで、個人の問題としてのみ考えられがちでしたが、すべての国民に関わる問題として、社会全体で取り組むべき課題です。

### ー主な施策ー

- ◆健康づくりの啓発 自主的な健康づくりを推進するため、パンフレットや広報紙、ホームページ等を活用した広報活動に加え、健康づくり講座や教室の開催など、多様な方法により健康づくりに関する啓発を推進し、生活習慣病の予防に努めます。
- ◆生活習慣病の予防 運動習慣の定着や食生活の改善などを図るため、保健師と医療機関が連携し、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防と早期発見に努めます。
- ◆各種健診事業の充実 医療機関と連携を図り、住民健診や各種がん検診などの重要性を啓発していくなど、各種健診事業を積極的に推進します。また、健康診査受診後には、健康教室を開催するなど、健診後の事後指導の充実も図ります。
- ◆生活習慣の確立 生涯における健康の基礎づくりとなる生活習慣を乳幼児期から確立するため、家族や親子を対象とした食育などに積極的に取り組みます。また、食生活改善推進員との連携を図り、健康づくりの基本となる食生活改善や食育に関する知識を普及するとともに、個人の状況に応じた生活習慣の改善指導や食生活グループの育成に努めます。
- ◆感染症対策 新型インフルエンザなどの感染防止資材などを購入し、迅速な対応ができるよう、整備を図ります。また、予防接種法に基づく定期予防接種の実施のほか、医療機関との連携を密にして、個別接種方式による実施も推進します。
- ◆母子保健体制の整備 保健師による家庭訪問事業では、生活習慣病などの保健指導のほか、育児に対する不安や悩みの相談にも応じます。また、不妊治療を行っている夫婦に対し治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ◆相談業務の充実 こころの病や認知症などで問題を抱えている家族や本人に対し、精神科医師による相談会を開催します。また、地域の身近な相談相手となっている民生児童委員や介護保険事業者を対象とした、研修会の実施など、相談業務への取り組みを推進します。

### ー町民意識調査ー

「健康づくりや病気の予防」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が63.9%。今後の重要度では、「重要」35.9%、「やや重要」27.0%となりました。







## 第3節 保険医療と医療環境の充実

すべての町民が安心して適正な医療を受けられるよう、地域医療体制の充実に努めます。

### －現状と課題－

◆小児科や産婦人科をはじめとする医師の確保が難しくなるなど、医療環境が厳しさを増す中、地域医療を支える医療体制を将来にわたり確保することが求められています。町内には内科診療所6か所と歯科診療所6か所の医療機関がありますが、総合診療や入院などは、町外の医療機関に依存しています。

◆かかりつけ医による在宅医療体制の整備とともに、救急医療体制の充実や高度専門医療を担う病院との連携強化が求められています。

◆国民健康保険は、地域医療の確保と住民の健康保持に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしています。しかし、高齢化の進展や高度医療化による医療費の増加、近年の景気低迷の影響による被保険者の所得水準の低下などの問題により、国民健康保険の運営は大変厳しい状況が続いています。医療費の適正化に向けて診療報酬明細書の点検や保険税収納率の向上に努めるとともに、健康づくりの意識の高揚を図ることが必要です。

### －主な施策－

◆館林厚生病院の整備 町民が安心して医療サービスを受けられるよう、地域の拠点病院として「館林厚生病院」を整備します（平成26年業務開始）。施設耐震化整備とあわせ、新たに改築される建物と既存施設との融合を図り、機能性と効率性を向上させた合理的な病院とします。

また、地域医療の提供体制を維持・確保するため、医療事務組合の構成市町、病院及び医師会など関係機関との連携により医師不足解消に向けた取り組みを推進します。

◆救急医療初期体制の強化 初期の救急医療が適切に受けられるよう、関係機関との連携強化に努めます。

◆夜間・休日診療体制の充実 夜間や休日における医療を安心して受けられるよう、医師会や関係機関と連携し、診療体制の充実を図ります。

◆かかりつけ医の普及 館林邑楽医師会と連携し、かかりつけ医づくりを推進します。かかりつけ医による診療の促進を図ることにより、多重診療を抑制するなど、適正化対策を推進します。

◆国民健康保険制度の安定 被保険者資格や診療報酬明細書の厳正な点検など、医療費の効率的な支出に努めるとともに、国保税滞納防止対策等を実施し、※法定外繰入金の減額を図るなど、保険財政の健全化に努めます。また、被保険者の健康を増進するため、保健センターと連携し、保健事業活動を積極的に推進します。

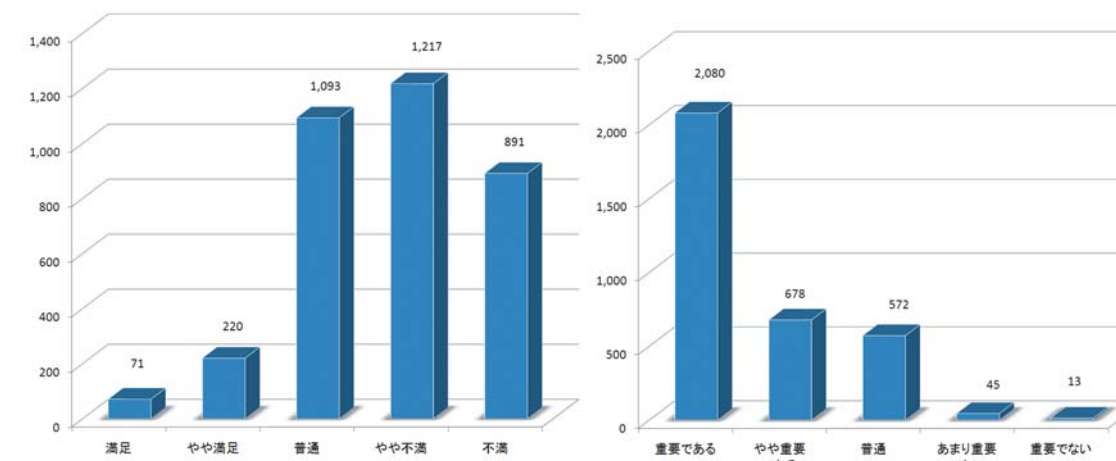
※法定外繰入…一般会計から国保会計への繰入金のうち、基盤安定、職員給与、財政安定、出産育児などの「法定繰入」に対し、その他、赤字を補てんするため、一般会計から繰り入れることを「法定外繰入」と呼んでいます。



↑ 館林厚生病院本棟完成図

### －町民意識調査－

「病院等の医療環境」に対する町民意識調査では、現在の満足度「やや不満」と回答された割合が34.9%、「不満」が25.5%と高く、「普通」と回答された割合は31.3%となりました。また、今後の重要度では、「重要である」の回答割合が61.4%、「やや重要」は20.0%、「あまり重要でない」1.3%、「重要でない」0.4%となりました。





# 第2編 基本的な考え方



## 第4節 高齢者の自立支援

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、地域全体での支援体制の整備に努めます。

### －現状と課題－

- ◆平均寿命の延伸等により、我が国の高齢化率は23.0%（平成22年「国勢調査」）に達しており、更に今後は団塊の世代が高齢期を迎えるなど、本格的な高齢社会に突入していきとされています。本町の高齢化率は23.5%と全国水準を上回っており、今後も高齢者数の増加とともに要介護認定者数も増加していくことが予想されます。併せて、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加も見込まれます。
- ◆高齢者の人権が尊重され、地域の中で生きがいを持って、健康でいきいきと生活できるまちを目指し、医療、地域、ボランティア、社会福祉協議会、行政などの関係機関が連携し、人と人が支え合い、心やすらぐ健康長寿のまちづくりを進めていくことが必要です。
- ◆高齢者の多くは、住み慣れた地域社会で暮らし続けることを望んでいます。そのため、地域での見守り体制や生活支援体制の整備が大変重要です。

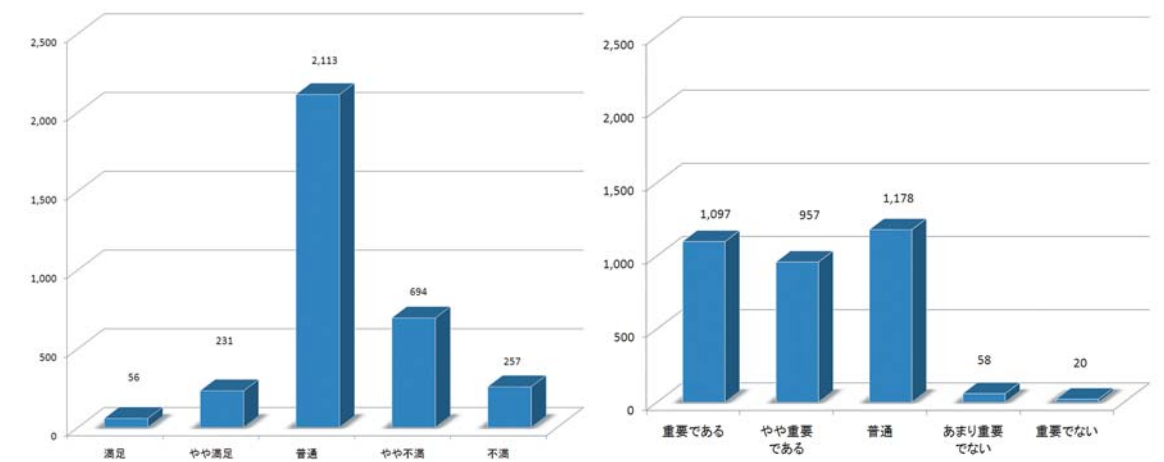
### －主な施策－

- ◆地域ネットワークの構築 町内の各関係機関がそれぞれの役割を確認し、町内に住む高齢者の個々に関する情報を持ち寄り、それぞれの支援に結びつけるための検討を行う場を設けるなど、地域ネットワークの構築を推進します。また、民間による社会福祉活動の支援も継続して行っていきます。
- ◆支援体制の充実 適切な介護相談や各種サービスが受けられるよう、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの推進を図ります。

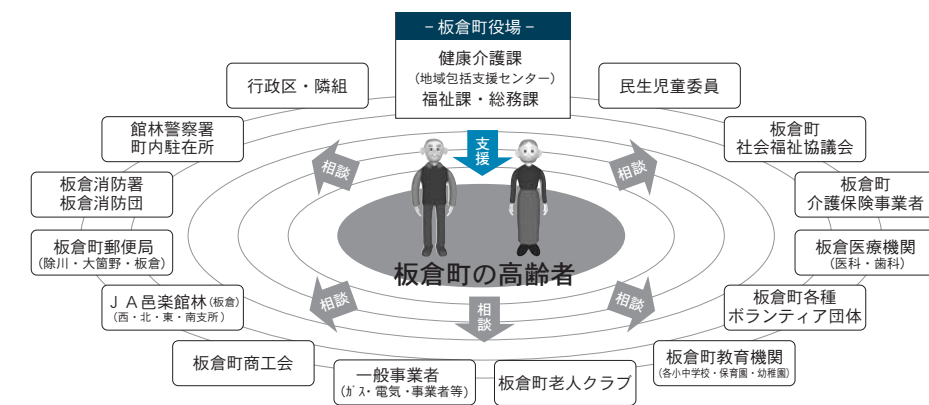
- ◆生きがいの推進 高齢者の生きがいと社会参画を促進するため、各種生きがい対策事業を実施するとともに、老人クラブ活動など、高齢者の自主的な活動を支援します。
- ◆シルバー人材センターの充実 高齢者の生きがい対策に大きな役割を果たしているシルバー人材センターの充実を図ります。
- ◆ひとり暮らし高齢者の支援 民生児童委員や訪問調査員による、見守り・安否確認などの実施や緊急通報システムの整備など、ひとり暮らし高齢者等の生活支援の充実を図ります。また、判断能力が不十分な人に対する安全な資産管理などについて、成年後見人制度の利用の啓発に努めます。

### －町民意識調査－

「高齢者の自立支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が63%。今後の重要度では、「普通」が35.6%の結果となりました。



### －板倉町安全安心ネットワークの将来像－





## 第5節 介護サービスの充実

適正な介護サービスを提供し、高齢者への支援とともに、介護をしている家族の負担軽減を図ります。

### －現状と課題－

◆平成12年4月から介護保険制度が導入され、介護を必要としている人やその家族を社会全体で支えています。しかし、介護をめぐる問題は少子高齢化の進展により、高齢者世帯や認知症高齢者の増加が予測され、新たな課題への対応が求められています。介護保険制度のもとで介護が必要な認定者は平成23年3月末現在で531人、高齢者全体に占める割合は、14%です。

◆介護保険は、在宅サービスを中心に利用が増大し、総費用も増加しています。これから本格的な高齢社会を迎える中で、制度を社会全体で支えることにより持続可能なものとする必要があります。

◆介護保険にかかる相談業務の充実や、町民への広報活動の強化など、サービス基盤の整備を更に進めていく必要があります。

◆良質なサービスを提供するため、介護支援専門員、訪問介護員、介護保険施設の職員など、介護保険サービスを支える人材の確保や育成が必要です。

◆高齢者の支援のみでなく、在宅で高齢者を介護している家族の負担軽減、サポート体制の整備が重要です。

### －主な施策－

◆介護保険計画の見直し 介護保険事業が円滑に実施されるためには、要介護者等のニーズや実態を踏まえた利用者本意のサービスを確保していく必要があることから、地域にお

けるサービス基盤の整備や保険料の設定など、計画的な事業運営のため、3年ごとに介護保険計画の見直しを行います。

◆適切な介護認定 館林市・邑楽郡の1市5町で共同設置している認定審査会により、介護認定のより公平な審査を行います。

◆適切な介護サービスの提供 介護の必要な人が自らの選択により必要に応じたサービスを受けられるよう、要介護者のニーズの把握やサービス事業者の運営状況の実態を調査し、その結果を周知するなど、適切な介護保険サービスの利用を促進します。

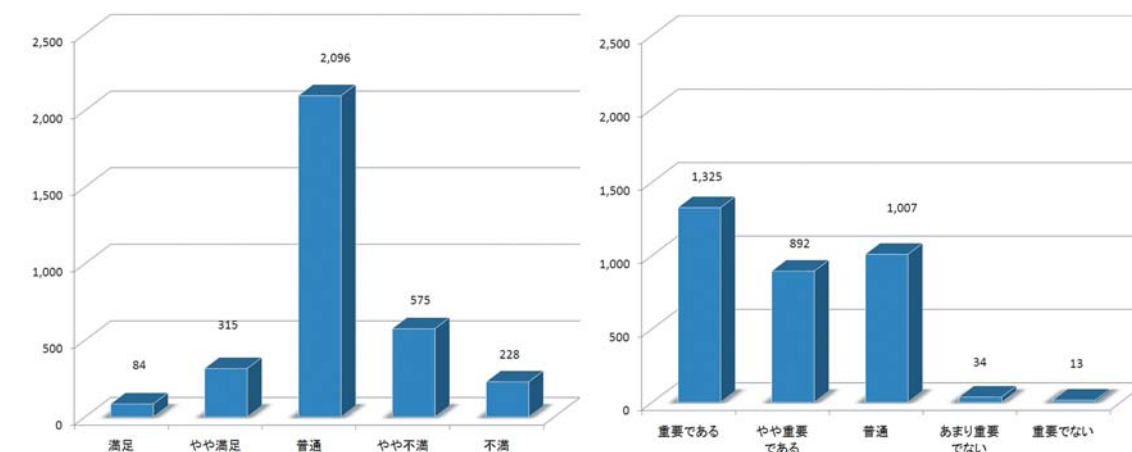
◆サービスの質の向上 介護サービスを担う人材を育成するとともに、介護給付費適正化事業を積極的に推進し、介護保険財政の健全運営と第三者評価を活用した介護サービスの質的向上を促進します。

◆介護者への支援 身体または精神の障害があり、そのために日常生活に著しい支障がある高齢者を在宅で介護している人に介護慰労金を支給します。また、在宅ねたきり高齢者などを介護している家族に対しての紙おむつ給付券の支給や、車いす用リフトなどを備えた介護用福祉車両の改造費相当額の一部助成など、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

◆介護施設等の整備 民間事業者と協力して、介護施設等の整備を進めます。

### －町民意識調査－

「介護保険サービスの充実」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が63.6%。今後の重要度では、「重要」が40.5%、「やや重要」が27.3%となりました。



### －町の介護サービス給付費の推移－（単位：千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護サービス給付費	661,262	667,584	727,097	780,434	850,595	910,331





## 第6節 障害者（児）の生活支援

障害のある人が、地域で自立した暮らしができるよう、福祉サービスの充実に努めます。

### －現状と課題－

- ◆障害のある人が地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、一人ひとりの個性や能力に合わせた活動ができる環境を社会全体でつくり、支え合うことが必要です。
- ◆身体・知的障害者へのサービスや支援とともに、自閉症や発達障害がある人への支援など、それぞれの障害の特性などに応じたきめ細かな対応と支援が必要です。
- ◆平成18年4月より障害者自立支援法に基づき、身体・知的・精神障害者へ同じ制度のもとでサービスが提供されています。障害のある人の生活を支援し、家庭で介護をする人の負担の軽減を図るため、介護給付、機能回復訓練など、自立支援の充実と生活支援事業の実施に努める必要があります。
- ◆障害者自立支援法では、障害のある人が適切な支援を受けながら暮らせる社会の実現を目指しています。障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働ける場や就労のための訓練を行う場が必要です。また、就労に結びつけるための支援体制づくりが重要です。
- ◆頻繁な制度改正に対し、障害者福祉サービスに関する情報の周知を図るとともに、「板倉町障害者福祉計画」を基本に、住み慣れた地域で自立した生活ができるような「場」「環境」「地域」づくりが求められています。

### －主な施策－

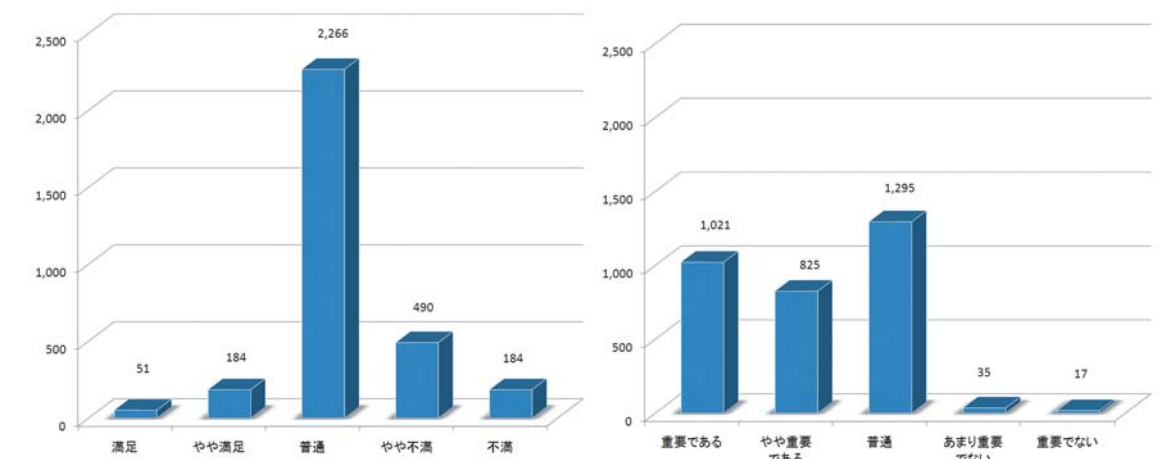
- ◆適正な障害認定の推進 館林市・邑楽郡の1市5町で、組織されている障害程度区分認

定審査会により、適正な障害程度区分を判定し、障害のある人へ適正なサービスを支給します。

- ◆地域生活支援の充実 障害のある人、一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援ができるよう、民生児童委員との連携を図り、相談支援体制を強化するなど、支援体制の整備を推進します。また、デイサービスなどの生きがいがづくりや生活訓練の場の充実を図るとともに、日常生活用具の給付や住宅設備改善費の補助制度の活用を促進します。
- ◆自立支援事業の充実 居宅介護、施設入所支援、補装具の給付など、障害のある人の自立を支援します。
- ◆社会参加の推進 障害のある人の社会参加のため、文化祭、スポーツ大会、レクリエーション活動などの交流や参加ができる機会の提供を推進します。
- ◆助成・見舞金 国で指定を受けた特定疾患患者等への見舞金を支給します。また、腎臓または小腸の機能に障害を有する人が、医療機関へ人工透析療法などの医療を受けるために通院した場合、通院交通費の一部を助成します。
- ◆就労の促進 障害のある人の適性と能力に応じた就労の場が確保できるよう、関係機関との連携を図り、就労の促進と相談及び情報提供に努めます。
- ◆地域活動の拠点づくり だれもが集まり、交流しあえるような地域活動の拠点づくりの検討とともに、障害のある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を促進します。
- ◆情報提供 各種制度の周知・普及を図るとともに、情報提供や相談活動の充実に努めます。

### －町民意識調査－

「障害者（児）の生活支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が71.4%。今後の重要度では、「重要」と回答された割合が32.0%、「普通」と回答された割合が40.6%となりました。





## 第6章 教育・文化・スポーツ 第1節 小中学校の教育環境の向上

特色ある学校づくりと、教育内容の向上に努め、子どもたちの「生きる力」を育みます。

### ー現状と課題ー

◆科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、教育環境をめぐる情勢は大きく変化するとともに、様々な課題を抱えています。平成18年には、教育の根本に遡った改革としてこれまでの教育基本法が改正され、新しい時代にふさわしい教育基本法が施行されました。

◆新学習指導要領では、小中学校において子どもたちの「生きる力」をよりいっそう育むことを目指しています。これは、次代を担う子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、丈夫な身体といった「知・徳・体」のバランスのとれた力を習得することです。また、各学校では、地域の特性を考慮し、児童生徒一人ひとりの個性を活かす特色ある教育が求められています。

◆児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、学校施設の整備や更なる教育環境の充実が求められています。

◆教職員一人ひとりが情熱と使命感を持ち、確かな専門性を身に付け、学校全体としての教育向上が求められています。

### ー主な施策ー

◆基礎学力の向上 町独自の統一漢字テストや基礎学力テスト、応用力テスト等を活用して、基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着を図るとともに、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの「確かな学力」を身に付けられる教育を推進します。

◆教職員の資質向上 全教職員参加の全体研修会や中堅教職員研修会、町教育研究所の研究報告会などを開催し、教職員の職能成長を図ります。

◆きめ細かな指導の実践 各校の状況やニーズに応じて、少人数等指導員や特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな指導を実践します。

◆教育相談の充実 町の教育相談員が各学校を訪問し、不登校傾向の児童生徒や問題を抱える児童生徒の支援にあたり、問題の早期発見や解決に努めます。

◆外国語教育の充実 平成23年度から小学校英語活動が5・6年生で必修となったことから、外国語教育の充実のため、語学指導助手の招致事業を継続していきます。

◆家庭教育の推進 子どもの健全育成を図るうえで、最も大きな影響を与えるのは、親の姿勢や家庭のあり方であることから、家庭教育向上を図ります。

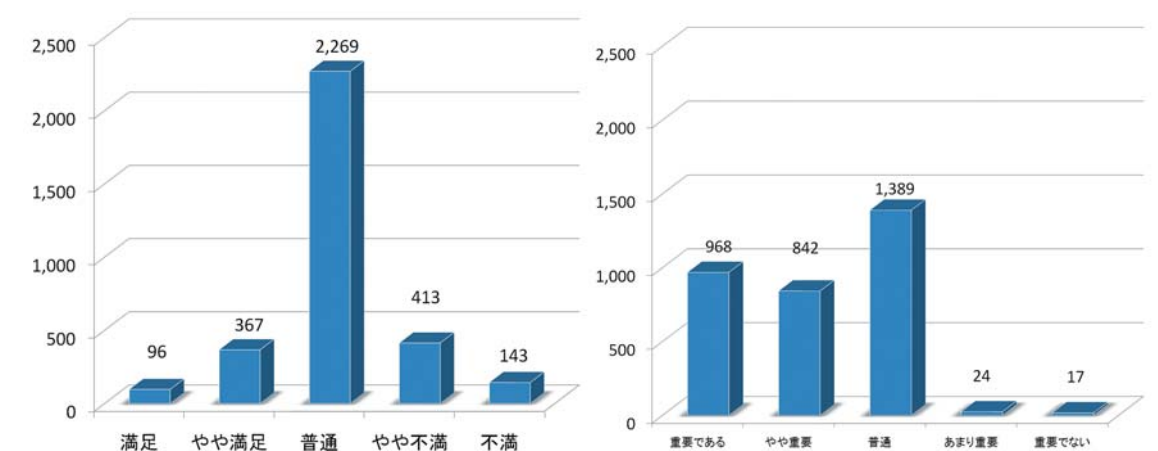
◆特色ある学校づくり 各学校において、特色ある教育活動が展開できるよう、特色ある学校づくり事業を推進します。

◆学校の維持管理 施設の維持補修や危険防止のための改修工事を計画的に推進します。また、充実した教育環境をつくるため、教育備品の整備及び更新を図ります。

◆教育支援 経済的理由により進学などが困難な家庭へ、等しく教育を受ける機会が確保できるよう、様々な支援を行います。

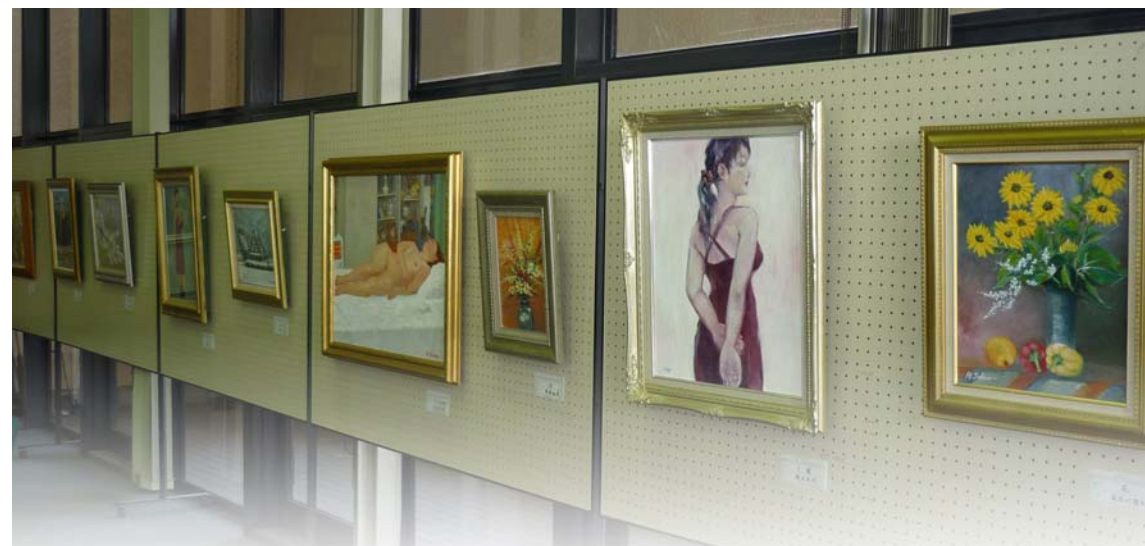
### ー町民意識調査ー

「小中学校の教育環境」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は69.0%。今後の重要度では、「普通」42.9%、「重要」29.9%となりました。





# 第2編 基本的な考え方



## 第2節 生涯学習と文化芸術活動の充実

多様な価値観に対応した学習機会の充実と学習成果が社会に活かされる場づくりに努めます。

### －現状と課題－

◆余暇時間をいかに有効的に利用するかや、ボランティア活動に必要な知識や技能をいかに習得するか、心の豊かさをいかに実現するかなど、生涯学習に対してのニーズは多様化しています。このような多様な価値観に対応した学習機会の拡充、充実が求められています。

◆生涯学習に対するニーズもより高度で、専門的になっています。また、生涯を通して、いつでもどこでも学ぶことができる環境や、学習成果を地域社会へ活かせる場づくりが求められています。

◆心豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術に親しみ、自ら文化芸術活動に参加できる環境づくりが必要です。

### －主な施策－

◆生涯学習の成果が活かされる場づくり 地域社会、学校、家庭などで行われる生涯学習の拡充、充実を推進します。また、一人ひとりが身に付けた生涯学習の成果が適切に評価され、社会に活かされる場づくりに努めます。

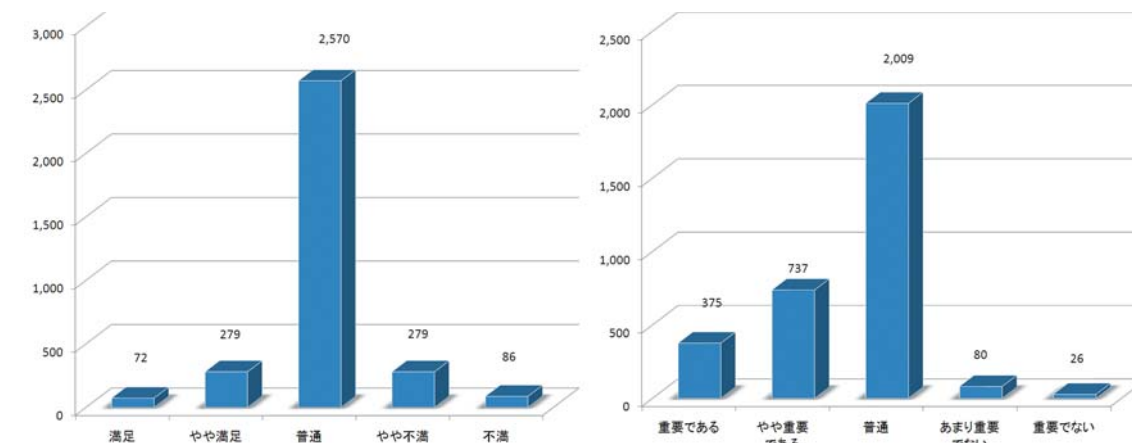
◆活動の支援 生涯学習に取り組む個人学習支援を進めるとともに、社会教育団体や自主学習グループの育成に努めます。

◆生涯学習推進基盤の充実 多様な町民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるよう、公民館の図書資料等の整備や学習情報の提供、相談に努めます。

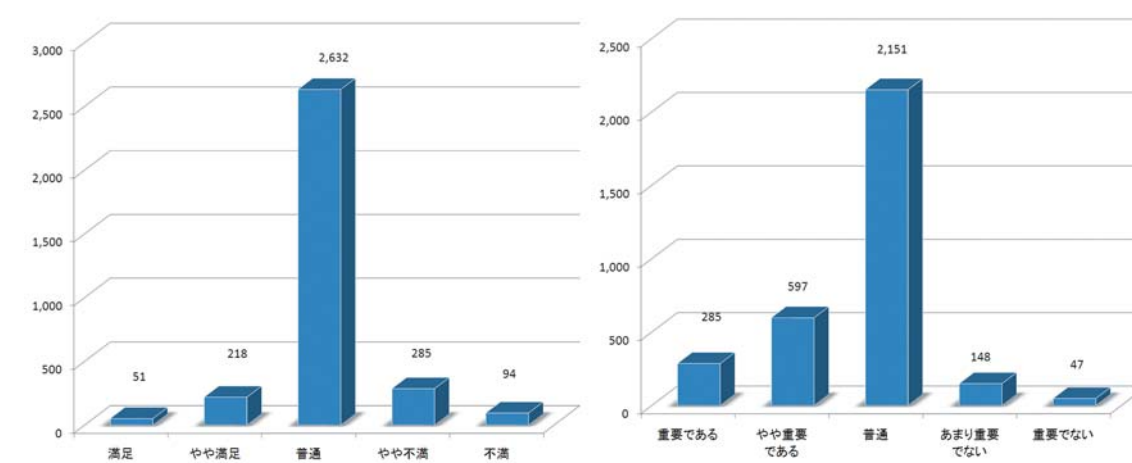
◆文化芸術活動の推進 身近な場所で文化芸術を鑑賞する機会を充実させるとともに、優れた文化芸術に関する情報提供を行います。また、町文化協会加盟団体や自主サークル、それに町内小中学校との連携を密にし、文化芸術活動の振興を図ります。

### －町民意識調査－

「生涯学習の情報や機会の提供」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は、78.2%。今後の重要度では、「普通」が62.3%となりました。



「文化芸術活動の推進」では、現在の満足度「普通」と回答された割合は80.2%。今後の重要度でも、「普通」と回答された割合が高く、66.6%となりました。





## 第2編 基本的な考え方



### 第3節 青少年の健全育成

子どもを見守り、育てるため、地域ぐるみでの健全育成運動を推進します。

#### －現状と課題－

◆少子高齢化、核家族化、情報化、都市化など、今日の著しい社会環境の変化により人々の生活意識や生活様式が多様化してきています。このことが、人々の連帯感の希薄化をもたらし、青少年の意識や行動にも様々な影響を及ぼしています。

◆青少年たちが心豊かに健全な精神と的確な判断を持ち、人間として成長し、充実した社会生活を営むことができるようになるためには、家庭教育の充実が求められるとともに、社会全体で青少年の健全育成に取り組むことが不可欠になっています。

本町では、地域の防犯パトロールや青少年健全育成事業が実施され、学校、家庭、地域との連携強化の取り組みが進められています。地域の子どもは、地域で育てるという気風を更に醸成し、三者がより一層連携しながら、社会全体で子どもを育てていくことが重要です。

◆社会環境の変化に伴い、青少年の交流や社会体験などが不足していることが指摘されています。また、いじめや非行などの問題は、大きな社会問題となりつつあります。そのため、社会貢献やボランティア活動など、様々な体験を取り入れた青少年活動の推進に努める必要があります。

#### －主な施策－

◆**青少年の健全育成** 他人への思いやりや協調する心を育めるよう、社会貢献やボランティアへの参加のほか、社会体験活動や自然体験活動、スポーツ、レクリエーション活動、

文化活動など、様々な活動の場や機会の充実を図ります。

また、世代間のふれあい活動や地域に関する学習活動、郷土芸能の伝承活動など、郷土の伝統や風土を活かした育成活動も推進します。

◆**家庭教育への支援** 小中学校PTAとの連携により、家庭教育が子どもの教育の基本であることを保護者に再認識してもらい、家庭教育に対する積極的な支援を行います。

◆**リーダーの育成** リーダー研修への参加などを通じて、青少年リーダーの育成・確保を図ります。

◆**子ども会の育成事業** 子ども会育成会連絡協議会（子育連）活動の向上と児童生徒の健全育成を目的に、「子ども会林間学校」や「上毛かるた大会」など、子育連が実施する青少年健全育成事業を支援します。

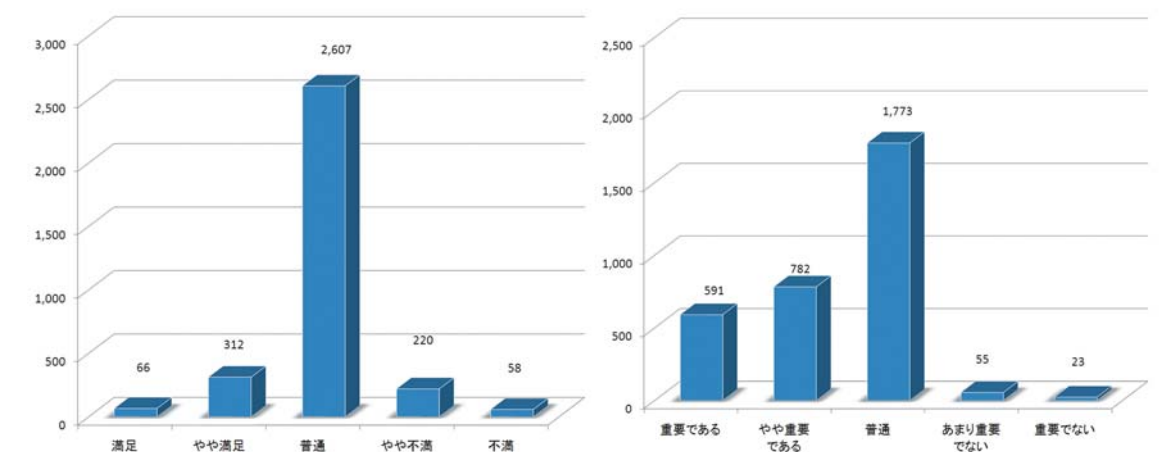
◆**安全・安心の確保** 青少年育成推進員を中心とした地域防犯パトロールの実施など、学校、地域、ボランティアなどが連携して子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

◆**非行防止対策の推進** 警察や学校などの関係機関と連携して、有害環境の浄化促進に努めるとともに、薬物乱用防止対策など、青少年の非行防止対策を推進します。

◆**社会環境の浄化** あいさつ、声かけ運動を積極的に展開し、心ふれあう明るい地域づくりに努めます。関係機関・団体と地域が一体となって、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めます。また、非行の早期発見と防止のために、相談活動やパトロール活動の充実を図ります。

#### －町民意識調査－

「青少年の健全育成」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は79.9%。今後の重要度では、「重要」18.3%、「やや重要」が24.3%、「普通」55.0%となりました。





# 第2編 基本的な考え方



## 第4節 文化財や伝統文化の保存・継承

板倉町をより深く知り、郷土に更なる愛着と誇りを持てる環境づくりに努めます。

### ー現状と課題ー

◆本町には、多くの文化財が存在するとともに、地域に根ざした多くの郷土芸能も大切に保存・継承されています。また、町内から出土した考古資料などを中心に展示している文化財資料館は、本町の歴史に対する町民の理解を深める場として、有効活用されています。

今後も町民の貴重な財産である文化財を更に次世代へと継承していくために、文化財資料館などを活用しながら、本町の歴史、文化に対する町民の理解を深め、文化財愛護思想の高揚を図るとともに、文化財の保護と活用を努めていくことが必要です。

◆祭り、伝統芸能、無形民俗文化財は次世代へ継承していくことが重要であるとともに、後継者問題が最大の課題になっています。今後、行政と地域が一体となって保存に努めていくことが必要です。

◆平成23年、関東地方では第1号となる、板倉町の水場景観が重要文化的景観の国選定となりました。「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」が、水と共生する生活生業の文化的価値の高い景観として評価されたものであり、後世へ継承していくことが必要です。

### ー主な施策ー

◆文化財の調査 埋蔵文化財をはじめ、有形無形文化財の調査を行い、その保存と活用を推進します。

◆指定文化財の保存と活用 地域で生まれ、保存・継承されてきた文化財の<sup>きそん</sup>毀損、滅失を防ぎ、未来へ継承するために、保存と活用を積極的に推進します。また、国指定重要文化

財のある雷電神社境内での模擬火災訓練の実施など、災害からの文化財保護に努めます。更には、文化財資料館の充実を図り、町民のふるさと意識を醸成するとともに、文化財愛護思想の高揚に努めます。

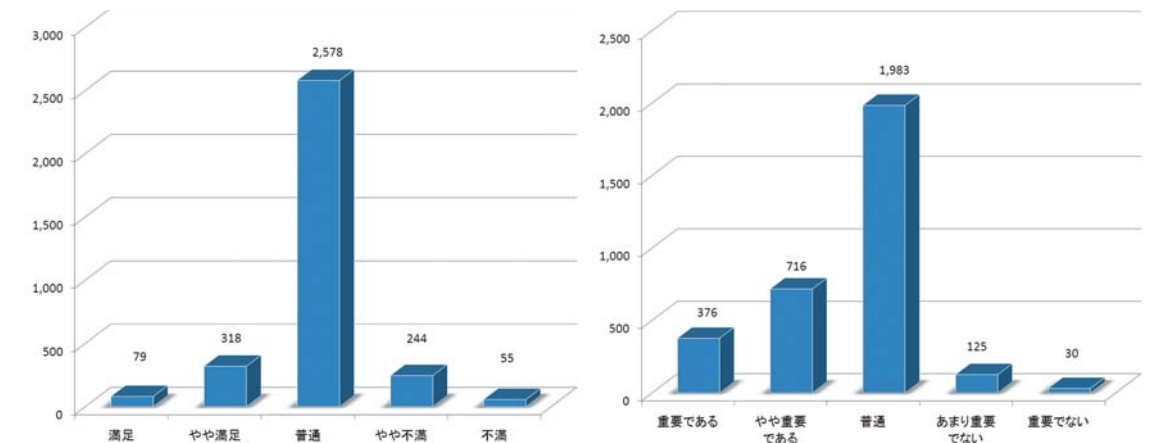
◆文化財への理解 小中学校の児童生徒、板倉高等学校の生徒を対象に、文化財めぐり、土器製作、機織りなど、文化財に関する体験教室や出前講座を開催するほか、一般町民を対象とした板倉学講座を実施します。

◆無形民俗文化財の育成 町内各地域に伝わる無形民俗文化財及び民俗行事の保存と次世代への継承を目的に支援を行います。また、子ども伝統芸能教室では子どもたちをじかに伝統文化に触れさせることにより、豊かな感受性を養います。

◆重要文化的景観の普及・啓発 平成23年9月に文部科学省から選定を受けた重要文化的景観（利根川、渡良瀬川、谷田川及び渡良瀬遊水地等の人々の営みとともにつくられてきた町の風景）の普及・啓発に努めます。

### ー町民意識調査ー

「文化財や伝統文化の保存・継承」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は78.7%。今後の重要度では、「重要」11.6%、「やや重要」22.2%、「普通」61.4%となりました。



### ー国選定重要文化的景観ー



↑航空写真

↑通り前橋

↑江戸時代に築かれた引堤





## 第5節 スポーツ活動の推進

だれもが気軽にスポーツを楽しみ、健康な日々を送れるよう、スポーツ環境の整備に努めます。

### －現状と課題－

- ◆近年、健康に対する意識は高く、健康増進のために自らウォーキング、ジョギング、サイクリングなどを楽しむ人が町内でも目につくようになりました。一方、健康増進の意識はあっても、仕事や学業などが多忙で運動をなかなか始められなかったという人がいるのも現状です。今後はスポーツや健康に関する情報の提供を推進し、あらゆる年代が参加できる多種多様なスポーツ事業が求められています。
- ◆スポーツ活動は、心身のリフレッシュや健康づくりに重要な役割を果たしていることから、町民のだれもが、生活の一部として気軽にスポーツを楽しめる環境づくりや、生涯にわたって継続することができるスポーツ活動の推進に取り組むことが必要です。
- ◆スポーツ活動は、生きがいづくりなどで、大きな役割を果たすとともに、町民相互の交流を深め、連帯感を強めるなど、活力あるまちづくりへの重要な役割を担っています。
- ◆多様化する町民ニーズに応じていくためには、様々なスポーツ教育を開催し、その充実を図ることが重要です。また、活動の拠点となる施設の整備・充実、スポーツや体力づくり情報の提供、関係団体の育成、指導者の養成等を積極的に推進していくことが必要です。

### －主な施策－

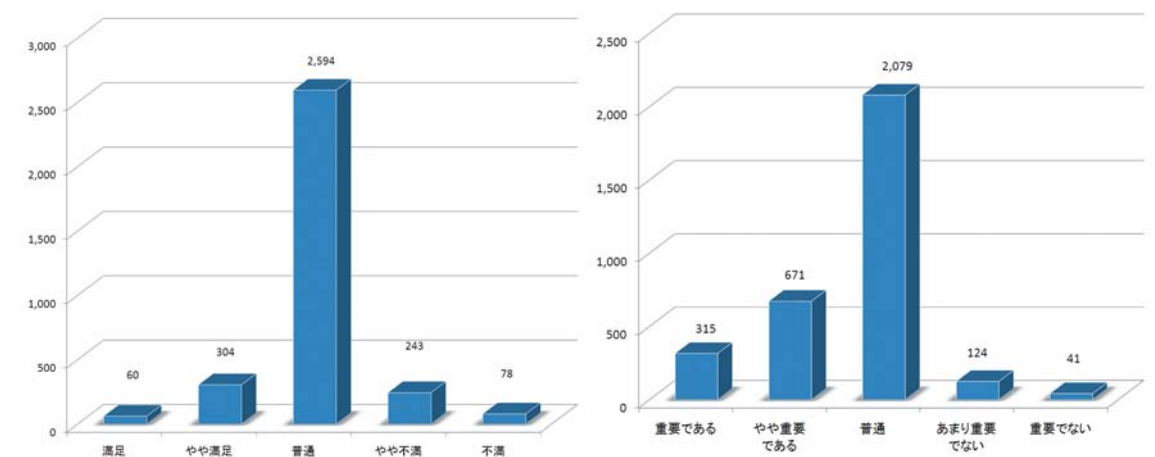
- ◆**スポーツ活動の推進** 生涯にわたるスポーツ活動の推進に向け、身近なところで気軽にスポーツに参加できる機会を提供します。
- ◆**スポーツを通じた健康づくりの推進** ウォーキングや軽スポーツなど、健康づくり運動

の普及・啓発に努めます。高齢者や体力に自信のない人に合わせたイベントの充実など、現在運動していない人や運動の機会を探している人にもスポーツに取り組んでいただけるよう、より一層の情報提供を推進していきます。

- ◆**イベントの充実** 町民体育祭の充実をはじめ、子どもや高齢者、障害者がともに参加できるスポーツイベントの充実を努めます。
- ◆**指導者の育成** 体育協会やスポーツ推進員との連携を図り、研修を充実して指導者の発掘と育成に努めます。
- ◆**スポーツ団体の育成及び支援** 体育協会加盟団体をはじめ、スポーツ少年団や自主活動団体などの事業の活性化や充実を支援します。
- ◆**スポーツ施設の整備・充実** 町の生涯スポーツ施設としては、海洋センターや町営グラウンド、武道館などのほかに、板倉中学校体育館の社会体育館化や弓道場が整備されており、年齢や体力にあわせたスポーツを楽しめるように様々な活動の場を提供しています。いつでも様々なスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設のあり方について検討し、スポーツ施設の整備・充実と学校体育施設の有効利用を図ります。また、利用手続きの簡素化や施設運営方法など、スポーツ施設の利便性と効率性を高めます。

### －町民意識調査－

「スポーツ活動の推進」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は79.1%、今後の重要度では、「重要」9.8%、「やや重要」20.8%、「普通」64.4%となりました。





# 第2編 基本的な考え方



## 第7章 環境保全 第1節 環境の保全と整備

地域や各種団体との連携のもと、かけがえのない自然環境の保全に努めます。

### －現状と課題－

◆地球温暖化やオゾン層の破壊など、環境問題が地球的規模で深刻化しています。かけがえのない自然の大切さを再認識し、大量生産、大量消費を基調とした生活スタイルや経済活動の転換が求められています。地球環境問題は、人類共通の課題であり、経済産業活動から町民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠です。

◆本町では、町民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、環境保全活動を進めています。今後も引き続き、連携を図りながら、環境保全活動を進める必要があります。

◆かけがえのない環境を守るため、環境保全の啓発や環境学習に取り組み、町民や事業者の環境意識を高める必要があります。

◆平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に飛散しました。放射性物質に含まれるセシウムの半減期間はおよそ30年であり、長期間の警戒が必要です。

### －主な施策－

◆環境保全の推進 大気や水の監視及び工場などへの規制を的確に行うとともに、生活排水の適正な処理を進めます。また、悪臭防止法に基づき、工場その他の事業所から悪臭が発生した場合など、その状況を調査します。更に、必要に応じて臭気検査を実施し、指導を行います。

◆環境美化事業 地域協議会、住民、企業、各種団体など連携をとり、環境美化事業を推

進し、美しいまちづくりに努めます。

◆自然環境の保全 保存樹木の維持管理により、樹木等の保護を図ります。また、自然が豊かに維持されている水辺については、多様な生物の生息地として、できる限り保全します。河川環境の整備に際しては、自然環境の保全や生物の良好な育成環境に配慮した河川環境づくりを進めます。

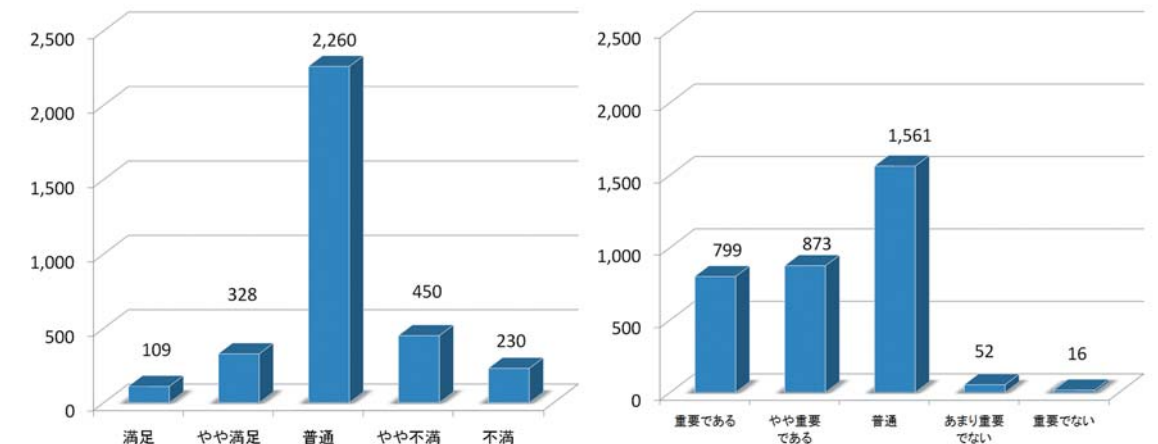
更に、渡良瀬遊水地に生息・生育する貴重な動植物を保護していくとともに、自然学習会やレジャーなど、渡良瀬遊水地の有効適切な利活用の研究を重ね、一人でも多くの人に渡良瀬遊水地へ訪れてもらえるよう努めます。

◆自然保護意識の高揚 自然を守り育てる心を育むため、自然観察会や水辺教室などを開催し、自然保護意識の高揚に努めます。また、自然を学ぼうとする町民のために学習の場を提供し、自然とのふれあいを促進するリーダーの育成に努めます。

◆空間放射線量測定の継続 町独自に学校、保育園、幼稚園、児童館、公園など、町内全域の空間放射線量の測定を継続して実施していきます。

### －町民意識調査－

「騒音・振動・悪臭などの公害防止」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は、66.9%。今後の重要度において「普通」と回答された割合は47.3%、「重要」が24.2%、「やや重要」が26.4%となりました。







## 第2節 地球温暖化対策

省エネルギーの普及・啓発、再生可能エネルギーを積極的に用いた環境づくりを推進します。

### ー現状と課題ー

◆地球温暖化は、化石燃料などの使用による二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加が原因とされています。そして、この影響は、気温や海面水位の上昇、猛暑や大洪水といった気候変動などにより、地球上のすべての生き物に深刻な影響を及ぼします。

地球温暖化の防止対策は、人類が取り組むべき重要な課題です。環境への負荷をできる限り低減していくため、一人ひとりが率先して低炭素社会を実現すべく温室効果ガスの削減に向けた行動を起こすことが必要です。

◆地球温暖化による環境の変化や、化石燃料の枯渇は地球上に生きるすべての人々の問題であり、特に多くの資源を消費している我々先進国の国民には、積極的な再生可能エネルギーの導入が求められています。全国的に多様な再生可能エネルギーが普及しつつある中、本町においても、公共部門での先駆的な導入や、民間部門での利用の誘導を図っていくことが必要です。

◆地球にやさしいエネルギーとして、特に太陽光や風力などの自然エネルギーの積極的な導入が期待されており、本町でも、太陽光発電設備の各家庭での更なる普及促進に向けた支援を行っています。

### ー主要施策ー

◆省エネルギーの普及・啓発 町民や事業者に対して、省エネルギーの普及・啓発に努めます。アイドリングストップや公共交通の利用、冷暖房などの温度管理の徹底、廃熱の利

用など、住民や事業者の省エネルギーの取り組みを促進します。また、学校教育や生涯学習の場を活用し、エネルギーに関する教育を進めます。更に、東日本大震災に伴う電力供給不足に対する適正な節電について、啓発に努めます。

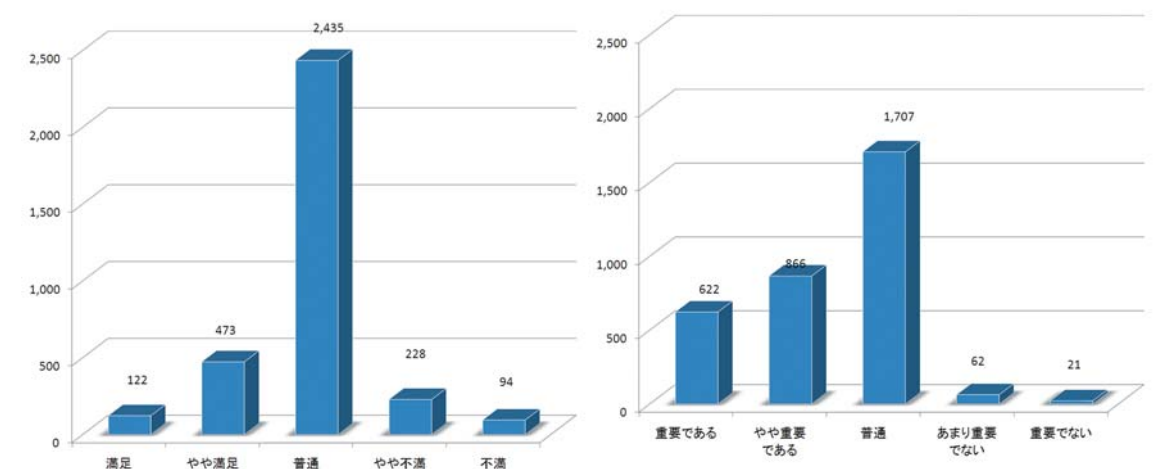
◆再生可能エネルギーの利用促進 再生可能エネルギーの公共部門での先導的な導入や、民間部門での利用の誘導を図ります。町民一人ひとりがエネルギー対策を自らの問題としてとらえ、利便性や物質的な豊かさを追求した生活様式を見直し、環境負荷の低減に向けた具体的な行動に配慮するよう、一層の啓発に努めます。

◆低炭素社会実現に向けた先駆的取組 学術機関や民間企業の高度な知識と技術力を最大限に活かし、他の関係行政機関とも協働した「産・学・官」連携による、再生可能エネルギーを積極的に用いた地球環境に優しいまちづくりなど、低炭素社会実現に向けた先駆的な取り組みを検討します。

◆地球温暖化対策の推進 住宅用太陽光発電設置補助を継続して実施するとともに、公共機関を対象とした温室効果ガスの排出制御に努めます。また、燃料使用量の削減など、環境保全に関する意識向上や率先実行を積極的に進めます。

### ー町民意識調査ー

「自然環境の保護」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は72.6%。今後の重要度でも、「普通」と回答された割合が高く、52.1%となりました。





## 第3節 風景づくり

町民がまちに愛着をもち、町で暮らすことに誇りが持てるような風景づくりに努めます。

### －現状と課題－

◆風景は、町民すべての共有の財産であり、これを更に魅力的に磨き上げていくために、町民、事業者、行政のそれぞれが、より良いまちに育てていこうという姿勢を持つことが大切です。風景づくりに対する意識を高めるとともに、景観形成への町民の積極的な参加が必要です。

◆本町では、より一層の景観行政を推進していくため、景観法に基づく風景計画及び風景条例を平成22年6月に制定し、同年10月1日に施行しました。これにより、町全域において、これまで、群馬県景観条例に基づいて必要だった建築等の一定規模以上の大規模な行為の届出などについては、平成22年10月1日から景観法及び町の風景条例に基づき、町への届出に変わりました。

◆平成15年、本町の谷田川流域が渡良瀬遊水地の複合景観としての重要地域の認定を受け、平成23年9月21日、重要文化的景観に国選定されました。

### －主な施策－

◆美しい風景づくりの推進 自然や歴史、文化の豊かさ、田園風景、町並など様々な景観特性による価値を認識し、地域の自然、風土文化と調和する心地良い、美しい風景づくりに努めます。創造性豊かで周辺環境にも配慮され、地域特性が活かされた景観の形成に努めるとともに、歴史的・文化的雰囲気にあふれた景観の保全、再生、活用を進めます。

◆町民とともに作る風景づくり 町民の風景づくりへの積極的な参加を促し、町民、事業者及び行政が相互の役割を理解し、ともにパートナーシップ型まちづくりに向けた風景づくりを推進します。

◆板倉風景資産 本町の風景は、様々な要素によって魅力づけられています。これら板倉の風景を構成する重要な資産を「板倉風景資産」と位置づけ、候補のリストアップを行います。そのうち、第三者機関の意見を踏まえたうえで、指定・登録を行い、町民共有の資産としての保全・活用を検討していきます。

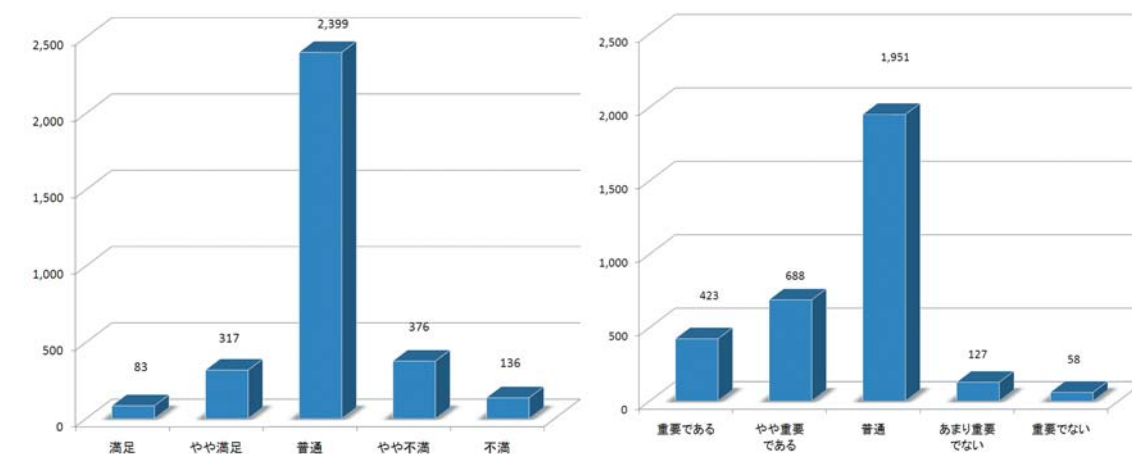
◆景観重要公共施設 本町の風景を構成する重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設の指定に向けて、検討をしていきます。

◆風景に関する規制 地区計画、景観保全型整備地区などの既存制度の活用を図りつつ、無秩序な看板などの規制や排除を行っていきます。また、板倉風景資産の周辺での建築行為に対しては、風景資産との調和に配慮し、地域の風景の核として引き立つよう、協力をお願いしていきます。

◆風景づくりにかかる普及・啓発 風景づくり専用ホームページの開設やわかりやすいパンフレットの作成のほか、風景づくりに貢献した建築物や活動等を認定・公表する表彰制度など、周知・広報活動を進めます。また、町民が地域の風景に愛着を持ってもらえるような学習機会の創出やイベントの開催等に取り組みます。

### －町民意識調査－

「都市景観の形成」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は72.5%。今後の重要度でも、「普通」と回答された割合が高く、60.1%となりました。





# 第2編 基本的な考え方



## 第8章 町の基盤整備

### 第1節 道路網の整備と河川の管理

町民のニーズを的確に把握し、だれもが暮らしやすい都市基盤づくりに努めます。

#### －現状と課題－

- ◆生活の基盤となる道路網は、町民の快適な生活を支えるとともに、災害時における物資の輸送など、広域的な幹線道路とのネットワークを形成しており、役割はますます重要度を増しています。
- ◆生活道路としての重要路線、区間は、優先順位の高いものから順に拡幅整備を図ることが必要です。
- ◆道路網の整備は、地域経済の活性化のために国道、県道との接続路線はもちろんのこと、地域づくり、まちづくりと連携した整備が必要です。町民がより安全に、かつ便利で快適に道路を利用できるよう町民ニーズにあった「みちづくり」を進めていくことが必要です。
- ◆道路や橋梁などの道路施設が年々老朽化してきており、生活基盤の安全・安心のため、道路施設の維持管理における新たな方向性を示していくことが必要です。

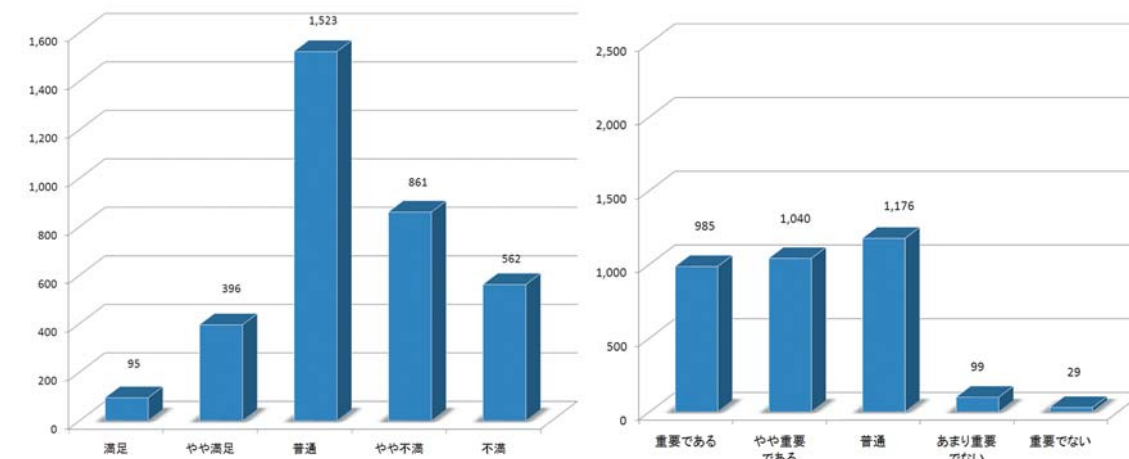
#### －主な施策－

- ◆道路ネットワークの形成 国・県道及び主要町道等幹線道路の整備促進により、快適な生活環境を確保する道路ネットワークの形成に努めます。
- ◆生活道路の整備 町道は、地域コミュニティに配慮し、狭隘な道路の改良整備を推進するなど、日常生活を支える生活道路として、利便性、安全性などに配慮した整備を図ります。また、多くの整備ができるよう、道路整備に必要な土地の寄附や物件の移転について協力をお願いしていきます。

- ◆八間樋橋整備事業 はちけんび 国道354号線と県道麦倉川俣停車場線を結ぶ幹線道路としてアクセス道路を整備します。併せて八間樋橋の架け替えを行います。
- ◆国道354号バイパス整備事業 板倉町と加須市の未整備区間の早期完成に向けて、群馬県及び埼玉県に要望活動を行います。
- ◆広域交通体系の整備促進 広域交通体系の整備に向け、関係市町と連携し、国や県への要望活動を行います。
- ◆渡良瀬川及び利根川架橋整備の検討 北地区から栃木市及び南地区から加須市への架橋の整備について、2市と連携しながら、検討を行います。
- ◆道路の維持管理 町道のアスファルト修繕や側溝の補修、区画線の引き直しやガードレール修繕、街路樹の剪定、植栽帯の除草、防虫薬散布等の管理を行います。安全・安心な道路環境を確保するため、効率的かつ効果的な維持管理に努め、道路の長寿命化を目指します。
- ◆河川の維持管理 谷田川堤防上などの道路を安全に通行できるよう、また、河川環境保全のため、除草・管理等を行います。
- ◆橋梁維持事業 きょうりょう 町管理の橋梁について、今後橋梁の老朽化に伴い増大する修繕工事や補修工事などの維持管理費の軽減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、工事を実施していきます。
- ◆道路の環境づくり 地域住民の協力による除草、側溝の清掃、緑と花いっぱい運動の推進などを行い、快適で美しい道路環境づくりに努めます。

#### －町民意識調査－

「町道などの道路網の整備」に対する町民意識調査では、現在の満足度「やや不満」と回答された割合が25.1%。今後の重要度では、「重要」29.6%、「やや重要」31.2%となりました。





## 第2節 公共交通の整備

すべての町民が移動しやすく、快適に生活することのできる公共交通の整備に努めます。

### －現状と課題－

- ◆交通は、移動、交流などの手段として、都市活動や町民生活全般にかかる重要な都市機能であり、本町においては、自家用車に加え、バス、鉄道などの公共交通機関が町民の移動手段として重要な役割を果たしています。
- ◆学生の通学や高齢者などの交通弱者の移動手段に加え、環境問題への対応など、各方面から公共交通機関の果たすべき役割は重要性を増してきています。
- ◆今後は、公共交通機能の強化を図ることにより、多様化する町民の交通ニーズに対応できる交通施策を進めていくことが重要です。

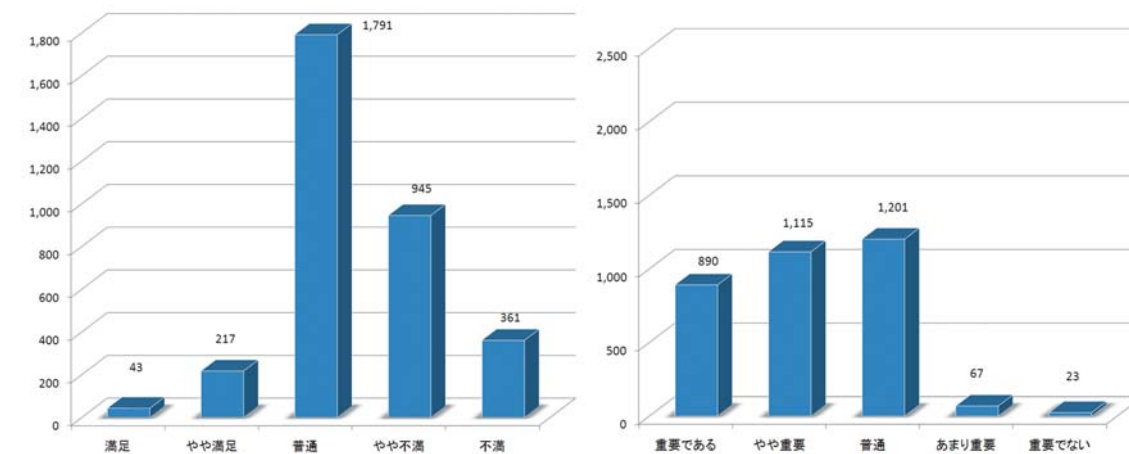
### －主な施策－

- ◆**路線バスの運行** 近隣市町と共同で民間企業に業務を委託し、板倉東洋大前駅と館林駅を結ぶ路線バスの運行を継続して実施していきます。
- ◆**板倉東洋大前駅の利用促進** 東武鉄道に対して、板倉東洋大前駅での通勤や通学の利便性向上のため、快速電車の増発や最終列車の時刻の繰り下げ及び地下鉄の乗り入れについて要望活動を行なっていくとともに、町の活性化のため、駅・鉄道の利用を促進します。また、板倉東洋大前駅利用者の利便性と駅周辺の円滑な交通を図るため、町営有料駐車場を継続して運営していきます。
- ◆**交通弱者対策** 在宅の高齢者や障害者などでタクシー以外の交通機関を利用することが困難な人にタクシー料金の一部助成を行います。また、70歳以上の高齢者で自動車運転

免許証を自主返納した人の日常生活の利便性向上を図るため、タクシー利用券の交付や、身分証明書として使用できる「住民基本台帳カード」の無料交付を行います。

### －町民意識調査－

「高齢者などが移動しやすい環境整備」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が53.4%、「やや不満」が28.2%。今後の重要度では、「重要である」27.0%、「やや重要である」33.8%、「普通」36.4%となりました。



### －路線バス運航事業－

#### 路線

- ・館林・板倉北線（北地区経由）
- ・館林・板倉線（東・西地区経由）
- ・館林・明和・板倉線（南地区経由）

#### 運賃

- ・大人 200 円
- ・子供 100 円
- ・65 歳～70 歳の人 100 円
- ・1 歳未満の乳児及び70 歳以上の高齢者は無料
- ・障害のある人などは、割引運賃となる場合があります。



## 第2編 基本的な考え方



### 第3節 公園・緑地などの維持管理

地域住民との協働による公園の維持管理、及び緑や自然環境に対する意識の高揚に努めます。

#### －現状と課題－

- ◆公園は住民の健康づくりや、憩い、交流の場であり、また、災害時の避難場所や防災空間としても重要な機能を担っています。
- ◆既設公園の遊具には、老朽化が進んでいるものも多くあります。遊具の破損が発見された場合、修繕を実施していますが、修繕ができない施設は撤去をしています。今後は、ニーズに対応した施設管理等を行い、利用拡大を図ることが必要です。
- ◆平成21年度まで組合施設として管理されていた「群馬の水郷」も平成22年4月から町の施設として管理を行うことになりました。

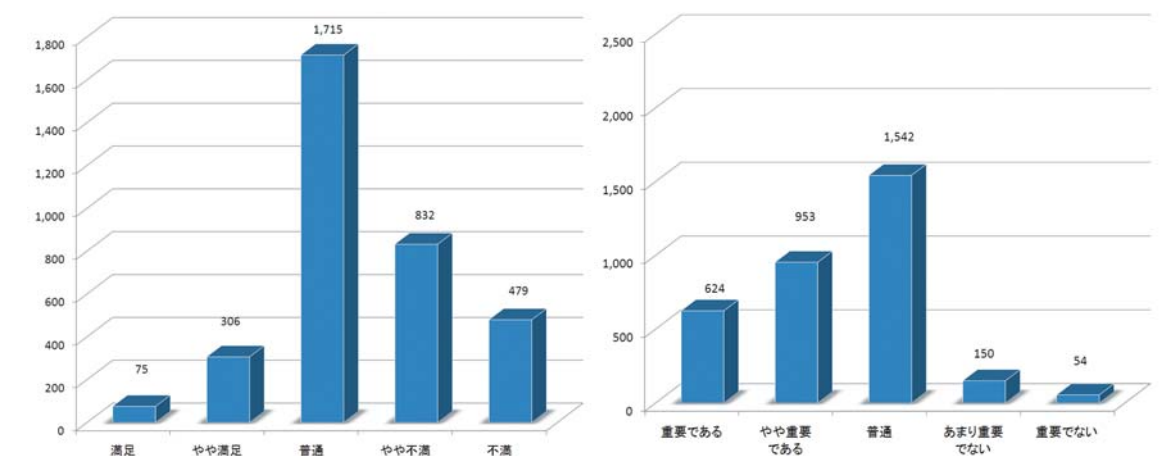
#### －主な施策－

- ◆公園の維持管理 公園は暮らしに潤いと安らぎを与え、子どものみならず、親同士のふれあいの場となるほか、余暇の充実を促します。身近な公園としての意識啓発を図り、地域住民等による公園の維持管理を促進します。また、すべての公園が安全・安心に利用できるよう、定期的な遊具の点検を実施していきます。
- ◆群馬の水郷 町民の水辺豊かな憩いの場として、また、町内外の多くの人々のレジャースポットとして、気持ち良く利用していただけるよう水郷公園の清掃業務及び環境維持・整備を行います。また、群馬の水郷を訪れた人が四季折々の季節感を感じることができるよう整備に努めます。
- ◆緑化の推進 緑化フェアなどを通じて、緑に対する住民意識の高揚に努めます。

- ◆公共公益施設の緑化 学校、福祉施設、公営住宅などの公共公益施設の緑化の推進と適切な管理に努めます。
- ◆緑の少年団の育成 ふるさとの緑や自然を大切にすることを養い、併せて健全な心身の育成に資するため緑の少年団育成事業を実施していきます。

#### －町民意識調査－

「公園・緑地などの維持管理」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が50.3%、「やや不満」が24.4%。今後の重要性では、「やや重要である」が28.7%、「普通」が46.4%となりました。





## 第9章 産業振興 第1節 農業の振興

意欲ある農業経営者の育成と企業参入も視野に入れた農業施策を推進します。

### ー現状と課題ー

◆本町の農業は、米とキュウリを中心に幅広い作物が栽培されています。特にキュウリの施設栽培では全国でも有数の農業産出額を維持しています。しかし、食料自給率の大幅な低下をはじめ、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足、遊休農地の増加、作付けの減少、更に輸入農産物の増加や産地間競争に伴う農産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境は年々、厳しくなっています。

◆農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業の産業構造が弱体化する中で、持続的な産業として発展させていくためには、担い手の育成や農地の有効活用を進めていくことが必要です。

◆近年、健康・安全志向が高まる中、信頼できる農畜産物の購入を望む消費者が増加していることから、町内で生産された新鮮で安全な農畜産物を積極的に提供していくことが必要です。

### ー主な施策ー

◆**農地の確保と有効利用** 遊休農地の発生防止のため、利用権設定等を活用し、農地の流動化、集積化などによる解消策を進め、優良農地の維持・確保に努めるとともに農業生産活動を通じて、自然環境の保全や防災面での保水能力などの多面的機能が十分発揮されるよう、農地の保全に努めます。また、農作業の省力化や効率化に有効であり、かつ、農家負担の少ない※簡易圃場整備などの基盤整備を推進します。

※簡易圃場整備…道水路は現況を活かし、畦畔撤去と表土整地を主な内容とする簡易な整備を行い、できる限り事業費を低く抑える事業

◆**新規農産物研究事業** 町の特産物として、付加価値の高い農産物を創出するため、東洋大学と連携して共同研究を実施します。本町の主要農産物である「米」について、東洋大学と連携して、※ゲノム解析の利用により優良な性質を多く持つ「新品種」の創出に取り組めます。

※ゲノム解析…ある生物を形作るために必要最少の遺伝子（遺伝情報）全体を指すゲノム。そのゲノムのもつ遺伝情報を総合的に解析すること

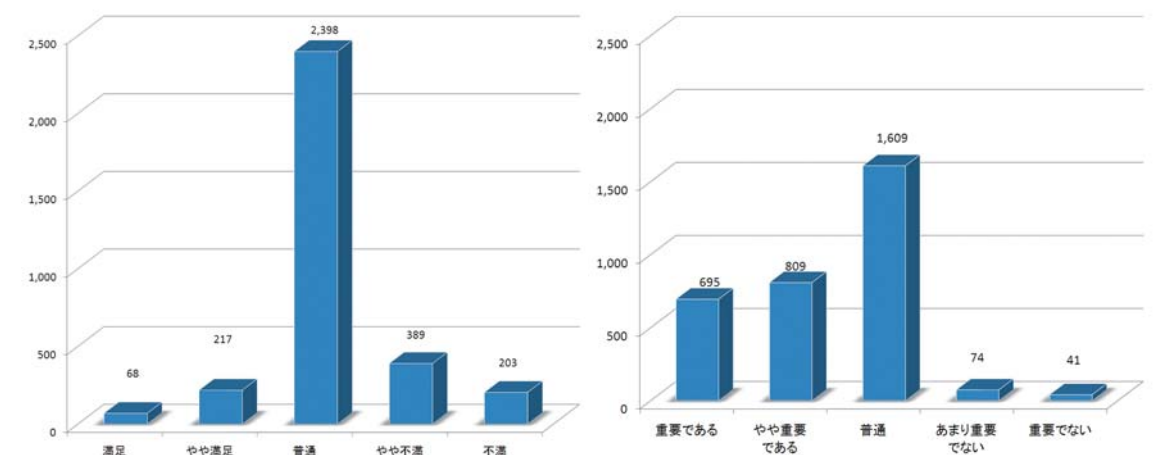
◆**多様な農業者の育成** 農業後継者や担い手の確保・育成のため、認定農業者制度の普及推進をはじめ、新規就農者や女性農業者が、安心して農業に参入できる支援体制を整えます。また、「地域の農地は地域で守る」を基本に、集落営農組織の設立を推進し、継続性のある農業法人化を目指した指導と支援を行います。更に、企業参入も視野に入れた、農業施策も推進していきます。

◆**地産地消の支援** 地元農業の理解を深めるため、地場農産物の学校給食への利用や農産物直売所 健康の郷「季楽里」を通じての普及活動によって、消費拡大を進めます。また、都市部との交流事業など、各種イベントに積極的に参加し、農畜産物のPR活動を行っていきます。

◆**関係機関・団体との連携強化** 県や農協など、関係機関、団体と一体となった取り組みにより、効率的かつ効果的な農業施策の展開に努めます。

### ー町民意識調査ー

「農業の育成・支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は73.2%。今後の重要度では、「重要でない」1.3%、「あまり重要でない」2.3%に対し、「重要」21.5%、「やや重要」25.1%、「普通」49.8%となりました。







## 第2節 商工業の振興

町商工会と連携し、町内商工業のサポート及び活性化に積極的に取り組めます。

### ー現状と課題ー

◆周辺市町への大型店舗の進出、情報化や車社会の進展などにより、消費者の購買行動は大きく変化し、町内商店の顧客吸引力が低下してきています。また、インターネット・通信販売での購買や宅配サービスの一般化により、居住近接という町内商店の大きな魅力も薄れつつあります。

◆商工会の組織強化を促進し、様々な消費者のニーズに対応できる、地域密着型ならではの魅力ある商業環境の整備を図ることが必要です。

◆経済環境の変化に対応し、企業の経営基盤の強化、製品の品質向上や技術力、研究開発力等の充実を図るとともに、地域の資源や特性を活用した新事業の創出や新分野への事業展開、また、創業者や起業家を目指す人材の育成や※ベンチャー企業の育成支援に、産学官が連携して取り組むことが必要です。

※ベンチャー企業…新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業

◆地域経済の自立的かつ持続的な発展が求められる中、新たな企業の集積と既存企業の事業拡大を推進することが必要です。

### ー主な施策ー

◆**商工業振興事業** 地域の商工業の振興や地域経済の活性化のために活動している町商工会の運営に対し助成を行うとともに、町内の中小企業を育成するため、運転資金や設備資金を低利で融資します。

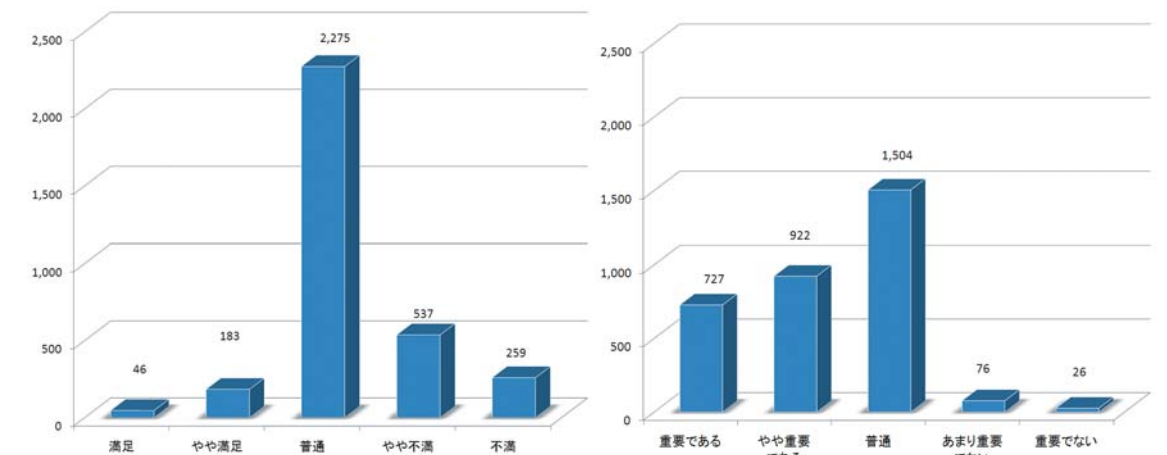
◆**商工業者サポート対策** 町内商工業者の自主的な努力により、町の活性化を促進するためのイベントの実施やPRグッズの作成、新規特産品の開発などに要する経費に対し助成を行っていきます。

◆**経営基盤の強化及び人材の育成** 町商工会による経営相談・支援の充実、融資制度の拡大を促進します。また、町内企業間での有益な情報の共有や事業の共同化などが図られるよう、町内企業の連携強化に積極的に取り組んでいきます。

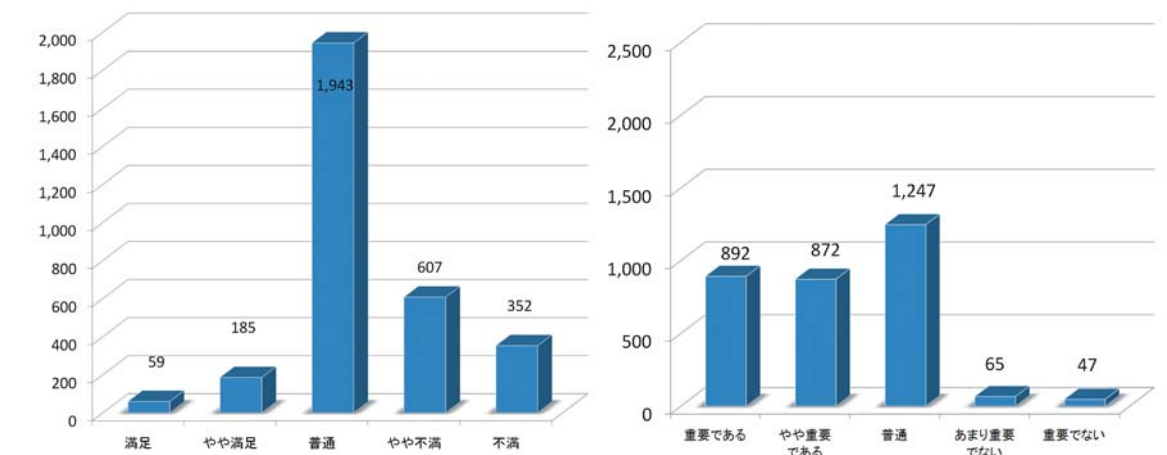
◆**販路の拡大及び市場の開拓** 観光事業と連携を図りながら、物産展などの開催による特産品のPRやインターネットなどを活用した市場の開拓、新たな顧客獲得を促進します。また、本町の基幹産業である農業と連携した新たな特産品の開発や、町内商工業者の販路拡大・情報発信などについて調査・研究を進めます。

### ー町民意識調査ー

「商業・サービス業の育成支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」が68.9%。今後の重要度では、「重要」22.3%、「やや重要」が28.3%、「普通」46.2%となりました。



「工業の育成支援」においては、現在の満足度「普通」が61.8%。今後の重要度では、「重要」28.6%、「やや重要」27.9%、「普通」39.9%となりました。



第1次板倉町中期事業推進計画

# 第2編 基本的な考え方



## 第3節 板倉ニュータウン事業の推進 (企業・商業誘致と雇用の促進)

町独自の優遇制度を活用しながら、群馬県と連携し、企業・商業施設の誘致活動を積極的に行います。

### ー現状と課題ー

- ◆社会経済状況が低迷する中、新たな企業誘致は今後も困難が予想されますが、誘致条件や基盤の整備により、地域の特性に適合した企業や産業の誘致を図っていくことが必要です。
- ◆企業の進出は、雇用の拡大や税収の増加、業務形態による地元企業への波及効果など、地域に活力を与え、町の発展の根幹を成すものです。そのため、本町では企業立地優遇制度などを設け、企業が進出しやすい取り組みを積極的に進めています。
- ◆企業の誘致を進めるため、産業用地や道路等のインフラ整備、東洋大学をはじめとする周辺の研究機関との連携強化、人材・労働力の確保などに力を入れていくことが必要です。
- ◆企業経済情勢や少子高齢化による住宅需要の減少により板倉ニュータウンの宅地分譲は低迷しており、平成22年度末で計画人口5,000人に対し居住人口は2,179人と半分に満たない状況です。

### ー主な施策ー

- ◆PR活動の推進 群馬県企業局が造成している板倉ニュータウン内の産業用地への企業誘致実現に向け、群馬県企業局とともに、企業への直接的PR活動はもとより、不動産会社、※デベロッパー及び金融機関などの多方面へのPR活動を展開していきます。  
※デベロッパー…不動産業者のうち、大規模な開発を行う業者
- ◆成長産業等への誘致活動 東洋大学生命科学部との連携が図れる食品関連企業、今後の成長が見込まれるIT・医療・福祉・環境関連産業、更には産業全般への波及効果の大き

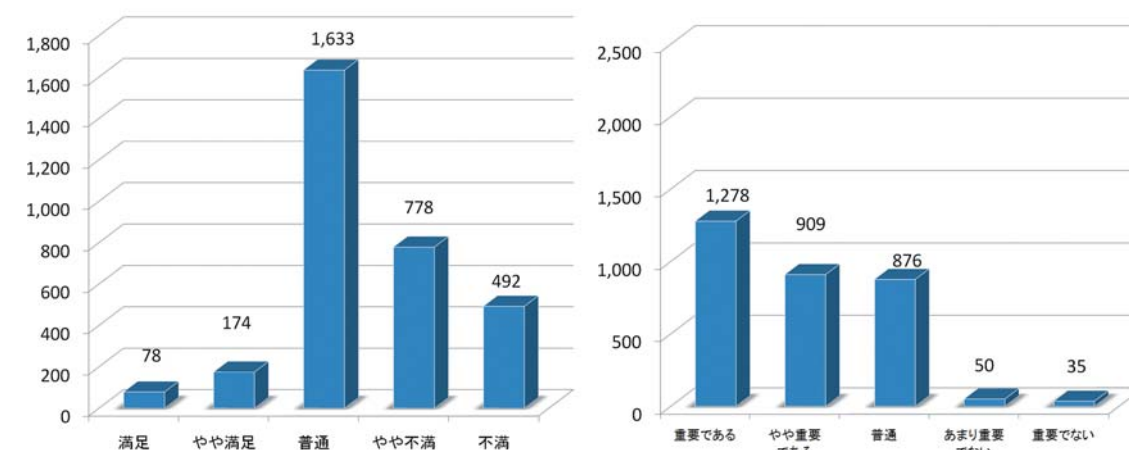
い研究開発型の企業への誘致活動を積極的に行っていきます。

また、商業施設用地への商業集積を実現するため、群馬県企業局とともに多方面へのPR活動を展開していきます。

- ◆立地環境の整備 企業が進出しやすいように、固定資産税、雇用奨励金、環境対策奨励金などの優遇制度の維持と立地にあたってのきめ細かな行政サービスの提供に努めます。
- ◆就業機会の拡大促進 地域産業の振興や優良企業の誘致の実現により、新規学卒者及び若年者をはじめとする求職者への幅広い就業機会の提供に努めます。
- ◆板倉ニュータウン宅地分譲の促進 再生可能エネルギーを積極的に用いたまちづくりなど、先駆的な取り組みを目指します。また、住まいを探している人を紹介していただき、板倉ニュータウンの宅地分譲が成約された場合、紹介者へ謝礼金を進呈する「宅地販売促進事業」を継続実施しつつ、今後も、群馬県企業局と連携して、板倉ニュータウンの宅地分譲を促進します。

### ー町民意識調査ー

「企業誘致・雇用促進」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は51.8%、「やや不満」24.7%、「不満」が15.6%となりました。また、今後の重要度では、「重要」が40.6%、「やや重要」が28.9%、「普通」が27.8%となりました。



### ー板倉ニュータウン概要ー

- ・事業の名称 板倉ニュータウン建設事業
- ・事業主体 群馬県（企業局）
- ・所在地 群馬県邑楽郡板倉町朝日野・泉野地内
- ・開発総面積 約218ヘクタール
- ・住宅計画戸数 1,500戸
- ・計画人口 5,000人



## 第2編 基本的な考え方



### 第4節 観光振興

板倉町らしい観光資源を活用した観光ルートの形成、広域観光ネットワークの整備・強化を図ります。

#### ー現状と課題ー

- ◆観光客の県内外別人数・宿泊人数調べによると、本町を訪れる観光客のすべてが日帰りとなり、そのうち約7割が県外からの観光客となっています。この結果については、埼玉県、栃木県に接し、茨城県に近接するという地理的要件と、東北自動車道館林インターチェンジからのアクセス、観光資源の特性によるものと考えられます。
- ◆本町を訪れる観光客の特徴としては、50歳以上が全体の約8割となり、60歳代も含めた中高年層の比率が最も高く、夫婦、家族で訪れる観光客が全体の約7割を占めています。また、来訪者の居住地を見てみると、近隣及び半径約30km圏までの県外が多く、そのほとんどが自家用車で訪れるため、特に交通アクセスが良く、高速道路や幹線道路の沿線地域からの来訪者が多い状況です。
- ◆農産物直売所健康の郷「季楽里」などを活用し、本町の基幹産業である農業と連携した観光振興策の展開や、商業と連携した特産品の開発など、新たな観光資源の創出が強く求められています。
- ◆平成23年9月に重要文化的景観として国の選定を受けた「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」は、本町固有の水文化の歴史を今に伝える貴重な風景であり、大切に後世に引き継いでいくとともに、板倉町らしい観光資源として活用していくことが求められています。

#### ー主な施策ー

- ◆重要文化的景観を活かしたルートの形成 本町の重要文化的景観の構成要素は町内に広

く点在しています。これらの点在する要素を効率的に回遊し、豊かな水場環境、広大な田園風景、谷田川の柳山や川田、そして水塚や揚舟など水場での人の営みの中から生まれた景観等々、「板倉らしい文化的景観」を十分に味わうことができる観光ルートを形成します。

また、これらの水文化を紹介する拠点として、重要文化的景観の構成要素である水塚等の活用方法の研究を行うとともに、観光ルートの出発点として、「わたらせ自然館」や農産物直売所「季楽里」の有効利用を図ります。

◆**渡良瀬遊水地の利活用** 渡良瀬遊水地のラムサール条約登録を推進し、国、県及び周辺自治体等と連携を図り、既存施設の利用も含めた施設整備等の検討を進め、観光振興の面で積極的な活用を図ります。

◆**観光資源の開発** 農・商業との連携した特産品などの開発や、農協等との連携により、農業体験に親しむ※グリーン・ツーリズムなどの体験・交流型の観光資源を開発し、持続性のある通年型観光の創出に努めます。

※グリーン・ツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

◆**広域ネットワークの強化** 決して観光資源に恵まれているとは言えない本町にあっては、近隣自治体の観光資源と連携した観光ルートの設定は、来訪者の増加を図るうえでは最も効果的であるとともに、来訪者にとっても有益なものとなります。そこで、邑楽・館林地域、東毛地域、両毛地域、更には渡良瀬遊水地関連地域との広域観光ネットワークの整備・強化を図ります。

◆**受入体制の整備** 本町を訪れる観光客はそのほとんどが自動車を利用しています。しかし、自動車での来訪者に優しく、わかりやすい観光ルートを案内できる標識などの設置が十分ではありません。また、鉄道を利用し来訪した観光客が町内を回遊する手段が十分に整っていません。そこで、観光資源への回遊性を高めるため、観光案内標識の整備、レンタサイクル事業の充実、既存交通機能の有効利用を検討していきます。

◆**情報発信の強化** 観光振興において最も重要なことは「板倉町」を知ってもらうことであり、そのための情報発信は必要不可欠です。町内外に対して広く本町の魅力を伝え、知名度やイメージを向上し、来訪者を拡大できるよう、テレビ、ラジオ、新聞などに加え、インターネットを積極的に活用し、スピーディな情報発信に努めます。

◆**東武鉄道との連携** 東武鉄道によるウォーキング大会など、観光イベント事業との連携を更に強化し、観光入込客数の増加につなげます。



## 第10章 住民参加 第1節 町民ボランティア活動の促進

ボランティア活動の促進、及びボランティアやNPO法人などの支援・育成を図ります。

### －現状と課題－

◆まちづくりを推進していくには、町民の連携・協力が必要であり、特に地域ぐるみのまちづくりが求められている今日、町民ボランティア意識の定着や地域ボランティア活動の促進が必要です。

◆本町では、様々なボランティア活動が進められていますが、広く町民に定着するまでには至っていません。このため、更に地域ボランティアの支援・育成に努めていくことが必要です。

◆町民ボランティア活動への関心や参加意欲の醸成を図るため、ボランティア活動の意義や内容の情報提供とPRが必要です。また、町民がいつでも気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりも重要です。

### －主な施策－

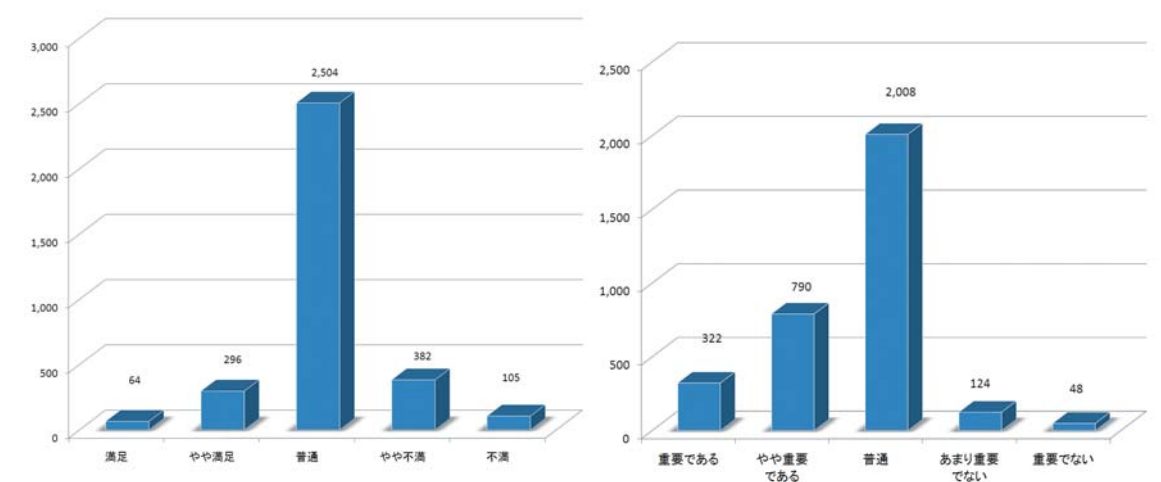
◆ボランティア活動の促進 町民一人ひとりが地域づくりの担い手であるという自覚と責任を持ち、自主的にボランティア活動へ参加してもらえるよう、広報紙やホームページなどを活用し、情報提供と啓発活動を行います。また、町社会福祉協議会ボランティアセンターと連携を図り、研修や講座を通じて、高齢者や障害者などの個々のニーズに対応したボランティアの育成に努めます。

◆ボランティアセンターの充実 町社会福祉協議会ボランティアセンターが町民のボランティア活動の拠点となるよう、その運営を支援します。

◆NPO法人との連携 様々な分野でNPO活動が活発化し、NPOに対する社会的な認識も高まっています。公益的な事業に取り組むNPO法人の活動基盤の強化に向けての協力など、NPO法人が様々なまちづくり活動に取り組むことができるよう、情報共有や連携しやすい環境整備に努めます。

### －町民意識調査－

「町民ボランティア活動の育成・支援」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は74.7%。今後の重要度でもやはり「普通」と回答された割合が高く61.0%、「やや重要」が24.0%となりました。



### －ボランティア登録数の推移－

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ボランティア団体数	20	24	23	24
個人ボランティア	8	20	23	25
登録ボランティア総人数	633	671	650	660

資料：ボランティアセンター

### －ボランティア活動団体年間活動回数－（ボランティアセンター把握団体の概算）

団体名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
みずほ会（配食サービスほか）	47	47	45	34
やすらぎ会（入浴サービス）	234	282	402	403
声のリボン（朗読ボランティア）	28	28	28	28
ボランティア連絡協議会（広域活動ほか）	325	376	494	484
合計	634	733	969	949

資料：ボランティアセンター



# 第2編 基本的な考え方



## 第2節 地域コミュニティ活動の充実

地域コミュニティ意識の高揚に努め、町民が主体性を発揮できる環境づくりに努めます。

### ー現状と課題ー

◆コミュニティ活動は、行政区などの自治組織のほか、各種団体や自主学习グループなどの活動により行われてきました。しかし、近年、住民の価値観や生活様式の多様化などにより、ニーズも複雑化する中で、住民の連帯感が希薄化している傾向もみられます。

行政区は災害時の自主防災組織の役割を果たすことから、行政区への加入を推進し、地域コミュニティの強化を図ることが必要です。

◆行政区の機能強化を図るうえで、行政区の規定の違いや行政区役員の任期が統一されていないことによる地域活動の継続性が懸念されます。

◆本町は、これまでにコミュニティ活動への支援の一環として、活動の場を確保するため、地域の集会施設の施設整備を進めるとともに、行政区等への支援を行うなど、自主的な活動の推進を図ってきました。

### ー主な施策ー

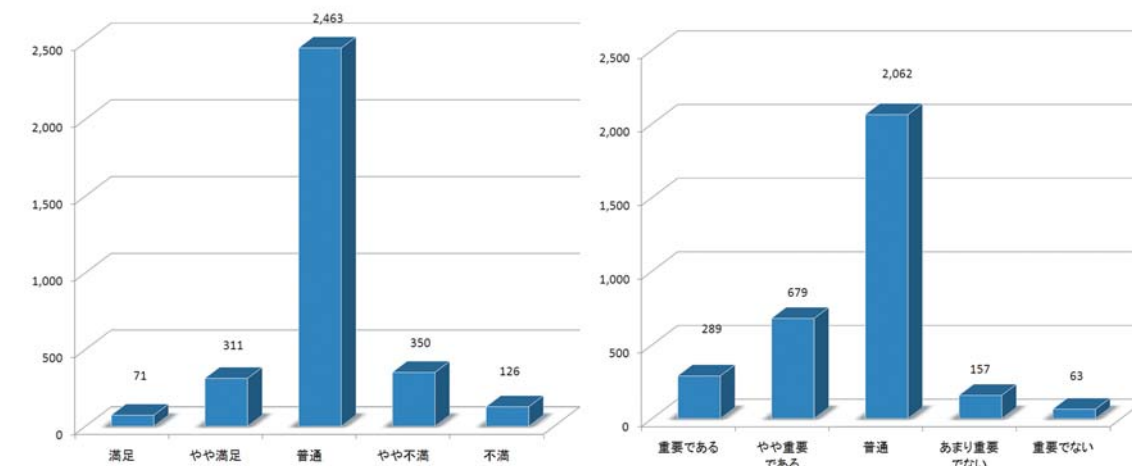
◆コミュニティ意識の高揚 広報紙などを通じてのコミュニティ活動に関する情報提供に努め、コミュニティ意識の高揚とともに、諸活動への参加を推進します。

◆コミュニティ活動の促進 行政区への加入促進とともに、行政区の自主的な活動を支援し、地域活動の活性化を図ります。また、行政区担当職員を窓口地域住民と行政の連携充実に努めます。

◆助成事業活用の推進 コミュニティ組織が利用する集会施設やコミュニティ活動に必要な備品などの整備を図るほか、安全な地域づくりに資する事業などに対して支援を行います。

### ー町民意識調査ー

「コミュニティ活動の充実」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が最も高く、74.2%。今後重要度でも「普通」と回答された割合が非常に高く、63.4%となりました。





## 第3節 広聴・広報活動の充実

充実した広聴・広報活動により、町民ニーズを的確に把握し、町政に反映させます。

### －現状と課題－

◆町民の行政に対するニーズがますます複雑・多様化する中で、町民の要望に応え、行政効果を上げるためには、町民の意向を的確に把握し、町政に反映させていくことが必要です。

◆多くの町民から意見や提案をいただく広聴活動では、町民と直接対話できる行政懇談会をはじめ、郵便による質問など、様々な広聴活動を実施しています。今後も幅広く町民の意向を把握するため、広聴活動の充実が必要です。

◆本町では、町民の必要とする情報を提供する広報活動として、広報紙の発行、※ICTを活用したホームページやメール配信サービスなどにより、幅広く町民へ行政情報を発信しています。

※ICT…情報・通信に関連する技術一般の総称

### －主な施策－

◆懇談会活動の充実 全町民を対象とした行政懇談会や各種意向調査、町民生活にかかる相談等、各種広聴活動を必要に応じ実施します。

◆広聴活動の充実 町民一人ひとりからの意見を得るため、広聴はがきやメール質問箱の充実を図ります。ICTを活用し、町民の皆さんから気軽に意見や要望をいただけるシステムの検討を行います。

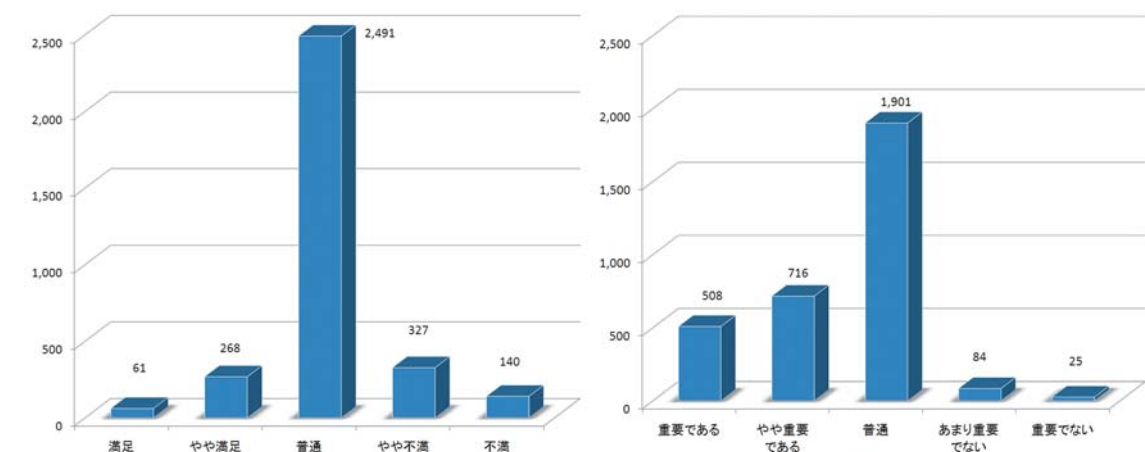
◆効率的な広報活動 広報紙やホームページなど、各種広報媒体の特性を活かした効果的

かつ効率的な広報活動を実施することにより、タイムリーで的確な行政情報の提供を図ります。特に、ホームページについては、※アクセシビリティに配慮し、掲載内容の充実に努めます。

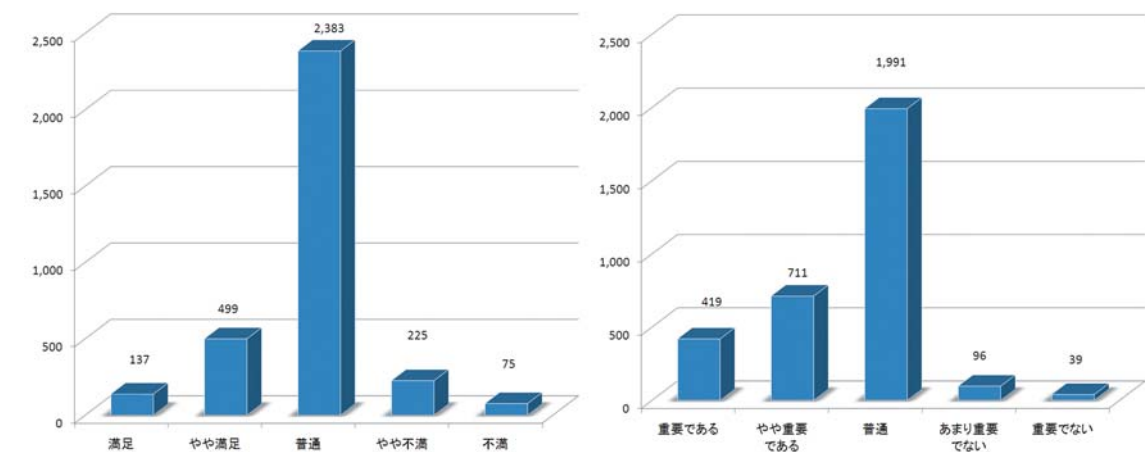
※アクセシビリティ…障害のある人や外国人など、身体・年齢・言語的条件に関わらず、ホームページに提供されている情報にアクセスし利用できる状態

### －町民意識調査－

「広聴活動の充実」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合が75.8%。今後の重要度では、「重要」15.7%、「やや重要」22.1%、「普通」58.8%となりました。



「広報活動の充実」については、現在の満足度「普通」と回答された割合が71.8%。今後の重要度では、「重要」12.9%、「やや重要」21.8%、「普通」61.1%となりました。







## 第11章 情報・行財政 第1節 職員体制の適正化

職員の適正配置や人材育成など、職員体制の適正化により、行政サービスの向上を図ります。

### －現状と課題－

◆地方分権の進展に伴い、地方自治体は、地域の経営主体として自己決定・自己責任の原則のもとに、これまで以上に重要な役割を果たしていかなければなりません。今後も、行政を取り巻く環境は絶えず変化し、これに伴い、町民の行政ニーズも高度・多様化しています。

◆住民に一番身近な行政主体である町が行政サービスの提供主体となり、地域住民の意向を反映した個性豊かな地域づくりを実現するために、国や県から市町村へ積極的な権限移譲が行われているため、町が処理する事務は年々増加し続けています。

◆地方分権改革が本格化する現状においては、人材育成の取り組み次第で、各地方自治体の行政水準やサービスの質に大きな格差が生じることとなります。組織のスリム化・効率化を求められる行政には、限られた職員と財源で、より多くの専門的業務を処理し、より質の高いサービスを提供する取り組みが必要です。

◆職員には、地方分権推進の担い手として地域の課題を自らの創意と工夫により解決していく資質と能力が求められています。行政環境の変化に即応していくために、先見性を持って前例にとらわれない柔軟な対応策を見出し、かつそれを強力に推進していく能力が求められています。

◆職員は、積極的な自己変革と主体的な能力開発に努める必要があり、組織は、職員の取り組みを支援するための仕組みづくりと環境整備に取り組み、着実かつ継続的に人材育成を推進していくことが求められています。

◆効率的な行財政運営を更に推進していくためには、職員のコスト意識や職務遂行能力を高めるなど、人的資源の質的向上がより一層重要です。

### －主な施策－

◆職員の適正配置 職員を計画的に採用するとともに、事務量や内容の変化に対応する弾力的な職員配置を行います。

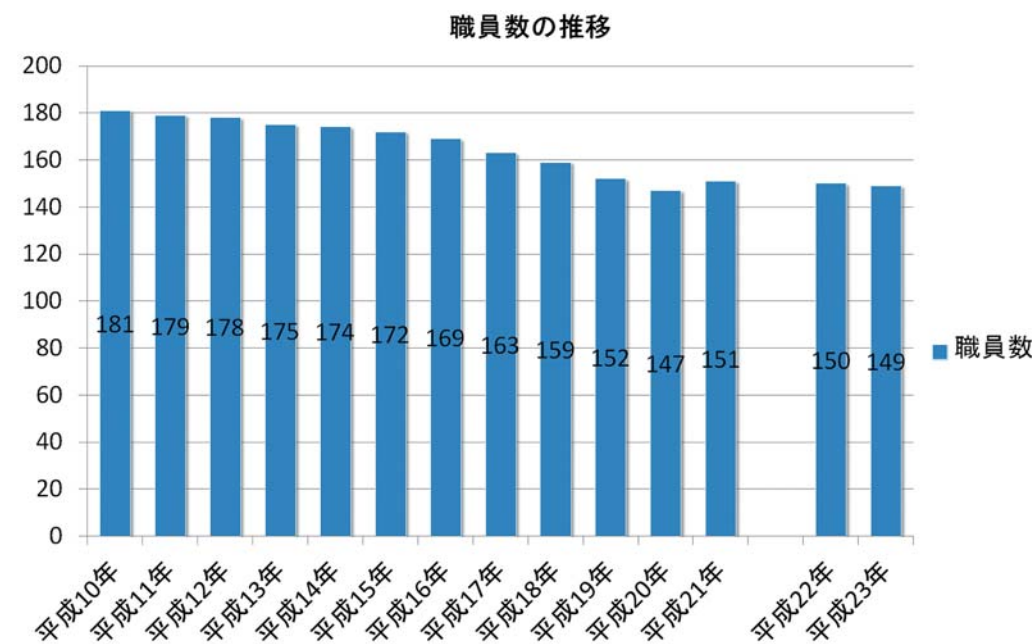
◆職員の人材育成 自立した自治体であるためには、それを支える職員を育成することが求められます。町民により良い行政サービスを提供するため、職務分野ごとに、専門知識と幅広い視野を備えた人材の育成を推進します。また、職員の主体性を活かした研修の充実を図り、能力開発を促進します。

◆啓発しあえる職場づくり 職員が自由に議論や提案ができるような職場環境づくりに努め、各職場で職務能力の向上を相互に啓発しあえる雰囲気醸成します。

◆人事評価制度の導入 職員一人ひとりの職務に対する意欲や向上心を高め、職員の能力や業務実績を人事配置や処遇等に反映させるとともに、職員の人材育成及び組織の活性化を図り、住民サービスの向上につなげるための人事評価制度を導入します。

### －職員数の推移－

一般会計職員のほか、公営企業及び特別会計の職員並びに板倉町商工会及び群馬県農業共済組合への出向職員を含む職員数です。平成10年4月1日時点で181人在職していた職員数は、平成23年4月1日までの13年間で、32人減員の149人となっています。



※平成21年度以前は前町長の職員体制、平成22年度以降は現町長の職員体制



## 第2節 財政の健全化

優先順位に基づき、財源の効果的な配分に努め、計画的で健全な財政運営に取り組みます。

### ー現状と課題ー

◆歳入の多くを占める※地方交付税は、平成12年度の約24億円から平成20年度の14.7億円まで減少の一途をたどってきましたが、平成21年度14.8億円、平成22年度16.3億円と増額に転じたものの※臨時財政対策債の増発や、※財政調整基金と※減債基金を中心とした基金からの繰り入れに頼らざるをえない状況が現在も続いています。

※地方交付税…市町村間の財源（税収等）の不均衡を調整し、すべての市町村が一定の水準を維持できるよう財源（税収等）を保障するため、国税（所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税）の一定割合を再配分するもの

※臨時財政対策債…地方債の一種。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度

※財政調整基金…年度間の収入の不均衡を調整するための積立金

※減債基金…借入金の返済を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる積立金

◆主に板倉ニュータウン関連事業の借入金の返済のため、公債費が平成16年度の約8億円をピークとして毎年度7億円を超える高水準で推移してきましたが、今後、徐々に減少していく傾向にあります。しかし、近々、1市2町によるごみ処理施設の建設、1市5町による館林厚生病院の耐震工事が開始される予定であり、また、当町においても、役場庁舎をはじめとする公共施設等の老朽化が進んでいることなどを踏まえると今後も大きな負担が見込まれます。

◆※実質公債費比率については、13%前後で推移していますが、これは、板倉ニュータウン関連事業債の償還が開始したことにより、公債費が平成16年度をピークとして、依然7億円を超える高い水準にあることと、その結果として、投資的経費の抑制により新規の起債を最小限にとどめてきた結果です。

※実質公債費比率…地方債の元利償還金や公営企業における地方債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準じるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合の過去3年度間の平均値

◆※将来負担比率は、将来負担額の大部分を占める地方債現在高のほとんどが地方交付税算入がある起債であるため、11%前後で推移していますが、単年度あたりの公債費が高い水準にあるため、※経常収支比率や実質公債費比率が高く、財政構造の弾力性は低い状況です。

※将来負担比率…一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したもので、将来の負担額が町税等の財源の規模に対してどの程度の割合になるかをみるもの

※経常収支比率…町税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度決まって入ってくるお金のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度決まって出ていくお金に使われたものの割合。比率が低いほど建設事業などの臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す

### ー主な施策ー

◆財政計画の策定 短期財政計画の策定により、限られた財源の中で、より効率的で効果的な施策への財源確保を推進します。また、第1次板倉町中期事業推進計画に基づく、中・長期的な財政計画を策定することにより、歳入、歳出のバランスのとれた財政運営を行います。

◆自主財源の確保 町民税及び固定資産税を中心とした適正な課税に努めるとともに、税金の期限内納付の周知徹底を図ります。また、滞納整理に力を入れて収納率の向上に努めます。

◆財務内容の公表 町民に本町の財政状況を理解していただくため、国の「新地方公会計制度」に基づき、一般会計はもちろん公営企業会計や特別会計等の関連団体も含めた連結ベースの4つの財務諸表[1. 行政コスト計算書、2. 純資産変動計算書、3. 資金収支計算書、4. 貸借対照表]を公表しています。この4つの財務諸表を公表することにより、本町が所有するすべての資産と債務の実態を明らかにするとともに、行財政の透明性を確保し、適正な財政運営を推進します。





## 第3節 情報公開と個人情報保護

情報公開制度を活用することにより、町が保有する情報を公開し、併せて個人情報を保護します。

### －現状と課題－

◆地方分権社会の到来により、独自のまちづくりが進められる中、町政の主人公である町民の行政への参加が重要になってきています。情報公開法の施行に象徴されるように、国民の「知る権利」が確立しつつあり、とりわけ公共性の高い分野では、重要な情報は公開が当然と理解されるようになってきています。

◆情報公開条例制定の狙いには、議会におけるチェックに加えて、行政における手続き面の透明性を高める狙いがあります。重要な情報は「議会に提出すれば十分」というのではなく、住民への直接的な提供が求められています。

◆電子情報については、サイバー攻撃を受け、個人情報が流出するなどの事件が発生しています。情報セキュリティーを更に強固にすることが必要です。

◆町民の町政参画を促進するためには、町民と行政との信頼関係の維持が重要です。本町では文書管理システムの導入により、町民が必要とする行政情報を速やかに提供できる体制の整備が行われています。

### －主な施策－

◆情報公開・個人情報保護制度の円滑な運用 情報公開制度の内容や手続き等に関する周知徹底を図るとともに、個人情報保護制度の普及・定着に努めます。

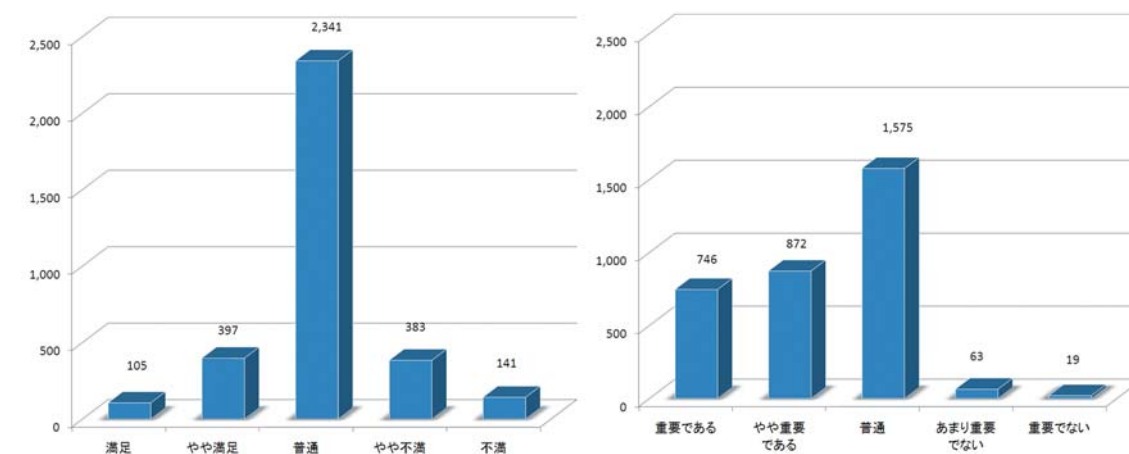
◆情報公開の推進 信頼される行政の確立と町民の町政参画を促すため、情報公開制度の活用をPRし、情報公開を促進します。

◆個人情報の管理 個人情報保護については、個人情報保護法の制定を受け、平成18年4月までに個人情報保護条例がすべての都道府県及び市町村で制定されました。本町が保有する個人情報を、条例に基づき管理することで個人の権利・利益を保護します。

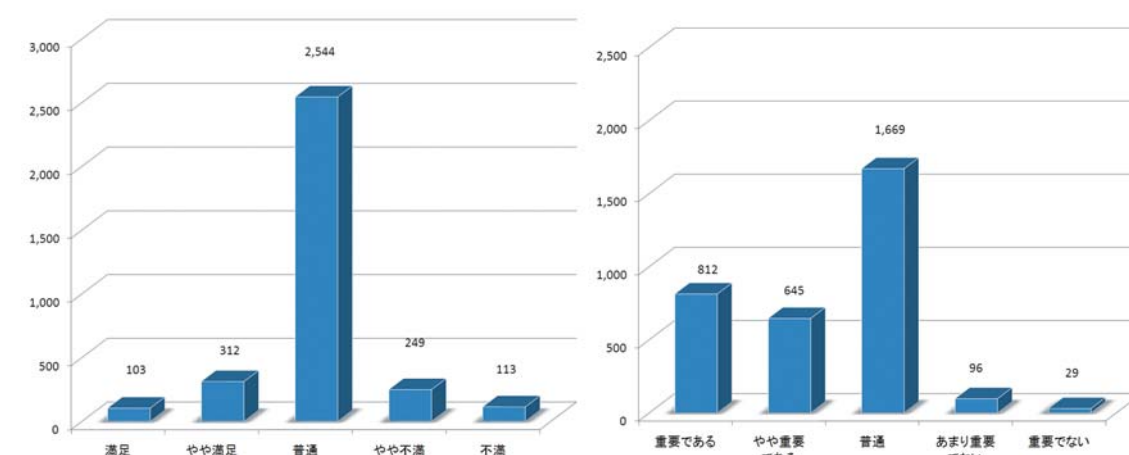
また、情報セキュリティ対策については、研修会を実施するなど、セキュリティ対策を強化していきます。

### －町民意識調査－

「情報公開制度」に対する町民意識調査では、現在の満足度「普通」と回答された割合は69.5%。今後の重要度では、「重要」22.8%、「やや重要」が26.6%、「普通」48.1%となりました。



「個人情報保護」については、現在の満足度「普通」と回答された割合は76.6%。今後の重要度では、「重要」25.0%、「やや重要」19.8%、「普通」51.3%となりました。



# 第2編 基本的な考え方



## 第4節 事務の効率化・行政サービスの向上

前例にとらわれず、町民の目線で、戦略的に事務事業の改革・改善に取り組みます。

### －現状と課題－

◆職員がコンピュータ機器で事務処理を効率的に行うための基盤となる、※イントラネットシステムを整備し、財務会計や文書管理、例規集などの各種事務のシステム化（電子化）を行い、事務の効率化に努めています。

※イントラネットシステム…インターネットの標準的な技術を利用し、庁舎内など、限定された範囲で構築されたのコンピュータネットワーク

◆町が行う事業を「町民にとっての効果は何か」「当初計画したとおりの成果は上がっているか」といった視点から客観的な評価・検証を行う「行政評価」を実施しています。

◆町民に親しまれ、信頼される行政を実現するために、職員一人ひとりが公務員として求められる態度、行動を自発的にとれるよう、全職員に対し、接遇研修等を実施しています。

### －主な施策－

◆事務用システムの最適化 ※職員用ポータルサイトや、財務会計、文書管理、例規集などの各種事務用システムを、常に最適な状態で利用できるように管理し、事務処理のより一層の効率化を推進します。

※職員用ポータルサイト…メールシステムや掲示板、施設予約などインターネット機能を利用した総合システム

◆実施計画の策定 実施計画は、基本的な考え方で定める将来像を具現化するために、取り組むべき施策を体系的に定め、各施策を計画的に進めていくための具体的な計画です。

実施計画は、財政的な裏づけを行い、実施ベースの計画を明らかにします。毎年度ローリング方式により策定し、予算編成の指針とします。

◆行政評価の実施 限られた財源の中で、コスト意識を持つと同時に、行政活動の成果を上げるため、行政評価を行います。限りある財源をより有効的に使うために、町民ニーズにあったサービスの提供、委託などによる経費の削減など、最小の経費で最大の効果を上げられるような実施方法や事業内容の見直しを行います。

### －行政評価－

本町でも行政評価制度を導入しています。前年度実施した事務事業のうち、町単独事業や補助事業であっても補助基準額を上回る事業（町の継ぎ足しがある事業）などを対象に、「改善」「統合」「縮小」「休止・廃止」「終了」「維持継続」「新事業へ」の7区分から評価を行いました。平成22年度は370事業、平成23年度には398事業の評価を実施しました。平成23年度の評価結果及び評価区分は下記のとおりです。

### －平成23年度事務事業評価（平成22年度実施事務事業の事後評価）－

評価区分	説明	該当事業数
改善	事務事業の手法を見直すもの	23
統合	他の類似事業とともに事業展開を行っていくもの	0
縮小	予算・人員等の投入量を縮小するもの	3
休止・廃止	次年度、事業休止、または廃止となるもの	5
終了	事業が完了し、終了となるもの	6
維持継続	予算・人員等の投入量を維持継続するもの	359
新事業へ	次年度、新事業へ移行するもの	2
合計		398





### 第5節 役場新庁舎の建設

災害時の行政機能はもとより、高齢者や障害者を含むすべての町民が快適に利用できる新庁舎の建設を検討します。

#### －現状と課題－

◆現庁舎は、昭和33年の建築から53年目を迎えようとしています。当然、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前の建物であることから、耐震性は低いと考えられます。したがって、人命に関わる建物被害や防災拠点としての機能を維持することが非常に難しい現状にあります。以下に現庁舎の課題を示します。

耐震性の低さや建物全体の平面的・率面的なバランスの悪さから、大地震時には破壊をおこす可能性があります。また、外壁回りのモルタルやコンクリートの剥離・剥落が全面的に見られ、落下により第三者に被害を及ぼすであろう危険箇所が多く認められます。

◆建物は全体的に老朽化が進んでおり、危険な箇所については、随時修繕を行っていますが、抜本的な構造改修が困難です。また、暖房・衛生・排水設備などの補修を繰り返しながら対応しており、維持管理費がかさんでいる状況です。

◆現庁舎は、建築時に比べ、行政事務の拡大などに伴い事務室の狭隘化きょうあいが進んでいます。役場機能も本庁舎・第2庁舎・西庁舎と分断されており、町民からの各種申請・申告・相談などに対応するスペースが十分確保できない状況です。更に、職員の打合せや作業スペース不足なども発生しています。また、駐車場は窓口の繁忙期や会議などの開催が重なる場合には、満車状態になり、駐車場の確保が難しい状況です。

◆現庁舎は、エレベーターや身障者用トイレの設置などバリアフリー化への対応が遅れており、高齢者や身障者への配慮が十分ではありません。

◆現庁舎は、IT機器の設置やシステム配備に伴うスペース、電気容量などが不足してい

ます。今後、高度情報化への対応がますます求められますが、情報ネットワーク環境の拡張には限界があります。

◆現在使用している約8,900㎡の敷地のうち約75%が借地であることから、多額の賃借料が発生しています。

#### －主な施策－

◆庁舎基本計画検討委員会（仮称）の設置 学識経験者や団体代表等を構成員とし、新庁舎の建設位置や規模、またどのような機能を取り入れるのかなど、新庁舎建設にかかる基本計画を策定します。

◆庁舎建設専門委員会（仮称）の設置 役場職員を構成員とし、執務機能、窓口機能、防災機能などの必要な機能について、より効果的、効率的に配置できるよう検討します。

◆庁舎建設委員会（仮称）の設置 学識経験者や団体代表等を構成員とし、庁舎基本計画検討委員会（仮称）で策定した基本計画に基づき、平成27年度着工を目指し、新庁舎の設計や建築業者等の選定を行います。

# 実施計画

# ITAKURA

<b>防災・防犯</b>		
防災体制の整備	93	
防犯対策の推進	95	
<b>生活環境</b>		
ごみの収集・リサイクル	95	
安全な水の安定供給	97	
水質浄化の適正管理 （下水道・浄化槽整備事業）	99	
交通安全への取組	99	
消費生活に関する情報提供や 相談体制の充実	101	
<b>保健・医療・介護・福祉</b>		
子育ての環境・支援	101	
健康づくりや病気の予防	103	
保険医療と医療環境の充実	109	
高齢者の自立支援	111	
介護サービスの充実	113	
障害者（児）の生活支援	115	
<b>教育・文化・スポーツ</b>		
小中学校の教育環境の向上	117	
生涯学習と文化芸術活動の充実	123	
青少年の健全育成	127	
文化財や伝統文化の保存・継承	131	
スポーツ活動の推進	131	
<b>環境保全</b>		
環境の保全と整備	135	
地球温暖化対策	135	
風景づくり	135	
<b>町の基盤整備</b>		
道路網の整備と河川の管理	137	
公共交通の整備	139	
公園・緑地などの維持管理	139	
<b>産業振興</b>		
農業の振興	141	
商工業の振興	147	
板倉ニュータウン事業の推進 （企業・商業誘致と雇用の促進）	147	
観光振興	149	
<b>住民参加</b>		
町民ボランティア活動の促進	149	
地域コミュニティ活動の充実	151	
広聴・広報活動の充実	151	
<b>情報・行財政</b>		
職員体制の適正化	153	
財政の健全化	153	
情報公開と個人情報保護	155	
事務の効率化・ 行政サービスの向上	155	
役場新庁舎の建設	157	



# 第3編 実施計画

## 事業実施計画

### ◆事業実施計画の見方

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	担当課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	成果指標（アウトカム）					
<p><b>事務事業名</b>（平成〇年～）←事業期間を表記します。 ※事業期間に期限がないものなど、恒久的な事業は、この計画の開始年度である「平成24年」を表記します。</p> <p><b>事業内容の説明</b></p>	<p>年度ごとの事業費を表記。 総事業費の後に財源内訳を表記します。</p>				<p>活動指標は、この事業の実施において、町が何をどれだけ行ったのかを示します。事務事業によって生じた実績値・結果を示します。</p>	<p>年度ごとの活動指標数値</p>				<p>担当課・係名</p>
					<p>アウトカム指標とは事業を実施することによって発生した効果・成果（アウトカム）を表す指標です。事業によっては正確な指標を設定できないものもありますが、その場合は代替指標を用います。[ ]内は指標を求める際の計算式を示します。</p>	<p>年度ごとの成果指標数値</p>				

### ◆安全・安心のまちづくり【防災・防犯】>防災体制の整備

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	担当課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	成果指標（アウトカム）					
<p><b>防災対策事業</b>（平成24年～） 災害に備え、各種備蓄品の整備や自主防災組織の活動強化への支援、更に地域防災計画の見直しを図るとともに、避難行動マニュアル、防災行政無線、避難訓練等について検討していきます。</p>	<p>総事業費 6,199 一般財源 6,199</p>	<p>総事業費 6,000 一般財源 6,000</p>	<p>総事業費 6,000 一般財源 6,000</p>	<p>総事業費 6,000 一般財源 6,000</p>	<p>防災講習会実施回数（回）</p>	32	32	32	32	<p>総務課 行政安全係</p>
					<p>防災講習会参加者数（人） [32行政区×50人]</p>	1,600	1,600	1,600	1,600	
					<p>備蓄食糧（主食アルファーマイ）購入数量（食）</p>	1,500	1,500	1,500	1,500	
					<p>配備目標達成率（%） [ 配備済数量 / 配備計画数量 × 100 ]</p>	31.2	31.2	31.2	31.2	
<p><b>館林地区消防組合負担金（常備消防）</b>（平成24年～） 館林地区消防組合に対し常備消防にかかる負担金を支出し、常備消防の人員・資機材の充実を図ります。</p>	<p>総事業費 231,433 一般財源 231,433</p>	<p>総事業費 230,000 一般財源 230,000</p>	<p>総事業費 230,000 一般財源 230,000</p>	<p>総事業費 230,000 一般財源 230,000</p>	<p>火災・救急出動回数（回）</p>	500	500	500	500	<p>総務課 行政安全係</p>
					<p>損害額（千円）</p>	10	10	10	10	
<p><b>館林地区消防組合負担金（非常備消防）</b>（平成24年～） 館林地区消防組合に対し非常備消防にかかる負担金を支出し、非常備消防の人員・資機材の充実を図ります。</p>	<p>総事業費 23,470 一般財源 23,470</p>	<p>総事業費 23,500 一般財源 23,500</p>	<p>総事業費 23,500 一般財源 23,500</p>	<p>総事業費 23,500 一般財源 23,500</p>	<p>板倉消防団員数（人）</p>	103	103	103	103	<p>総務課 行政安全係</p>
					<p>団員定数維持率（%） [ 現在団員数 / 定数【103人】 × 100 ]</p>	100.0	100.0	100.0	100.0	
<p><b>耐震改修促進事業</b>（平成24年～） 木造住宅の所有者に対し、地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るとともに、耐震診断・改修を促進し、震災に強いまちづくりを推進します。</p>	<p>総事業費 3,387 一般財源 1,747 国庫 1,640</p>	<p>総事業費 3,290 一般財源 1,650 国庫 1,640</p>	<p>総事業費 3,290 一般財源 1,650 国庫 1,640</p>	<p>総事業費 3,290 一般財源 1,650 国庫 1,640</p>	<p>広報紙への年間掲載回数（回）</p>	1	1	1	1	<p>都市建設課 都市計画係</p>
					<p>耐震診断数（件）</p>	20	20	20	20	

# 第3編 実施計画

## ◆安全・安心のまちづくり【防災・防犯】>防犯対策の推進

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>防犯活動推進事業（平成 24 年～）</b> 町民に対して、防犯情報の提供や防犯教室などを実施し、防犯意識の啓蒙を図ります。また、防犯支部など、一般町民で組織する防犯団体を支援し、その活動の促進を図ります。	総事業費 1,374	総事業費 1,350	総事業費 1,350	総事業費 1,350	防犯団体数（団体）	11	11	11	11	総務課 行政安全係
	一般財源 1,374	一般財源 1,350	一般財源 1,350	一般財源 1,350	犯罪の発生件数（件）	130	120	110	100	
<b>防犯施設整備事業（平成 24 年～）</b> 町内の防犯灯の適切な管理を行い、安全安心なまちづくりに努めます。	総事業費 9,196	総事業費 9,100	総事業費 9,100	総事業費 9,100	町内防犯灯数（灯）	2,469	2,490	2,510	2,530	総務課 行政安全係
	一般財源 9,196	一般財源 9,100	一般財源 9,100	一般財源 9,100	要望に対する設置割合（%） [新設件数／要望数×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	

## ◆住みよいまちづくり【生活環境】>ごみの収集・リサイクル

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>ごみステーションの管理と集団回収事業（平成 24 年～）</b> 各行政区でのごみステーションの管理を支援します。また、町の条例に基づき、資源ごみを回収した団体に対し、その回収量に応じた助成を行います。	総事業費 2,870	総事業費 2,800	総事業費 2,800	総事業費 2,800	ごみステーション設置箇所数（箇所）	205	205	205	205	環境水道課 環境係
	一般財源 2,870	一般財源 2,800	一般財源 2,800	一般財源 2,800	ごみステーションへの苦情件数（件）	0	0	0	0	
<b>資源化センター改修事業（平成 24 年～）</b> 固形燃料化施設及び高速堆肥化施設の維持管理を行います。	総事業費 26,800	総事業費 26,000	総事業費 25,000	総事業費 25,000	修繕回数（回）	9	8	7	6	環境水道課 環境係
	一般財源 26,800	一般財源 26,000	一般財源 25,000	一般財源 25,000	機器故障による停止回数（回）	0	0	0	0	
<b>資源ごみ処理事業（平成 24 年～）</b> 町内の家庭から資源化センターに搬入され、保管された資源ごみの運搬、及び資源化されるまでの一連の業務を民間委託にて実施します。	総事業費 17,490	総事業費 18,000	総事業費 18,000	総事業費 18,000	資源ごみ回収量（トン）	650	650	650	650	環境水道課 環境係
	一般財源 16,990	一般財源 17,500	一般財源 17,500	一般財源 17,500	資源ごみ回収率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>粗大ごみ処理事業（平成 24 年～）</b> 町内の家庭から資源化センターに搬入され、保管された粗大ごみの運搬、及び処理・処分されるまでの一連の業務を民間委託にて実施します。	総事業費 4,074	総事業費 4,000	総事業費 4,000	総事業費 4,000	粗大ごみ回収回数（回）	30	30	30	30	環境水道課 環境係
	一般財源 4,069	一般財源 3,995	一般財源 3,995	一般財源 3,995	粗大ごみ収集量（トン）	70	70	70	70	
	粗大ごみ収集 運搬手数料 5	粗大ごみ収集 運搬手数料 5	粗大ごみ収集 運搬手数料 5	粗大ごみ収集 運搬手数料 5						



# 第3編 実施計画

## ◆住みよいまちづくり【生活環境】>ごみの収集・リサイクル

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
<b>一般廃棄物収集運搬事業（平成 24 年～）</b> 各家庭からごみステーションに出された生ごみ・可燃ごみの資源化センターまでの収集運搬、及びかん・びん・危険物の民間選別施設までの収集運搬を民間委託にて実施します。	総事業費 26,000	総事業費 26,000	総事業費 26,000	総事業費 26,000	ごみ収集日数（日）	257	255	255	256	環境水道課 環境係
	一般財源 25,995 許可書代 5	一般財源 25,995 許可書代 5	一般財源 25,995 許可書代 5	一般財源 25,995 許可書代 5	ごみ収集量（トン）	2,500	2,500	2,500	2,500	
<b>最終処分処理事業（平成 24 年～）</b> 資源化センターから出された不適物残渣の運搬及び最終処分、町内の家庭から出された不燃物残渣の運搬及び中間処理・最終処分の業務を民間委託にて実施します。	総事業費 8,246	総事業費 8,250	総事業費 8,250	総事業費 8,250	最終処分量（トン）	155	155	155	155	環境水道課 環境係
	一般財源 8,246	一般財源 8,250	一般財源 8,250	一般財源 8,250	処分単価（千円） [不適物残渣、不燃物残渣、生ごみ汚泥 1トンあたりの処分単価]	58	58	58	58	
<b>ごみ指定袋事業（平成 24 年～）</b> 町の一般廃棄物処理計画に基づき、家庭から排出される生ごみ、可燃ごみ、塩化ビニール、かん、びん、危険物の指定袋及び事業所から排出される生ごみ、可燃ごみの指定袋を作成します。また、家庭用ごみ指定袋販売店に対し、販売実績に応じて手数料を支払います。	総事業費 9,657 指定袋売払い手数料 9,657	総事業費 9,600 指定袋売払い手数料 9,600	総事業費 9,600 指定袋売払い手数料 9,600	総事業費 9,600 指定袋売払い手数料 9,600	ごみ指定袋作成年間枚数（枚）	680,000	680,000	680,000	680,000	環境水道課 環境係
					ごみ袋年間販売枚数（枚）	577,000	577,000	577,000	577,000	
<b>館林市・板倉町・明和町一般廃棄物広域処理事業（平成 24 年～）</b> 広域ごみ処理事業の実施に伴い、ごみ処理施設等建設費用を館林衛生施設組合に負担します。廃棄物を適性に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。	総事業費 7,441	総事業費 5,801	総事業費 27,159	総事業費 177,431	会議出席回数（回）	6	6	6	6	環境水道課 環境係
	一般財源 7,441	一般財源 5,801	一般財源 27,159	一般財源 177,431	整備進捗率（%） [負担金累計額/負担金総額×100]	1.8	3.3	9.9	53.6	

## ◆住みよいまちづくり【生活環境】>安全な水の安定供給

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
<b>石綿管更新事業（平成 24 年～）</b> 老朽化した石綿セメント管を耐久性の高い、耐衝撃性硬質塩化ビニール管や耐震性のあるダクタイル鋳鉄管へ布設替を実施します。また、配水管路の耐久性を向上させ漏水等の防止効果を高めるとともに、赤水・濁水の発生抑制を図ります。	総事業費 100,000	総事業費 100,000	総事業費 100,000	総事業費 100,000	配水管布設替延長（km）	2.0	2.0	2.0	2.0	環境水道課 上下水道係
	一般財源 53,600 一般会計出資債・企業債 46,400	一般財源 50,000 一般会計出資債・企業債 50,000	一般財源 50,000 一般会計出資債・企業債 50,000	一般財源 50,000 一般会計出資債・企業債 50,000	石綿セメント管の割合（%） [石綿セメント管/配水管延長×100]	11.2	10.0	8.7	7.4	
<b>上水道維持管理事業（平成 24 年～）</b> 町内における水道使用者（受益者）に安全・安心な水を安定して供給するため、施設設備の維持管理を行います。	総事業費 183,839	総事業費 183,839	総事業費 183,839	総事業費 183,839	管路延長（km）	157	157	157	157	環境水道課 上下水道係
	一般財源 183,839	一般財源 183,839	一般財源 183,839	一般財源 183,839	漏水修理箇所数（箇所）	35	35	35	35	
<b>上水道施設更新事業（浄・配水場施設）（平成 24 年～）</b> 町内における水道使用者（受益者）への安全・安心な水の安定供給、及び災害等の発生に備えた水道施設の耐震化など、水道事業基本計画を策定し、平成 25 年度以降、浄・配水場施設の更新を図ります。	総事業費 10,000				策定計画数（計画）	1				環境水道課 上下水道係
	一般財源 10,000				計画策定進捗率（%）	100.0				

### 第1次板倉町中期事業推進計画

# 第3編 実施計画

## ◆住みよいまちづくり【生活環境】>水質浄化の適正管理（下水道・浄化槽整備事業）

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>し尿及び浄化槽汚泥広域処理事業（平成 24 年～）</b> 町内から出る、し尿及び浄化槽汚泥は、館林衛生施設組合にて処理します。廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。	総事業費 43,696	総事業費 45,000	総事業費 45,000	総事業費 45,000	処理件数（件）	1,400	1,450	1,450	1,450	環境水道課 環境係
	一般財源 43,696	一般財源 45,000	一般財源 45,000	一般財源 45,000	板倉町の年間処理量（トン）	4,600	4,700	4,700	4,700	
<b>浄化槽設置費補助事業（平成 24 年～）</b> 合併処理浄化槽を適切に住宅用に設置した人や単独浄化槽またはくみ取り槽から転換撤去をした人に支援を行います。	総事業費 15,432	総事業費 15,456	総事業費 15,456	総事業費 15,456	補助対象件数（件）	63	63	63	63	環境水道課 上下水道係
	一般財源 6,574	一般財源 6,537	一般財源 6,537	一般財源 6,537	合併処理浄化槽処理人口（人）	8,447	8,604	8,761	8,918	
	国庫 5,135	国庫 5,152	国庫 5,152	国庫 5,152						
	県費 3,723	県費 3,767	県費 3,767	県費 3,767						
<b>下水道維持管理事業（平成 24 年～）</b> 現在、町では板倉ニュータウン地区に下水道を供用しています。汚水処理、及び施設の維持管理を行います。	総事業費 190,865	総事業費 184,800	総事業費 182,800	総事業費 181,800	水質試験（中試験）（回）	50	50	50	50	環境水道課 上下水道係
	下水道使用料 41,000	下水道使用料 41,000	下水道使用料 41,000	下水道使用料 41,000	試験の結果、基準値を超える回数（回）	0	0	0	0	
	一般会計繰入金 149,865	一般会計繰入金 143,800	一般会計繰入金 141,800	一般会計繰入金 140,800						

## ◆住みよいまちづくり【生活環境】>交通安全への取組

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>交通安全意識の啓蒙・啓発運動（平成 24 年～）</b> 各種の交通安全教室を開催し、広く町民へ交通安全意識の啓蒙・啓発を図ります。	総事業費 123	総事業費 150	総事業費 150	総事業費 150	交通安全教室等の開催回数（回）	9	9	9	9	総務課 行政安全係
	一般財源 113	一般財源 140	一般財源 140	一般財源 140	交通安全教室参加者数（人）	860	860	860	860	
	交通安全反 射材販売代金 10	交通安全反 射材販売代金 10	交通安全反 射材販売代金 10	交通安全反 射材販売代金 10						
<b>交通安全施設及び環境整備事業（平成 24 年～）</b> カーブミラーや注意看板等の各種交通安全施設を整備し、交通環境を整えることにより、交通事故を未然に防ぐ対策を図ります。	総事業費 2,398	総事業費 2,300	総事業費 2,300	総事業費 2,300	道路反射鏡の新設及び修繕件数（件）	17	17	17	17	総務課 行政安全係
	一般財源 2,398	一般財源 2,300	一般財源 2,300	一般財源 2,300	要整備箇所に対する新規・修繕実施数の割合（%） [新規・修繕実施数/住民等からの要望数（調査等により整備が必要と思われる箇所）×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>交通安全運動推進事業（平成 24 年～）</b> シートベルト着用キャンペーンなどの交通安全運動を実施し、広く町民へ交通安全意識の啓蒙・啓発を図ります。	総事業費 506	総事業費 550	総事業費 550	総事業費 550	交通安全推進事業の実施事業数（事業）	34	34	34	34	総務課 行政安全係
	一般財源 346	一般財源 390	一般財源 390	一般財源 390	町内での交通事故発生件数 （人身事故+物損事故）（件）	220	210	200	190	
	交通安全事 業負担金 160	交通安全事 業負担金 160	交通安全事 業負担金 160	交通安全事 業負担金 160						

### 第1次板倉町中期事業推進計画



# 第3編 実施計画

## ◆住みよいまちづくり【生活環境】>消費生活に関する情報提供や相談体制の充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>消費者行政推進事業（平成 24 年～）</b> 住民の消費生活被害を未然に防ぐために、国民生活センターからの情報収集により、啓発活動を行うとともに、住民からの電話・窓口相談に応じます。	総事業費 510	総事業費 510	総事業費 510	総事業費 510	広報紙への年間掲載回数（回）	2	2	2	2	戸籍税務課 戸籍年金係
	一般財源 210	一般財源 210	一般財源 210	一般財源 210						
県費 300	県費 300	県費 300	県費 300	消費者相談件数（件）	20	40	40	40		
<b>法律相談事業（平成 24 年～）</b> 中央公民館を会場に、年 12 回、町で委嘱した弁護士による法律相談会を開催します。	総事業費 360	総事業費 300	総事業費 300	総事業費 300	広報紙への年間掲載回数（回）	12	12	12	12	戸籍税務課 戸籍年金係
	一般財源 360	一般財源 300	一般財源 300	一般財源 300						
				法律相談件数（件）	30	36	36	36		
<b>人権相談事業（平成 24 年～）</b> 町内各公民館を会場に、年 6 回、日常生活の中で、人権等の問題で困っている人を対象に、人権相談会を開催します。	総事業費 78	総事業費 78	総事業費 78	総事業費 78	広報紙への年間掲載回数（回）	12	12	12	12	戸籍税務課 戸籍年金係
	一般財源 78	一般財源 78	一般財源 78	一般財源 78						
				人権相談件数（件）	10	10	10	10		
<b>行政相談関係事業（平成 24 年～）</b> 町内各公民館、福祉センターを会場に、年 12 回、行政に関する相談を受け付けます。	総事業費 22	総事業費 22	総事業費 22	総事業費 22	広報紙への年間掲載回数（回）	12	12	12	12	戸籍税務課 戸籍年金係
	一般財源 22	一般財源 22	一般財源 22	一般財源 22						
				行政相談件数（件）	52	60	60	60		

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】>子育ての環境・支援

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>子どものための手当支給事業（平成 24 年～）</b> 次代の社会を担う子どもの健やかな育成を支援するために、中学校修了まで、子どものための手当を支給します。	総事業費 235,275	総事業費 232,600	総事業費 230,100	総事業費 228,700	手当支給対象者数（人）	1,760	1,740	1,720	1,710	福祉課 福祉係
	一般財源 36,364	一般財源 35,800	一般財源 35,300	一般財源 35,100						
	国庫 162,548	国庫 161,000	国庫 159,500	国庫 158,500						
	県費 36,363	県費 35,800	県費 35,300	県費 35,100						
<b>学童保育運営補助事業（平成 24 年～）</b> 町が事業委託をした学童クラブの支援を行います。授業終了後及び長期休業期間などの学校休業日に適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を図るとともに、子育てと仕事の両立支援を図ります。	総事業費 11,276	総事業費 11,700	総事業費 12,200	総事業費 12,700	町内学童クラブ数（クラブ）	5	5	5	5	福祉課 福祉係
	一般財源 3,885	一般財源 4,040	一般財源 4,200	一般財源 4,400						
県費 7,391	県費 7,660	県費 8,000	県費 8,300	定員に対する利用率（%） 〔利用者数／利用定員×100〕	80.0	80.0	80.0	80.0		
<b>私立幼稚園就園奨励費補助事業（平成 24 年～）</b> 保護者が負担する幼稚園の入園料及び保育料を所得状況に応じて支援します。	総事業費 13,728	総事業費 14,000	総事業費 14,500	総事業費 14,500	申請受付件数（件）	130	131	132	132	教育委員会 学校教育係
	一般財源 13,728	一般財源 14,000	一般財源 14,500	一般財源 14,500						
				助成率（%） 〔助成件数／申請受付件数×100〕	100.0	100.0	100.0	100.0		

### 第1次板倉町中期事業推進計画

# 第3編 実施計画

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】> 子育ての環境・支援

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>私立幼稚園運営費補助事業（平成 24 年～）</b> 町内の私立幼稚園の運営に対して、町内の在園児数に応じた支援を行います。	総事業費 2,825	総事業費 3,000	総事業費 3,000	総事業費 3,000	町内私立幼稚園数（箇所）	2	2	2	2	教育委員会 学校教育係
	一般財源 2,825	一般財源 3,000	一般財源 3,000	一般財源 3,000						
<b>児童福祉施設調査研究事業（平成 24 年～）</b> 老朽化が進む板倉保育園・北保育園について、園の統廃合や民営化を視野に入れ多方面からの調査・研究を実施します。	総事業費 150	総事業費 150	総事業費 150	総事業費 150	会議開催回数（回）	4	4	6	6	福祉課 福祉係
	一般財源 150	一般財源 150	一般財源 150	一般財源 150	調査・研究進捗率（%）	25.0	50.0	75.0	100.0	
<b>母子・父子家庭児童入進学等支度金支給事業（平成 24 年～）</b> 母子・父子家庭等の母または父、若しくは養育者に対して、子どもの小学校入学時、中学校進学時、高校進学時に必要となる支度金の一部を助成します。	総事業費 540	総事業費 585	総事業費 630	総事業費 675	支給件数（件）	36	39	42	45	福祉課 福祉係
	一般財源 540	一般財源 585	一般財源 630	一般財源 675	支給率（%） 〔支給件数／申請件数×100〕	100.0	100.0	100.0	100.0	

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】> 健康づくりや病気の予防

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>女性と子どもの健康づくり事業（平成 24 年～）</b> 出産前の夫婦を対象とした育児教室や遊びの教室、育児の不安や悩みの解消を図るための各種相談会など、出産・子育てをする女性と、子どもの健康づくりを支援します。	総事業費 2,078	総事業費 2,078	総事業費 2,078	総事業費 2,078	事業実施回数（回）	45	51	51	51	健康介護課 健康推進係
	一般財源 2,078	一般財源 2,078	一般財源 2,078	一般財源 2,078	1 教室あたりの参加人数（人）	17	20	23	25	
<b>結核検診事業（住民健診）（平成 24 年～）</b> 40 歳以上の町民を対象に、結核の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。また、40 歳以上の人には肺がん検診も実施します。	総事業費 2,573	総事業費 2,601	総事業費 2,622	総事業費 2,643	検診対象者数（人）	6,150	6,150	6,150	6,150	健康介護課 健康推進係
	一般財源 2,573	一般財源 2,601	一般財源 2,622	一般財源 2,643	受診率（%） 〔検診受診者数／検診対象者数×100〕	57.0	57.5	58.0	58.5	
<b>胃がん検診事業（がん検診事業）（平成 24 年～）</b> 40 歳以上で検診を希望する人を対象に、集団検診でのバリウム造影による胃がん検診を行います。	総事業費 3,686	総事業費 3,770	総事業費 3,819	総事業費 3,914	検診対象者数（人）	6,150	6,150	6,150	6,150	健康介護課 健康推進係
	一般財源 3,310	一般財源 3,386	一般財源 3,431	一般財源 3,522	受診率（%） 〔検診受診者数／検診対象者数×100〕	12.0	12.2	12.3	12.7	
<b>大腸がん検診事業（がん検診事業）（平成 24 年～）</b> 40 歳以上で検診を希望する人を対象に、大腸がん検診を実施します。希望者には検査器具を先に送付し、住民健診にあわせ、持参してもらいます。	総事業費 4,555	総事業費 4,577	総事業費 4,597	総事業費 4,601	検診対象者数（人）	6,150	6,150	6,150	6,150	健康介護課 健康推進係
	一般財源 3,418	一般財源 3,427	一般財源 3,435	一般財源 3,436	受診率（%） 〔検診受診者数／検診対象者数×100〕	28.0	28.2	28.4	28.5	

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画



# 第3編 実施計画

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】>健康づくりや病気の予防

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>肺がん検診事業（がん検診事業）（平成 24 年～）</b> 40 歳以上で検診を希望する人を対象に、肺がん検診と結核検診を兼ねて胸部エックス線撮影検査を実施します。また、一定の基準に該当する希望者には、痰の検査も実施します。	総事業費 2,603	総事業費 2,627	総事業費 2,643	総事業費 2,660	検診対象者数（人）	6,150	6,150	6,150	6,150	健康介護課 健康推進係
	一般財源 2,527 一部負担金 76	一般財源 2,547 一部負担金 80	一般財源 2,562 一部負担金 81	一般財源 2,577 一部負担金 83	受診率（%） 〔検診受診者数 / 検診対象者数 × 100〕	57.0	57.5	58.0	58.5	
<b>子宮がん検診事業（がん検診事業）（平成 24 年～）</b> 20 歳以上の女性で検診を希望する人を対象に、子宮がん検診を実施します。従来の検診車によるがん検診に加えて、医療機関における個別検診も実施します。	総事業費 6,403	総事業費 6,464	総事業費 6,506	総事業費 6,533	検診対象者数（人）	4,280	4,280	4,280	4,280	健康介護課 健康推進係
	一般財源 5,354 国庫 417 一部負担金 632	一般財源 5,357 国庫 473 一部負担金 634	一般財源 5,377 国庫 493 一部負担金 636	一般財源 5,388 国庫 504 一部負担金 641	受診率（%） 〔検診受診者数 / 検診対象者数 × 100〕	25.0	25.5	25.6	25.7	
<b>乳がん検診事業（がん検診事業）（平成 24 年～）</b> 40 歳以上の女性で検診を希望する人を対象に、問診及び検診車によるマンモグラフィ（乳房エックス線検査）を集団で実施します。	総事業費 4,661	総事業費 4,685	総事業費 4,711	総事業費 4,730	検診対象者数（人）	3,680	3,680	3,680	3,680	健康介護課 健康推進係
	一般財源 3,846 国庫 287 一部負担金 528	一般財源 3,861 国庫 295 一部負担金 529	一般財源 3,878 国庫 301 一部負担金 532	一般財源 3,891 国庫 306 一部負担金 533	受診率（%） 〔検診受診者数 / 検診対象者数 × 100〕	27.0	27.3	27.5	27.6	
<b>妊婦健康診査事業（妊婦・乳幼児健診事業）（平成 24 年～）</b> 安心して妊娠期間が過ごせるよう、14 回分の健診費用を支援します。	総事業費 12,742	総事業費 12,742	総事業費 12,742	総事業費 12,742	受診券交付件数（件）	1,400	1,400	1,400	1,400	健康介護課 健康推進係
	一般財源 9,692 県費 3,050	一般財源 9,692 県費 3,050	一般財源 9,692 県費 3,050	一般財源 9,692 県費 3,050	受診率（%） 〔受診券使用件数 / 受診券交付件数 × 100〕	92.8	92.8	92.8	92.8	
<b>乳幼児健康診査事業（妊婦・乳幼児健診事業）（平成 24 年～）</b> お子さんが健やかに育つよう、乳児健診、1 歳児健診、1 歳 6 か月児健診、2 歳児歯科健診、3 歳児健診を実施します。 病気や発達の状態、運動機能などの障害を早期に発見し、フォローが必要な場合は関係機関と連絡を取り支援を行います。	総事業費 2,105	総事業費 2,009	総事業費 2,009	総事業費 2,009	健診対象者数（人）	740	732	729	727	健康介護課 健康推進係
	一般財源 2,105	一般財源 2,009	一般財源 2,009	一般財源 2,009	健診受診率（%） 〔健診受診者数 / 健診対象者数 × 100〕	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>健診結果の事後指導（平成 24 年～）</b> 特定健診や骨密度検診の事後指導として、糖尿病予防教室やヘルスアップ教室、骨粗鬆予防教室を開催します。その他、健診結果説明会の開催や健康教育、各種検診等の場面において個別相談を行います。	総事業費 482	総事業費 482	総事業費 482	総事業費 482	健康教室実施回数（回）	96	97	98	100	健康介護課 健康推進係
	一般財源 282 県費 188 一部負担金 12	一般財源 282 県費 188 一部負担金 12	一般財源 282 県費 188 一部負担金 12	一般財源 282 県費 188 一部負担金 12	健康教育・健康相談参加率（%） 〔参加人数 / 対象者数（要指導者等） × 100〕	47.3	47.5	47.7	48.0	

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画

# 第3編 実施計画

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】>健康づくりや病気の予防

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>乳幼児予防接種事業（予防接種事業）（平成 24 年～）</b> 乳幼児・小学生・中学生・高校生を対象に、定期予防接種として、BCG・ポリオ・三種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎・二種混合予防接種を医療機関での個別接種にて、実施します。	総事業費 17,344	総事業費 14,365	総事業費 14,365	総事業費 14,365	予防接種対象者数（人）	1,540	1,090	1,090	1,090	健康介護課 健康推進係
	一般財源 17,344	一般財源 14,365	一般財源 14,365	一般財源 14,365	予防接種率（%） 〔予防接種受診者数／予防接種対象者数 ×100〕	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>子宮頸がん等ワクチン接種事業（平成 24 年～）</b> 館林邑楽医師会及び群馬県内相互乗り入れ医療機関に委託し、ワクチン接種を行います。対象者は以下のとおりです。 ビブワクチン：生後 2 か月～5 歳未満 小児肺炎球菌：生後 2 か月～5 歳未満 子宮頸がんワクチン：中学校 1 年～高校 1 年生の女子	総事業費 25,690	総事業費 17,092	総事業費 17,092	総事業費 17,092	ワクチン接種対象者数（人）	2,058	1,538	1,538	1,538	健康介護課 健康推進係
	一般財源 14,120 県費 11,570	一般財源 9,394 県費 7,698	一般財源 9,394 県費 7,698	一般財源 9,394 県費 7,698	ワクチン接種率（%） 〔ワクチン接種者数／ ワクチン接種対象者数 ×100〕	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>特定不妊治療費助成事業（平成 24 年～）</b> 子どもを授からない夫婦に対し不妊治療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。	総事業費 300	総事業費 300	総事業費 300	総事業費 300	交付件数（件）	3	3	3	3	健康介護課 健康推進係
	一般財源 300	一般財源 300	一般財源 300	一般財源 300	交付率（%） 〔交付件数／申請件数 ×100〕	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>高齢者インフルエンザ事業（予防接種事業）（平成 24 年～）</b> 65 歳以上及び 60 歳～65 歳未満で心臓等に疾患のある人を対象に、医療機関での個別接種にて、実施します。	総事業費 7,605	総事業費 7,635	総事業費 7,680	総事業費 7,710	予防接種対象者数（人）	3,730	3,730	3,740	3,740	健康介護課 健康推進係
	一般財源 7,605	一般財源 7,635	一般財源 7,680	一般財源 7,710	予防接種率（%） 〔予防接種件数／予防接種対象者数 ×100〕	67.0	67.3	67.5	67.5	
<b>こころの健康相談事業（平成 24 年～）</b> こころの病や認知症などで問題を抱えている家族又は本人に対し、精神科医師による相談会を行います。相談ができる場所を提供し専門医師に相談することで、精神状態の安定、問題点の整理及び解決方法を探ります。	総事業費 72	総事業費 72	総事業費 72	総事業費 72	相談開催回数（回）	4	4	4	4	福祉課 福祉係
	一般財源 72	一般財源 72	一般財源 72	一般財源 72	年間相談者数（人）	8	8	8	8	
<b>後期高齢者健診事業（一般）（平成 24 年～）</b> 後期高齢者医療の被保険者に対して、健康診査を行います。	総事業費 4,259	総事業費 4,338	総事業費 4,378	総事業費 4,417	受診対象者数（人）	1,920	1,920	1,920	1,920	健康介護課 健康推進係
	一般財源 136 受託事業収入 4,123	一般財源 136 受託事業収入 4,202	一般財源 136 受託事業収入 4,242	一般財源 136 受託事業収入 4,281	受診率（%） 〔受診者数／受診対象者数 ×100〕	31.0	32.0	32.0	32.0	
<b>後期高齢者健康増進事業（一般）（平成 24 年～）</b> 75 歳以上の後期高齢者及び 65 歳以上 74 歳以下で一定の障害があったり寝たきりとなっている高齢者に、人間ドック検診費の助成を行います。	総事業費 325	総事業費 300	総事業費 300	総事業費 300	助成金交付者数（人）	20	20	20	20	健康介護課 保険医療係
	補助金 （広域連合） 325	補助金 （広域連合） 300	補助金 （広域連合） 300	補助金 （広域連合） 300	受診率（%） 〔受診者数／対象者数 ×100〕	1.0	1.0	1.0	1.0	

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画



# 第3編 実施計画

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】> 保険医療と医療環境の充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実</b> （平成 24 年～） 休日・夜間の医科診療及び休日歯科診療の体制を整備し、病院を利用する一般町民がいつでも適切な医療が受けられるよう、努めます。	総事業費 60,131 一般財源 60,131	総事業費 63,783 一般財源 63,783	総事業費 69,228 一般財源 69,228	総事業費 69,228 一般財源 69,228	館林厚生病院年間受診者数（人）	213,000	211,000	209,000	209,000	健康介護課 健康推進係
					町民の館林厚生病院年間受診者数（人）	20,400	20,400	21,000	22,000	
<b>館林厚生病院耐震化事業</b> （平成 24～27 年） 建物の老朽化に伴い施設の耐震化も含めた工事を行い、安全で安心して利用できる施設をつくります。	総事業費 13,731 一般財源 13,731	総事業費 36,343 一般財源 36,343	総事業費 25,488 一般財源 25,488	—	病院建設にかかる会議開催数（回）	5	5	5	—	健康介護課 健康推進係
					耐震化工事進捗率（%） [負担金累計額／負担金総額 ×100]	27.9	66.8	100.0	—	
<b>福祉医療費支給事業（一般）</b> （平成 24 年～） 子ども、重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子が社会保険等で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用について助成を行います。	総事業費 112,068 一般財源 52,972 県費 59,096	総事業費 116,774 一般財源 57,967 県費 58,807	総事業費 119,810 一般財源 59,474 県費 60,336	総事業費 122,925 一般財源 61,020 県費 61,905	請求件数（件）	38,000	38,000	38,000	38,000	健康介護課 保険医療係
					受給者証交付率（%） [受給者証交付人数／受給対象者数 ×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>後期高齢者医療事業（後期高齢）</b> （平成 24 年～） 群馬県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の人、または、65 歳以上 75 歳未満の人であって、一定の障害の状態にある人に対して、高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化の推進及び健康診査を実施し、高齢者の医療について、共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者にかかる保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行います。	総事業費 4,742 一般財源 201 一般会計繰入金 4,541	総事業費 4,822 一般財源 200 一般会計繰入金 4,622	総事業費 4,947 一般財源 200 一般会計繰入金 4,747	総事業費 5,075 一般財源 200 一般会計繰入金 4,875	町内対象者数（人）	1,970	2,040	2,027	2,048	健康介護課 保険医療係
					保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ります。					
<b>国民健康保険医療給付等事業（国保）</b> （平成 24 年～） 町内の国民健康保険加入者を対象に、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行います。	総事業費 2,005,609 一般財源 71,178 国庫 552,649 県費 94,021 地方債 1 国民健康保険税 511,258 療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・共同事業交付金・その他 776,502	総事業費 2,033,401 一般財源 37,850 国庫 507,500 県費 90,900 地方債 1 国民健康保険税 514,100 療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・共同事業交付金・その他 883,050	総事業費 2,061,350 一般財源 59,454 国庫 515,113 県費 91,809 地方債 1 国民健康保険税 498,677 療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・共同事業交付金・その他 896,296	総事業費 2,089,856 一般財源 80,832 国庫 522,839 県費 92,727 地方債 1 国民健康保険税 483,717 療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・共同事業交付金・その他 909,740	国民健康保険加入者数（人）	5,400	5,370	5,340	5,310	健康介護課 保険医療係
					給付 1 件あたりの給付額（千円） [保険給付費／給付件数]	23	24	24	24	

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画

# 第3編 実施計画

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】> 保険医療と医療環境の充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>特定健康診査等事業（国保）（平成 24 年～）</b> 国民健康保険加入者及びその被扶養者を対象に、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある人に対して保健指導を行います。	総事業費 17,862	総事業費 19,463	総事業費 20,412	総事業費 21,408	国保特定健診対象者数 （40 歳～74 歳）（人）	3,700	3,680	3,660	3,640	健康介護課 保険医療係
	一般財源 12,541	一般財源 15,467	一般財源 16,220	一般財源 17,012						
<b>医療費適正化対策事業（国保）（平成 24 年～）</b> 国民健康保険加入者のうち、保険診療（調剤）を受けた人に、該当機関にかかった医療費の総額や受診した医療機関名称等をはがきにてお知らせします。健康に対する意識を高めていただき、国民健康保険事業及び医療事業の健全な運営に結びつけます。	総事業費 1,836	総事業費 1,168	総事業費 1,161	総事業費 1,155	医療費通知発送件数（件）	14,000	13,920	13,840	13,760	健康介護課 保険医療係
	一般財源 1,836	一般財源 1,168	一般財源 1,161	一般財源 1,155	受診に対する問合件数（件）	6	6	6	6	
<b>人間ドック補助事業（国保）（平成 24 年～）</b> 国民健康保険被保険者に、人間ドック検診費に対して一定額の助成を行います。	総事業費 2,000	総事業費 2,000	総事業費 2,000	総事業費 2,000	助成金交付決定者数（人）	130	130	130	130	健康介護課 保険医療係
	一般財源 2,000	一般財源 2,000	一般財源 2,000	一般財源 2,000	助成交付割合（%） 〔助成金交付者数／ 国民健康保険被保険者数 ×100〕	2.4	2.4	2.4	2.5	

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】> 高齢者の自立支援

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>老人福祉センター指定管理委託事業（平成 24 年～）</b> 町の施設である老人福祉センターを適正かつ円滑に管理するため、指定管理者制度を活用し、業務を委託します。	総事業費 21,723	総事業費 22,000	総事業費 22,500	総事業費 23,000	町内高齢者数（60 歳以上）	5,486	5,600	5,699	5,773	福祉課 福祉係
	一般財源 21,723	一般財源 22,000	一般財源 22,500	一般財源 23,000	福祉センター開館 1 日あたりの利用者数（人）	58	60	62	64	
<b>歳末たすけあい運動事業（平成 24 年～）</b> 町社会福祉協議会が実施する歳末たすけあい運動に協力し、ひとり暮らし高齢者、要介護者、要保護世帯、施設入所者等支援を必要とする人、世帯に対し、義援金や日用品を配分します。	総事業費 800	総事業費 900	総事業費 1,000	総事業費 1,100	義援金、日用品配布世帯数（世帯）	350	400	450	500	福祉課 福祉係
	一般財源 800	一般財源 900	一般財源 1,000	一般財源 1,100	配布率（%） 〔配布世帯数／申請件数 ×100〕	100.0	100.0	100.0	100.0	

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画

第3編 実施計画

第3編 実施計画



# 第3編 実施計画

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】>高齢者の自立支援

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
<b>シルバー人材センター委託事業（平成 24 年～）</b> シルバー人材センターを適正かつ、円滑に管理するため、業務を委託します。自らの能力を活かしながら自分なりの働き方で社会参加をしたいという高齢者に対し、ニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図ります。	総事業費 5,000	総事業費 5,000	総事業費 5,000	総事業費 5,000	会員数（人）	190	200	210	220	福祉課 福祉係
	一般財源 5,000	一般財源 5,000	一般財源 5,000	一般財源 5,000	会員 1 人あたり受注件数（件） 〔受注件数／会員数〕	12	13	14	15	
<b>緊急通報装置設置事業（平成 24 年～）</b> ひとり暮らし高齢者などに緊急通報装置を貸与し、館林地区消防組合との連携により、急病や災害など突発的事態が発生した時、迅速かつ正確な救護体制をとることにより、高齢者の生活不安の解消及び人命の安全を確保します。	総事業費 2,981	総事業費 3,200	総事業費 3,400	総事業費 3,600	設置件数（件）	85	90	95	100	福祉課 福祉係
	一般財源 2,981	一般財源 3,200	一般財源 3,400	一般財源 3,600	年間通報件数（件）	1	1	2	2	

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】>介護サービスの充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
<b>介護保険計画策定事業（平成 24 年～）</b> 高齢者福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、3年に1度、介護保険計画を策定します。	総事業費 162	総事業費 162	総事業費 2,371	総事業費 162	会議開催回数（回）	2	2	6	2	健康介護課 介護保険係
	一般財源 162	一般財源 162	一般財源 2,371	一般財源 162	運営委員会の年間出席者数（人）	18	18	54	18	
<b>介護保険給付事業（平成 24 年～）</b> 適正な介護保険料の徴収や介護認定を行い、介護を必要とする人が地域で安心して介護や支援サービスを利用できるよう努めます。	総事業費 1,044,888	総事業費 1,126,913	総事業費 1,197,357	総事業費 1,264,768	要介護認定者数（人）	615	628	637	646	健康介護課 介護保険係
	一般財源 219,428	一般財源 236,655	一般財源 251,447	一般財源 265,604	1 件あたり給付額（千円） 〔給付費／給付件数〕	80	84	87	89	
	一般会計繰入金 130,611	一般会計繰入金 140,864	一般会計繰入金 149,670	一般会計繰入金 158,096						
	支払基金 303,017	支払基金 326,804	支払基金 347,233	支払基金 366,782						
	国費 237,007	国費 255,610	国費 271,589	国費 286,879						
	県費 154,825	県費 166,980	県費 177,418	県費 187,407						

# 第3編 実施計画

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】>介護サービスの充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>介護慰労金支給事業（介護）</b> （平成 24 年～） 身体または精神上の障害があり、そのために日常生活に著しく支障がある高齢者を在宅で介護する人に介護慰労金を支給します。	総事業費 2,313	総事業費 2,440	総事業費 2,440	総事業費 2,540	慰労金対象者（人）	36	37	37	38	健康介護課 介護保険係
	一般財源 485	一般財源 512	一般財源 512	一般財源 533						
	一般会計繰入金 457	一般会計繰入金 482	一般会計繰入金 482	一般会計繰入金 502						
	国庫 914	国庫 964	国庫 964	国庫 1,003						
	県費 457	県費 482	県費 482	県費 502	支給率（%） 〔支給件数／対象件数 ×100〕	77.8	78.4	78.4	78.9	

## ◆元気に安心して暮らせるまちづくり【保健・医療・介護・福祉】>障害者（児）の生活支援

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>障害者デイサービスセンター指定管理事業</b> （平成 24 年～） 障害者デイサービスセンターを適正かつ円滑に管理するため、指定管理者制度を活用し、業務を委託します。重度心身障害児（者）に対し、日常訓練や機能訓練、社会との交流の促進を図り、安定した日常を送れるよう指導します。	総事業費 8,439	総事業費 8,600	総事業費 8,800	総事業費 9,000	施設登録者数（人）	3	3	4	4	福祉課 福祉係
	一般財源 4,970	一般財源 5,065	一般財源 5,183	一般財源 5,300						
	県費 3,469	県費 3,535	県費 3,617	県費 3,700	1日あたりの利用者数（人）	2	2	3	3	
<b>障害児（者）の自立支援事業</b> （平成 24 年～） 障害者自立支援法に基づき、地域で安心して自立した生活を送れるよう介護訓練等給付費、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具費の適正な支給決定を行います。	総事業費 198,800	総事業費 200,800	総事業費 202,800	総事業費 204,800	支給決定者数（人）	234	244	254	264	福祉課 福祉係
	一般財源 49,700	一般財源 50,200	一般財源 50,700	一般財源 51,200						
	国庫 99,400	国庫 100,400	国庫 101,400	国庫 102,400	必要な人が必要なサービスを受けられるよう支給決定することで、地域で安心して、自立した生活を送れるよう、支援します。					
	県費 49,700	県費 50,200	県費 50,700	県費 51,200						
<b>特定疾患患者等見舞金支給事業</b> （平成 24 年～） 特定疾患（治療法の確立していない難病）患者に対し支援を行います。	総事業費 3,600	総事業費 3,780	総事業費 3,960	総事業費 4,140	特定疾患受給者証所持者数（人）	100	105	110	115	福祉課 福祉係
	一般財源 3,600	一般財源 3,780	一般財源 3,960	一般財源 4,140						
					見舞金支給率（%） 〔支給件数／特定疾患受給者証所持者数 ×100〕	100.0	100.0	100.0	100.0	



# 第3編 実施計画

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>小中学校の教育環境の向上

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>学力向上対策事業（平成 24 年～）</b> 管内各小中学校 5 校が、学力向上に向けた取り組みを推進できるよう、支援を行います。	総事業費 400 一般財源 400	総事業費 400 一般財源 400	総事業費 400 一般財源 400	総事業費 400 一般財源 400	管内小中学校数（校）  小中学校 CRT テスト【国・数（算）】の正答率の全国平均点数プラス 5 点を目指します。	5	5	5	5	教育委員会 学校教育係
<b>町教委ニュースの発行（平成 24 年～）</b> 年 8 回程度、町教委ニュース『かけはし』を全戸に配布し、教育委員会の活動や各学校の活動等を紹介していきます。	総事業費 240 一般財源 240	総事業費 240 一般財源 240	総事業費 240 一般財源 240	総事業費 240 一般財源 240	年間発行回数（回）  1 回あたりの配布数（部）	8	8	8	8	教育委員会 学校教育係
<b>ことばの教室（平成 24 年～）</b> 西小学校に設置されていることばの教室で、言語障害を有する子どもの治療指導を実施します。また、通級指導（ことば）委員会では、通級認定や終了判定を年 3 回の委員会で判定します。様々な言語障害の早期発見、早期治療に努めます。	総事業費 576 一般財源 576	総事業費 576 一般財源 576	総事業費 576 一般財源 576	総事業費 576 一般財源 576	ことばの教室入級者数（人）  言語障害の早期治療に努めます。	30	30	30	30	教育委員会 学校教育係
<b>教育研究所（平成 24 年～）</b> 教育研究所は教育相談部会と研究部会の 2 つの部会から成り立っており、研究部会は月 1 回、部会を開き、研究テーマにそった研究を行い、年度末には、研究報告会を開催し、研究成果を発表します。教育相談部会は、中央公民館にある教育相談室や板倉中学校の教育相談室を拠点に児童生徒や保護者からの相談を随時受け付けています。	総事業費 200 一般財源 200	総事業費 200 一般財源 200	総事業費 200 一般財源 200	総事業費 200 一般財源 200	教育相談委員数（人）  教育相談室相談件数（件）  研究部会開催数（回）  部会ごとの研究成果を教員各自が授業に反映させ、学力向上と指導力の向上を目指します。	3	3	3	3	教育委員会 学校教育係
<b>外国青年招致事業（平成 24 年～）</b> 平成 23 年度から小学校英語活動が 5・6 年生で必修になったことに伴い、小学校に 2 名、中学校に 1 名の外国語指導助手を配置します。	総事業費 15,192 一般財源 15,192	総事業費 15,800 一般財源 15,800	総事業費 15,800 一般財源 15,800	総事業費 15,800 一般財源 15,800	外国語指導助手人数（人）  小中学校児童生徒数（人） [指導対象人数]	3	3	3	3	教育委員会 学校教育係
<b>特色ある学校推進事業（平成 24 年～）</b> 管内各小中学校 5 校が、特色ある教育活動を推進できるよう、支援を行います。学校や地域の実態に応じた、具体的な取り組みを推進します。	総事業費 250 一般財源 250	総事業費 250 一般財源 250	総事業費 250 一般財源 250	総事業費 250 一般財源 250	管内小中学校数（校）  東小は「スピーチ、暗唱へのチャレンジ」、西小は「読み取る力を育てる」、南小は「地域とのふれあい、信頼に応える学校づくり」、北小は「笑顔であいさつ、はっきり返事」、板中は「確かな学力で夢と希望の実現を」を学校ぐるみの取り組みとして実践しています。	5	5	5	5	教育委員会 学校教育係

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画

# 第3編 実施計画

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>小中学校の教育環境の向上

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>就学指導事業（平成 24 年～）</b> 就学前の幼児や在学の児童生徒に対して、一人ひとりの身体、知能等の状況を的確に把握しながら、その子に合った就学のあり方を学校や保護者とともに考えます。	総事業費 350	総事業費 350	総事業費 350	総事業費 350	就学指導委員会開催回数（回）	3	3	3	3	教育委員会 学校教育係
	一般財源 350	一般財源 350	一般財源 350	一般財源 350	適正就学指導達成率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>社会科副読本作成事業（平成 24 年～）</b> 学習指導要領の改訂に伴い、社会科副読本『わたしたちの板倉町』九訂版を作成し、小学校3年生を対象に配布をしています。	総事業費 0	総事業費 0	総事業費 3,000	総事業費 0	会議開催回数（回）	0	3	10	0	教育委員会 学校教育係
	一般財源 0	一般財源 0	一般財源 3,000	一般財源 0	作成進捗状況（%）	0.0	10.0	100.0	0.0	
<b>特別支援教育就学奨励事業（平成 24 年～）</b> 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じて、特別支援学級への就学に必要な経費の一部を助成します。	総事業費 849	総事業費 1,000	総事業費 1,000	総事業費 1,000	交付件数（件）	23	23	23	23	教育委員会 学校教育係
	一般財源 571	一般財源 700	一般財源 700	一般財源 700	交付率（%） [交付件数/申請件数×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>要保護及び準要保護就学援助事業（平成 24 年～）</b> 経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に要する経費の一部を助成します。	総事業費 4,797	総事業費 5,800	総事業費 5,800	総事業費 5,800	交付件数（件）	30	32	32	33	教育委員会 学校教育係
	一般財源 4,797	一般財源 5,800	一般財源 5,800	一般財源 5,800	交付率（%） [交付件数/申請件数×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>奨学金貸与事業（平成 24 年～）</b> 本町出身者または町内に居住する心身ともに健康で優秀な学生であって、進学意欲を有するにもかかわらず経済的理由により進学困難な人に対し、学資を貸与します。	奨学基金を運用し、事業を実施します。				貸与者数（人）	18	18	18	18	教育委員会 総務施設係
					貸与率（%） [貸与者数/申請者数×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	



# 第3編 実施計画

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>小中学校の教育環境の向上

	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>小学校教育振興（平成 24 年～）</b> 児童の学習に必要な図書や教材を購入し、教育活動の推進を図ります。	総事業費 2,393	総事業費 2,616	総事業費 2,616	総事業費 2,616	小学校数（校）	4	4	4	4	教育委員会 総務施設係
	一般財源 2,393	一般財源 2,616	一般財源 2,616	一般財源 2,616	児童1人あたりに要する経費（円） [図書・教材の購入費用/町内全児童数×100]	4,700	4,700	4,700	4,700	
<b>小学校施設整備事業（平成 24 年～）</b> 児童が使用する学校施設について各種工事等を実施し、学習環境を維持します。	総事業費 230	総事業費 3,000	総事業費 3,000	総事業費 3,000	工事箇所数（箇所）	5	20	20	20	教育委員会 総務施設係
	一般財源 230	一般財源 3,000	一般財源 3,000	一般財源 3,000	各工事の進捗率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>中学校教育振興（平成 24 年～）</b> 生徒の学習に必要な教材や図書を購入し、教育活動の推進を図ります。	総事業費 2,028	総事業費 2,000	総事業費 2,000	総事業費 2,000	中学校数（校）	1	1	1	1	教育委員会 総務施設係
	一般財源 2,028	一般財源 2,000	一般財源 2,000	一般財源 2,000	生徒1人あたりに要する経費（円） [図書・教材の購入費用/全生徒数×100]	6,800	6,800	6,800	6,800	
<b>中学校施設整備事業（平成 24 年～）</b> 中学校の教育施設環境を維持・向上するため、学校施設の老朽箇所の改修や危険箇所の改善等を実施します。	総事業費 4,203	総事業費 1,500	総事業費 1,500	総事業費 1,500	工事箇所数（箇所）	3	10	10	10	教育委員会 総務施設係
	一般財源 4,203	一般財源 1,500	一般財源 1,500	一般財源 1,500	各工事の進捗率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>南小学校校舎棟浄化槽・体育館浄化槽改修工事（平成 25 年）</b> 校舎棟・体育館系統において2箇所の単独槽を合併処理浄化槽に改修します。		総事業費 23,573			工事箇所数（箇所）		2			教育委員会 総務施設係
		一般財源 23,573			工事進捗率（%）		100.0			
<b>北小学校受水槽・高架水槽改修工事（平成 24 年）</b> 水槽内部にはがれなどが生じている受水槽・高架水槽の改修工事を実施します。	総事業費 17,567				工事箇所数（箇所）	1				教育委員会 総務施設係
	一般財源 17,567				工事進捗率（%）	100.0				
<b>南小学校体育館内部塗装改修工事（平成 24 年）</b> 体育館内部において、塗装の剥がれ、鉄骨部の錆などが発生しているため、塗装改修工事を実施します。	総事業費 6,584				工事箇所数（箇所）	1				教育委員会 総務施設係
	一般財源 6,584				工事進捗率（%）	100.0				

# 第3編 実施計画

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>小中学校の教育環境の向上

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
南小学校受水槽・高架水槽改修工事（平成 24 年） 水槽内部にはがれなどが生じている受水槽・高架水槽の改修工事を実施します。	総事業費 18,376 一般財源 18,376				工事箇所数（箇所）	1				教育委員会 総務施設係
					工事進捗率（%）	100.0				
南小学校屋上防水改修工事（平成 26 年） 現在、雨漏等が一部で発生しているため、改修工事を行います。	総事業費 26,481 一般財源 26,481				工事箇所数（箇所）			1		教育委員会 総務施設係
					工事進捗率（%）			100.0		
板倉中学校プール解体・グラウンド整備工事（平成 27 年） 現在、使用できないプールがあることにより、グラウンドとしての機能が十分でない状況のため、プール解体及びグラウンド整備を実施します。	総事業費 11,000 一般財源 11,000	総事業費 23,502 一般財源 23,502	総事業費 13,000 一般財源 13,000		工事箇所数（箇所）		1	1	1	教育委員会 総務施設係
					工事進捗率（%）		23.2	72.6	100.0	

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>生涯学習と文化芸術活動の充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
東洋大学公開講座・学術講演会、子ども出前講座（平成 24 年～） 一般町民を対象に、学術講演会や町民大学講座などの公開講座を開催します。また、町内小中学校からの申し込みにより、授業時間内に町の職員が講師となり役場での仕事内容や制度についてわかりやすく説明する出前講座を開催します。	総事業費 10 一般財源 10	総事業費 10 一般財源 10	総事業費 10 一般財源 10	総事業費 10 一般財源 10	講座回数（回）	15	15	15	15	教育委員会 生涯学習係
					講座受講者延べ人数（人）	780	780	780	780	
町民教養講座（平成 24 年～） 多彩な著名人を招いて、講演会を開催し、文化活動の浸透を図ります。	総事業費 1,238 一般財源 938 チケット代 300	総事業費 1,238 一般財源 738 チケット代 500	総事業費 1,238 一般財源 738 チケット代 500	総事業費 1,238 一般財源 738 チケット代 500	開催回数（回）	1	1	1	1	教育委員会 生涯学習係
					アンケート調査による満足度率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	
学級講座開設事業（東部公民館）（平成 24 年～） 町民の皆様のニーズに対応できる題材を把握し、暮らしに役立つ講座及び教室を開催します。	総事業費 461 一般財源 461	総事業費 459 一般財源 459	総事業費 459 一般財源 459	総事業費 459 一般財源 459	教室等延べ開催回数（回）	90	90	90	90	教育委員会 東部公民館
					参加率（%） [参加者数/各教室の定員数×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	



# 第3編 実施計画

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>生涯学習と文化芸術活動の充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	担当課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	成果指標（アウトカム）						
学級講座開設事業（南部公民館）（平成24年～） 町民の皆様のニーズに対応できる題材を把握し、暮らしに役立つ講座及び教室を開催します。	総事業費 378	総事業費 385	総事業費 385	総事業費 385	教室等延べ開催回数（回）	71	71	71	71	教育委員会 南部公民館	
	一般財源 378	一般財源 385	一般財源 385	一般財源 385							参加率（%） [参加者数/各教室の定員数×100]
学級講座開設事業（北部公民館）（平成24年～） 町民の皆様のニーズに対応できる題材を把握し、暮らしに役立つ講座及び教室を開催します。	総事業費 427	総事業費 450	総事業費 450	総事業費 450	教室等延べ開催回数（回）	95	95	95	95	教育委員会 北部公民館	
	一般財源 427	一般財源 450	一般財源 450	一般財源 450							参加率（%） [参加者数/各教室の定員数×100]
学級講座開設事業（中央公民館）（平成24年～） 町民の皆様のニーズに対応できる題材を把握し、暮らしに役立つ講座及び教室を開催します。	総事業費 383	総事業費 409	総事業費 409	総事業費 409	教室等延べ開催回数（回）	60	60	60	60	教育委員会 中央公民館	
	一般財源 383	一般財源 409	一般財源 409	一般財源 409							参加率（%） [参加者数/各教室の定員数×100]
図書館の充実事業（東部公民館）（平成24年～） 文化・教養及び暮らしに役立つ資料、職業上必要な知識の資料など、各種資料の充実と新刊図書の迅速な確保に努め、魅力ある図書室づくりを進めます。	総事業費 684	総事業費 928	総事業費 928	総事業費 928	開館日数（日）	292	290	290	290	教育委員会 東部公民館	
	一般財源 684	一般財源 928	一般財源 928	一般財源 928							一日あたりの利用者数（人）
図書館の充実事業（南部公民館）（平成24年～） 文化・教養及び暮らしに役立つ資料、職業上必要な知識の資料など、各種資料の充実と新刊図書の迅速な確保に努め、魅力ある図書室づくりを進めます。	総事業費 205	総事業費 449	総事業費 449	総事業費 449	開館日数（日）	292	290	290	290	教育委員会 南部公民館	
	一般財源 205	一般財源 449	一般財源 449	一般財源 449							一日あたりの利用者数（人）
図書館の充実事業（北部公民館）（平成24年～） 文化・教養及び暮らしに役立つ資料、職業上必要な知識の資料など、各種資料の充実と新刊図書の迅速な確保に努め、魅力ある図書室づくりを進めます。	総事業費 246	総事業費 520	総事業費 520	総事業費 520	開館日数（日）	292	290	290	290	教育委員会 北部公民館	
	一般財源 246	一般財源 520	一般財源 520	一般財源 520							一日あたりの利用者数（人）
図書館の充実事業（中央公民館）（平成24年～） 文化・教養及び暮らしに役立つ資料、職業上必要な知識の資料など、各種資料の充実と新刊図書の迅速な確保に努め、魅力ある図書室づくりを進めます。	総事業費 2,224	総事業費 2,186	総事業費 2,186	総事業費 2,186	開催日数（日）	292	290	290	290	教育委員会 中央公民館	
	一般財源 2,224	一般財源 2,186	一般財源 2,186	一般財源 2,186							一日あたりの利用者数（人）
文化祭事業（平成24年～）※文化協会補助金 芸術文化の発展・振興のため、町民文化祭を文化協会と共催により実施します。開催内容の企画立案及び運営全般を支援します。	総事業費 180	総事業費 405	総事業費 405	総事業費 405	開催日数（日）	2	2	2	2	教育委員会 中央公民館	
	一般財源 180	一般財源 405	一般財源 405	一般財源 405							一日あたりの平均入場者数（人）
各種教室開催事業（平成24年～） わたらせ自然館において講座・教室を開催し、豊かな自然や地域文化の学習を推進します。子どもを中心に、自然観察、物づくりなどの教室を行い、自然、文化への啓蒙及び情操教育を推進します。	総事業費 105	総事業費 105	総事業費 105	総事業費 105	開催回数（回）	4	4	4	4	教育委員会 わたらせ自然館	
	一般財源 105	一般財源 105	一般財源 105	一般財源 105							1回あたりの参加者数（人）

### 第1次板倉町中期事業推進計画

# 第3編 実施計画

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>生涯学習と文化芸術活動の充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>中央公民館大ホール改修事業</b> （平成 26～27 年） 公民館利用者の安全・安心の確保、及び学習効果の向上や利便性を図るため、経年劣化による設備等（照明・音響・暗幕・空調関係・天井）の改修を行います。			総事業費 4,305 一般財源 4,305	総事業費 147,893 一般財源 147,893	改修工事箇所数（箇所）			0	4	教育委員会 中央公民館
					改修工事進捗率（%）			3.0	100.0	
<b>南部公民館合併処理浄化槽設置工事</b> （平成 26 年） 既存の単独浄化槽を、浄化槽法の構造基準に適合する合併処理浄化槽に布設替えをします。			総事業費 11,500 一般財源 11,500		合併浄化槽設置箇所数（箇所）			1		教育委員会 南部公民館
					合併浄化槽設置工事進捗率（%）			100.0		
<b>南部公民館耐震診断事業</b> （平成 24 年） 南部公民館は、災害時の避難所でもあるため、建物全体の耐震診断を実施し、地域住民の安全確保を図ります。	総事業費 1,511 一般財源 1,007 国庫 504				耐震診断棟数（棟）	1				教育委員会 南部公民館
					診断進捗率（%）	100.0				

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>青少年の健全育成

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>体験活動・ボランティア活動支援センター事業</b> （東部公民館）（平成 24 年～） 学社融合事業の継続として、花いっぱい運動を実施し、学校と地域の密着を更に深め、美しい地域環境づくり及び地域住民の防犯意識の向上を図ります。	総事業費 359 一般財源 87 県費 272	総事業費 360 一般財源 136 県費 223	総事業費 360 一般財源 136 県費 223	総事業費 360 一般財源 136 県費 223	開催回数（回）	2	2	2	2	教育委員会 東部公民館
					1回あたりの参加者数（人）	150	150	150	150	
<b>体験活動・ボランティア活動支援センター事業</b> （南部公民館）（平成 24 年～） 学社融合事業の継続として、花いっぱい運動を実施し、学校と地域の密着を更に深め、美しい地域環境づくり及び地域住民の防犯意識の向上を図ります。	総事業費 429 一般財源 130 県費 299	総事業費 432 一般財源 186 県費 246	総事業費 432 一般財源 186 県費 246	総事業費 432 一般財源 186 県費 246	開催回数（日）	90	90	90	90	教育委員会 南部公民館
					1回あたりの参加者数（人）	16	16	16	16	
<b>体験活動・ボランティア活動支援センター事業</b> （北部公民館）（平成 24 年～） 学社融合事業の継続として、花いっぱい運動を実施し、学校と地域の密着を更に深め、美しい地域環境づくり及び地域住民の防犯意識の向上を図ります。	総事業費 358 一般財源 95 県費 263	総事業費 360 一般財源 140 県費 220	総事業費 360 一般財源 140 県費 220	総事業費 360 一般財源 140 県費 220	開催回数（回）	1	1	1	1	教育委員会 北部公民館
					1回あたりの参加者数（人）	250	250	250	250	



# 第3編 実施計画

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>青少年の健全育成

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）						
<b>体験ボランティア活動支援センター事業</b> （中央公民館）（平成 24 年～） 学社融合事業の継続として、花いっぱい運動を実施し、学校と地域の密着を更に深め、美しい地域環境づくり及び地域住民の防犯意識の向上を図ります。	総事業費 513	総事業費 513	総事業費 513	総事業費 513	開催回数（回）	2	2	2	2	教育委員会 中央公民館	
	一般財源 230	一般財源 251	一般財源 251	一般財源 251							1 回あたりの参加者数（人）
県費 283	県費 262	県費 262	県費 262								
<b>青少年健全育成事業（子ども学習支援隊）</b> （東部公民館）（平成 24 年～） 子どもたちの学習及び体験の場として公民館を開放し、地域住民との交流や学生、教員等の協力のもと学習及び体験活動を支援します。	総事業費 150	総事業費 155	総事業費 155	総事業費 155	開催回数（回）	16	16	16	16	教育委員会 東部公民館	
	一般財源 130	一般財源 135	一般財源 135	一般財源 135							開催 1 回あたりの参加者数（人）
参加者負担金 20	参加者負担金 20	参加者負担金 20	参加者負担金 20								
<b>青少年健全育成事業（子ども学習支援隊）</b> （南部公民館）（平成 24 年～） 子どもたちの学習及び体験の場として公民館を開放し、地域住民との交流や学生、教員等の協力のもと学習及び体験活動を支援します。	総事業費 150	総事業費 128	総事業費 128	総事業費 128	開催回数（回）	13	13	13	13	教育委員会 南部公民館	
	一般財源 150	一般財源 121	一般財源 121	一般財源 121							開催 1 回あたりの参加者数（人）
参加者負担金 7	参加者負担金 7	参加者負担金 7	参加者負担金 7								
<b>青少年健全育成事業（子ども学習支援隊）</b> （北部公民館）（平成 24 年～） 子どもたちの学習及び体験の場として公民館を開放し、地域住民との交流や学生、教員等の協力のもと学習及び体験活動を支援します。	総事業費 174	総事業費 180	総事業費 180	総事業費 180	開催回数（回）	16	16	16	16	教育委員会 北部公民館	
	一般財源 164	一般財源 170	一般財源 170	一般財源 170							開催 1 回あたりの参加者数（人）
参加者負担金 10	参加者負担金 10	参加者負担金 10	参加者負担金 10								
<b>青少年健全育成事業（子ども学習支援隊）</b> （中央公民館）（平成 24 年～） 子どもたちの学習及び体験の場として公民館を開放し、地域住民との交流や学生、教員等の協力のもと学習及び体験活動を支援します。	総事業費 232	総事業費 181	総事業費 181	総事業費 181	開催回数（回）	15	15	15	15	教育委員会 中央公民館	
	一般財源 222	一般財源 171	一般財源 171	一般財源 171							開催 1 回あたりの参加者数（人）
参加者負担金 10	参加者負担金 10	参加者負担金 10	参加者負担金 10								
<b>家庭教育推進、家庭教育学級委託（平成 24 年～）</b> 子どもの健全育成には、親の家庭教育力の向上が欠かせません。各小中学校 1 年生の保護者を対象に、親としての姿勢や家庭教育のあり方について学習する学級を開設します。	総事業費 150	総事業費 150	総事業費 150	総事業費 150	実施日数（日）	25	25	25	25	教育委員会 生涯学習係	
	一般財源 150	一般財源 150	一般財源 150	一般財源 150							1 教室あたりの参加平均人数（人）
<b>青少年ボランティア（平成 24 年～）</b> 板倉町青少年ボランティアは、一般会員と高校生で構成され、自主活動をはじめ、子ども会林間学校や新潟板倉交流会、サバイバルキャンプ、公民館事業に協力しています。青少年ボランティアの更なる育成を推進します。	総事業費 27	総事業費 27	総事業費 27	総事業費 27	会員数（人）	25	25	25	25	教育委員会 生涯学習係	
	一般財源 27	一般財源 27	一般財源 27	一般財源 27							活動回数（回）

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画

# 第3編 実施計画

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>文化財や伝統文化の保存・継承

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>指定文化財管理（管理委託・補助事業・防火デー）</b> （平成 24 年～） 町、県及び国指定の重要文化財（55 件）の毀損、滅失などを防ぐため、文化財の適正な管理保存を目的とした委託契約を所有者及び管理者と締結し、その保護に努めます。また、消防署と連携し文化財防火デーに合わせた防火訓練等を実施します。	総事業費 640	総事業費 640	総事業費 640	総事業費 640	指定文化財の件数（件）	55	56	56	57	教育委員会 生涯学習係
	一般財源 640	一般財源 640	一般財源 640	一般財源 640	適正管理割合（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>文化財普及・啓発（板倉学講座・展示会・体験教室）</b> （平成 24 年～） 小中学校・板倉高校の要望に応じ、文化財に関する体験教室や出前講座を実施します。また一般町民を対象に、板倉学講座を開催します。	総事業費 214	総事業費 214	総事業費 214	総事業費 214	講座・教室・展示会等の実施回数（回）	10	10	10	10	教育委員会 生涯学習係
	一般財源 214	一般財源 214	一般財源 214	一般財源 214	講座・教室・展示会等の参加・来場者数（人）	100	100	100	100	
<b>旧文化財資料館解体工事</b> （平成 24 年） 文化財資料館の移転に伴い、旧文化財資料館（旧社会教育センター）の解体工事を実施します。	総事業費 9,262				解体実施施設（棟）	1				教育委員会 生涯学習係
	一般財源 9,262				解体工事進捗率（%）	100.0				
<b>文化的景観保護推進（平成 24 年～）</b> 平成 23 年 9 月に国選定となった文化的景観を保護推進します。町民に対し、土地に刻まれた歴史や風景の中に隠れた先人の知恵などの普及に努めます。	総事業費 33	総事業費 33	総事業費 40	総事業費 40	説明会・講座数（回）	10	11	12	12	教育委員会 生涯学習係
	一般財源 33	一般財源 33	一般財源 40	一般財源 40	参加者数（人）	200	300	350	350	
<b>無形民俗文化育成（子ども伝統芸能学習）</b> （平成 24 年～） 伝統芸能を伝承している団体を各小学校に派遣し、高学年児童を対象に、子どもが無形民俗文化財にじかに触れ体験できる機会の充実を図ります。	総事業費 84	総事業費 84	総事業費 84	総事業費 84	実施回数（回）	12	12	12	12	教育委員会 生涯学習係
	一般財源 84	一般財源 84	一般財源 84	一般財源 84	参加者数（人）	389	389	389	389	

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】>スポーツ活動の推進

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>スポーツ教室（平成 24 年～）</b> 各種スポーツ教室を 6 教室開催し、町民の健康づくりと技術の向上を図ります。	総事業費 280	総事業費 280	総事業費 300	総事業費 300	教室数（回）	6	6	6	6	教育委員会 スポーツ 振興係
	一般財源 137 参加費 143	一般財源 137 参加費 143	一般財源 137 参加費 163	一般財源 137 参加費 163	延べ参加者数（人）	230	230	250	250	
<b>体育協会支援事業（平成 24 年～）</b> 体育協会主催の町民体育祭や町民スポーツフェスティバル等の事業に町が支援を行い、町民の体力づくりと親睦、世代間交流を図ります。	総事業費 1,053	総事業費 1,053	総事業費 1,053	総事業費 1,053	大会数（大会）	5	5	5	5	教育委員会 スポーツ 振興係
	一般財源 1,053	一般財源 1,053	一般財源 1,053	一般財源 1,053	参加延べ人数（人）	4,000	4,300	4,500	4,500	

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画



# 第3編 実施計画

## ◆豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】 > スポーツ活動の推進

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）						
<b>プール運営事業（平成 24 年～）</b> 7～8月の2か月間、プールを開放し、住民の健康増進を図ります。	総事業費 365	総事業費 366	総事業費 367	総事業費 368	開館日数（日）		50	50	50	50	教育委員会 スポーツ 振興係
	一般財源 330 入場料 35	一般財源 330 入場料 36	一般財源 330 入場料 37	一般財源 330 入場料 38	一日あたりの利用者数（人）		47	47	47	47	
<b>町民体力測定（平成 24 年～）</b> 成人及び高齢者の部に分け、各6項目ずつ体力測定を行います。自分の体力の総合評価・体力年齢を知ること、体力の維持・向上に対する意識の高揚を図ります。	総事業費 0	総事業費 0	総事業費 0	総事業費 0	開催数（回）		2	2	2	2	教育委員会 スポーツ 振興係
					参加者数（延べ人数）		60	65	70	75	
<b>武道館内部塗装改修工事（平成 24 年）</b> 武道館内部の鉄骨に経年劣化による塗装の剥がれや錆等が発生しているため、塗装改修工事を実施します。	総事業費 3,960 一般財源 3,960				工事箇所数（箇所）		1				教育委員会 スポーツ 振興係
					工事進捗率（%）		100.0				
<b>渡良瀬グラウンド整備工事（平成 24 年）</b> 既存のスポーツ施設を有効利用するための整備・補修を行い、利用者の利便性向上と施設の充実を図ります。	総事業費 16,500 一般財源 16,500				工事箇所数（箇所）		1				教育委員会 スポーツ 振興係
					工事進捗率（%）		100.0				

第3編 実施計画

第3編 実施計画

# 第3編 実施計画

## ◆自然環境と調和のとれたまちづくり【環境保全】>環境の保全と整備

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	担当課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
<b>河川・湖沼水質検査事業（平成24年～）</b> 町内の公共用水域（河川・水路・池沼）の水質検査を奇数月に実施します。また、町で検査できない項目については、業者に委託し、検査を行います。その他、新たな汚染が発見されたときには、関係機関と調査を行います。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	定期検査実施箇所数（箇所）	14	14	14	14	環境水道課 環境係
	224	224	224	224						
	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	測定数値改善率（%） [前年度より改善した箇所数 / 全測定箇所数 × 100]	14.2	14.2	14.2	14.2	
	224	224	224	224						
<b>緑地・自然環境保全地域清掃事業（平成24年～）</b> 群馬県の指定した自然環境保全地域（行人沼）及び緑地環境保全地域（雷電神社）の自然環境の保全を図ります。次の世代に引き継いでいくため、行人沼の地権者及び雷電神社の宮司に清掃業務を委託します。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	県緑地環境保全地域数（箇所）	2	2	2	2	環境水道課 環境係
	82	82	82	82						
	県費	県費	県費	県費	年間清掃実施回数（回）	10	10	10	10	
	82	82	82	82						

## ◆自然環境と調和のとれたまちづくり【環境保全】>地球温暖化対策

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	担当課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
<b>住宅用太陽光発電システム設置補助事業（平成24年～）</b> 住宅用太陽光発電システムを設置しようとする町民に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出制御を図ります。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	補助決定件数（件）	60	60	60	60	環境水道課 環境係
	6,000	6,000	6,000	6,000						
	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	交付決定率（%） [補助決定件数 / 補助申請件数 × 100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
	6,000	6,000	6,000	6,000						

## ◆自然環境と調和のとれたまちづくり【環境保全】>風景づくり

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	担当課
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
<b>景観創出促進事業（風景づくり事業）（平成24年～）</b> 町の特徴を活かした風景、まちづくりの方針・目標・政策等を網羅した計画を策定することによって、更なる風景づくり意識の向上を図り、住みよいまちづくりを目指します。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	広報紙による年間周知回数（回）	2	2	2	2	都市建設課 都市計画係
	789	819	819	819						
	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	町民の風景づくりの取り組みの活発化、建築物等の行為における基本的なルールへの定着、板倉に暮らすことに誇りを持つ町民の増加、地域間交流の活発化を図ります。					
	789	819	819	819						

第3編 実施計画

第3編 実施計画



# 第3編 実施計画

## ◆快適で利便性の高いまちづくり【町の基盤整備】>道路網の整備と河川の管理

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>国道 354 号バイパス延伸整備事業（平成 24 年～）</b> 群馬県及び埼玉県に対し、国道 354 号線バイパスの早期完成に向けて積極的な要望活動を行います。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	会議開催回数（回）	3	3	3	3	企画財政課 企画調整係
	53 一般財源 53	60 一般財源 60	60 一般財源 60	60 一般財源 60						
<b>渡良瀬川及び利根川架橋整備事業（平成 24 年～）</b> 北地区から栃木市及び南地区から加須市への新たな架橋の整備について、2 市と連携しながら、検討を行います。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	会議開催回数（回）	3	3	3	3	企画財政課 企画調整係
	50 一般財源 50	50 一般財源 50	50 一般財源 50	50 一般財源 50						
<b>八間樋橋整備事業（1-9 号線）（平成 21～27 年）</b> 国道 354 号線と県道麦倉川俣停車場線を結ぶ幹線道路として整備します。併せて八間樋橋の架け替えを実施し、交通の利便性の向上を図ります。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	計画延長（km）	1.75	1.75	1.75	1.75	都市建設課 建設係
	200,000 一般財源 9,000 国庫 110,000 地方債 81,000	100,000 一般財源 4,500 国庫 55,000 地方債 40,500	50,000 一般財源 2,300 国庫 27,500 地方債 20,200	100,000 一般財源 4,500 国庫 55,000 地方債 40,500						
<b>町単独道路整備事業（平成 24 年～）</b> 集落内の生活圏道路の整備を推進し、地域住民の交通の安全性と利便性を高めます。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	単年度工事延長（m）	2,156	2,000	2,000	2,000	都市建設課 建設係
	107,220 一般財源 107,220	100,000 一般財源 100,000	100,000 一般財源 100,000	100,000 一般財源 100,000						
<b>道路維持管理事業（敷砂利業務）（平成 24 年～）</b> 生活圏の道路及び農道を対象に、路面の敷均と敷砂利を行い、砂利道が安全に通行できるように管理します。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	敷砂利実施延長（m）	25,000	25,000	25,000	25,000	都市建設課 建設係
	1,260 一般財源 1,260	1,260 一般財源 1,260	1,260 一般財源 1,260	1,260 一般財源 1,260						
<b>道路維持管理事業（街路樹<sup>せんてい</sup>剪定防虫、除草管理業務）（平成 24 年～）</b> 街路樹等が信号機や道路標識等の支障とならないよう、町が管理する街路樹・植栽帯の適正な維持管理に努め、通行の安全確保を図ります。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	中高木管理本数（本）	1,461	1,461	1,461	1,461	都市建設課 建設係
	8,752 一般財源 8,752	8,750 一般財源 8,750	8,750 一般財源 8,750	8,750 一般財源 8,750						
<b>道路維持管理事業（管内一円道路等補修業務）（平成 24 年～）</b> 経年劣化や何らかの原因により傷んだ側溝、舗装、道路付帯構造物等の維持補修を行うことで、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保します。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	修繕箇所数（箇所）	50	50	50	50	都市建設課 建設係
	18,000 一般財源 16,585 占用料・使用料 1,415	18,000 一般財源 16,585 占用料・使用料 1,415	18,000 一般財源 16,585 占用料・使用料 1,415	18,000 一般財源 16,585 占用料・使用料 1,415						
<b>河川維持管理事業（堤防除草管理）（平成 24 年～）</b> 河川堤防等の除草管理を実施することにより、通行の安全確保と河川環境の保全を図ります。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	除草実施面積（㎡）	823,280	823,280	823,280	823,280	都市建設課 建設係
	6,437 一般財源 1,437 県費 5,000	6,441 一般財源 1,441 県費 5,000	6,441 一般財源 1,441 県費 5,000	6,441 一般財源 1,441 県費 5,000						
<b>橋梁維持事業（橋梁修繕工事）（平成 25 年～）</b> 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁について、修繕工事を行います。	総事業費	総事業費	総事業費	総事業費	修繕工事箇所数（箇所）		2	2	2	都市建設課 建設係
		10,000 一般財源 500 国庫 5,500 地方債 4,000	10,000 一般財源 500 国庫 5,500 地方債 4,000	10,000 一般財源 500 国庫 5,500 地方債 4,000						

# 第3編 実施計画

## ◆快適で利便性の高いまちづくり【町の基盤整備】 >公共交通の整備

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>路線バス運行事業（平成 24 年～）</b> 高齢者や学生など、交通弱者の移動手段を確保すること、板倉東洋大前駅利用者の利便性と駅周辺の円滑な交通を確保するために路線バスを運行します。	総事業費 14,521	総事業費 14,500	総事業費 14,500	総事業費 14,500	年間運行便数（町内経由路線のみ）（便）	19,900	19,900	19,900	19,900	総務課課 行政安全係
	一般財源 14,521	一般財源 14,500	一般財源 14,500	一般財源 14,500	路線バス利用者数（町内経由路線のみ）（人）	178,700	178,700	178,700	178,700	
<b>町営駐車場運営事業（平成 24 年～）</b> 板倉東洋大前駅利用者の利便性と駅周辺の円滑な交通を確保するため、町営駐車場の維持、管理を行います。	総事業費 5,296	総事業費 5,296	総事業費 5,296	総事業費 5,296	管理駐車場数（箇所）	2	2	2	2	総務課 行政安全係
	駐車場利用料 5,296	駐車場利用料 5,296	駐車場利用料 5,296	駐車場利用料 5,296	1日あたりの利用者数（人）	189	190	200	210	
<b>鉄道利用者の利便性向上事業（平成 24 年～）</b> 板倉東洋大前駅での通勤・通学の利便性向上のため、東武鉄道に対し、各種の要望活動を行います。	総事業費 25	総事業費 25	総事業費 25	総事業費 25	協議会会議開催回数（回）	3	3	3	3	企画財政課 企画調整係
	一般財源 25	一般財源 25	一般財源 25	一般財源 25	東武鉄道への要望事項数（項）	16	16	16	16	
<b>福祉タクシー利用補助事業（平成 24 年～）</b> 在宅の高齢者などでタクシー以外の交通機関を利用することが困難な人にタクシー料金の一部を助成します。	総事業費 1,719	総事業費 1,780	総事業費 1,850	総事業費 1,920	交付者数（人）	111	115	120	125	福祉課 福祉係
	一般財源 1,719	一般財源 1,780	一般財源 1,850	一般財源 1,920	利用率（%） [利用者数 / 交付者数 × 100]	60.0	60.0	60.0	60.0	

## ◆快適で利便性の高いまちづくり【町の基盤整備】 >公園・緑地などの維持管理

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>公園維持管理事業（改修・修繕・除草・樹木剪定防虫業務）（平成 24 年～）</b> 町が管理する公園・緑地帯の適正な維持管理に努めます。緑の環境を維持し、いつでも安全・快適に利用できる公園を目指します。	総事業費 40,932	総事業費 22,000	総事業費 22,000	総事業費 22,000	管理公園・緑地数（箇所）	8	8	8	8	都市建設課 建設係
	一般財源 40,932	一般財源 22,000	一般財源 22,000	一般財源 22,000	苦情・要望・事故件数（件）	0	0	0	0	
<b>緑化推進事業（平成 24 年～）</b> アメリカシロヒトリの防除薬を全行政区に配布します。また、町内小学校に設立された「緑の少年団」の活動を支援します。	総事業費 618	総事業費 618	総事業費 618	総事業費 618	防除薬剤配布数（個）	450	450	450	450	環境水道課 環境係
	一般財源 538	一般財源 538	一般財源 538	一般財源 538	害虫等に対する苦情件数（件）	0	0	0	0	
	県費 80	県費 80	県費 80	県費 80						

第3編 実施計画

第3編 実施計画



# 第3編 実施計画

## ◆活力と交流を生み出すまちづくり【産業振興】>農業の振興

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>農業関係団体育成事業（平成 24 年～）</b> 農業者や農業関係団体等に関する町農業施策を審議するため、年 4 回を基準に協議会を開催します。また、協議会内部の部会組織への支援を実施します。	総事業費 1,542	総事業費 1,838	総事業費 1,838	総事業費 1,838	協議会開催数（回）	4	4	4	4	産業振興課 農政係
	一般財源 1,542	一般財源 1,838	一般財源 1,838	一般財源 1,838	総合農業振興協議会 1 回あたり経費（千円）	385	385	385	385	
<b>加工米対策事業（平成 24 年～）</b> 主食米と加工米の所得差を補てんするため、町独自の助成を行います。	総事業費 11,250	総事業費 12,000	総事業費 12,000	総事業費 12,000	戸別所得補償制度参加者（人）	450	500	500	500	産業振興課 農政係
	一般財源 11,250	一般財源 12,000	一般財源 12,000	一般財源 12,000	戸別所得補償制度参加率（%） [戸別所得補償制度参加者／対象農業者数（米生産農家 1300 人）×100]	35.0	38.0	38.0	38.0	
<b>「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業（平成 24 年～）</b> 群馬県の助成制度を利用し、野菜導入を積極的に行う農家が機械等を購入した場合、群馬県が購入費用の一部を助成します。	総事業費 1,400	総事業費 3,000	総事業費 3,000	総事業費 3,000	対象農家（戸）	2	2	2	2	産業振興課 農政係
	県費 1,400	県費 3,000	県費 3,000	県費 3,000	要望交付率（%） [事業実施数／事業要望数 ×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>農業後継者対策事業（平成 24 年～）</b> 農業後継者の掘り起こしや情報収集、新規就農希望者の支援を行います。また、町内小学生を対象に、農業に興味を持ってもらえるよう、ポスターコンクールを開催します。	総事業費 170	総事業費 170	総事業費 170	総事業費 170	J A 邑楽館林青年部会員数（人）	75	75	80	80	産業振興課 農政係
	一般財源 170	一般財源 170	一般財源 170	一般財源 170	J A 青年部事業数（事業）	9	9	9	9	
<b>農業農村応援事業（平成 24 年～）</b> 農業者が県要綱に基づき、農業機械等を購入する場合、町を経由して県へ申請し、町が一定の補助金を受けて農業者に交付します。	総事業費 3,000	総事業費 3,000	総事業費 3,000	総事業費 3,000	対象農家（戸）	1	1	1	1	産業振興課 農政係
	県費 3,000	県費 3,000	県費 3,000	県費 3,000	要望交付率（%） [事業実施数／事業要望数 ×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>畜産経営環境改善事業（平成 24 年～）</b> 畜産農家（養豚・和牛）が行う、病虫害駆除や臭気対策などの環境改善事業、予防接種事業に対して一定の助成を行い、畜産経営の安定化を図ります。	総事業費 1,040	総事業費 1,040	総事業費 1,040	総事業費 1,040	対象畜産農家数及び団体数（件）	10	10	10	10	産業振興課 農政係
	一般財源 1,040	一般財源 1,040	一般財源 1,040	一般財源 1,040	伝染病発生件数（件）	0	0	0	0	
<b>農業関係制度資金利子補給事業（平成 24 年～）</b> 農業者、認定農業者、認定就農者、農業法人等が農業経営を継続するうえで必要な、農地、農業機械・施設の購入費や運転資金等を農業制度資金で借り入れる場合に、借入金の利子を助成します。	総事業費 1,460	総事業費 1,402	総事業費 1,402	総事業費 1,402	利子補給件数（件）	30	30	30	30	産業振興課 農政係
	一般財源 1,460	一般財源 1,402	一般財源 1,402	一般財源 1,402	前年度比（%） [当該年度件数／前年度件数 ×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画

# 第3編 実施計画

## ◆活力と交流を生み出すまちづくり【産業振興】>農業の振興

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>農業農村応援事業（農用地利用集積促進事業）</b> （平成 24 年～） 認定農業者が経営拡大のため、利用権に基づく賃貸借を行った場合に、一定の条件のもと、支援を行います。	総事業費 1,416	総事業費 2,000	総事業費 2,000	総事業費 2,000	交付件数（件）	45	50	50	50	産業振興課 農政係
	一般財源 1,062	一般財源 1,500	一般財源 1,500	一般財源 1,500	交付対象面積の対前年比（%） [当該年度面積／前年度面積×100]	102.0	111.0	100.0	100.0	
<b>小規模土地改良事業（平成 24 年～）</b> 国庫補助の対象にならない小規模な整備を町等が事業主体となり実施する場合、その事業に対し、群馬県と連携し、助成を行います。	総事業費 17,601	総事業費 15,000	総事業費 15,000	総事業費 15,000	事業箇所数（箇所）	1	1	1	1	産業振興課 農政係
	一般財源 11,701	一般財源 10,000	一般財源 10,000	一般財源 10,000	事業進捗率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>認定農業者応援事業（平成 24 年～）</b> 町内認定農業者のほとんどが参加する連絡協議会への助成を行います。認定農業者相互のつながりや研修会、意見交換などを実施し、認定農業者数の増加を図ります。	総事業費 180	総事業費 180	総事業費 180	総事業費 180	研修会、意見交換会等の実施数（回）	9	8	9	8	産業振興課 農政係
	一般財源 180	一般財源 180	一般財源 180	一般財源 180	認定農業者数（人）	83	85	87	89	
<b>有害鳥獣駆除事業（平成 24 年～）</b> 有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、禁猟期において年に数回、銃器による駆除を実施します。実施については、館林邑楽猟友会板倉支部と有害鳥獣捕獲業務委託契約を結び、駆除を委託します。	総事業費 217	総事業費 180	総事業費 180	総事業費 180	駆除実施回数（回）	4	4	4	4	産業振興課 農政係
	一般財源 162	一般財源 125	一般財源 125	一般財源 125	駆除要望の対応率（%） [駆除対応数／駆除要望数×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>町内主要排水路清掃事業（平成 24 年～）</b> 地域での清掃などが困難な箇所について、邑楽土地改良区に業務委託し、機能回復を実施します。	総事業費 1,000	総事業費 1,000	総事業費 1,000	総事業費 1,000	清掃作業実施箇所数（箇所）	2	2	2	2	産業振興課 農政係
	一般財源 1,000	一般財源 1,000	一般財源 1,000	一般財源 1,000	清掃実施率（%） [当年実施箇所／当年清掃必要箇所×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>新規農産物研究事業（平成 24 年～）</b> 東洋大学（植物機能研究センター）が行う研究や試験栽培などに協力し、連携強化することで、消費者需要に応じた、付加価値の高い新規農産物の創造を目指します。	総事業費 74	総事業費 130	総事業費 130	総事業費 130	研究事業数（件）	1	1	1	1	産業振興課 農政係
	一般財源 74	一般財源 130	一般財源 130	一般財源 130	開発済み農産物累積数（件）	2	2	3	3	
<b>国営附帯県営農地防災事業（平成 24～26 年）</b> 国営総合農地防災事業の受益者を対象に、国営事業対象外の排水路整備に対し、群馬県と連携し、支援を行います。	総事業費 6,480	総事業費 10,000	総事業費 10,000	総事業費 10,000	関係受益面積（ha）	210	210	210		産業振興課 農政係
	一般財源 6,480	一般財源 10,000	一般財源 10,000	一般財源 10,000	事業進捗率（%）	80.0	90.0	100.0		

第3編 実施計画

第3編 実施計画



# 第3編 実施計画

## ◆活力と交流を生み出すまちづくり【産業振興】>農業の振興

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>邑楽東部第一排水機場維持管理事業（平成 24 年～）</b> 国営総合農地防災事業により造成された邑楽東部第1排水機場の維持管理を行います。台風などの災害時に農地被害を最小限に止めるため、職員による排水運転を実施します。	総事業費 8,920	総事業費 9,124	総事業費 9,124	総事業費 9,124	排水機場数（箇所）	1	1	1	1	産業振興課 農政係
	一般財源 2,411	一般財源 2,194	一般財源 2,194	一般財源 2,194						
	県費 5,965	県費 5,960	県費 5,960	県費 5,960						
	負担金 544	負担金 970	負担金 970	負担金 970						
<b>県営五箇谷地区ほ場整備事業（平成 24 年～）</b> 水路の拡幅改修等の再ほ場整備を実施し、担い手への農地集積を図ります。	総事業費 84	総事業費 2,000	総事業費 2,000	総事業費 2,000	会議開催回数（回）	8	8	8	8	産業振興課 農政係
	一般財源 84	一般財源 2,000	一般財源 2,000	一般財源 2,000	事業参加同意率（%）	95.0	96.0	97.0	98.0	
<b>農地防災遊水池維持管理事業（平成 24 年～）</b> 国営総合農地防災事業において整備された2か所の農地防災遊水池（大箇野幹線遊水池：板倉町・仲伊谷田承水溝遊水池：館林市）の維持管理を行います。	総事業費 3,226	総事業費 3,226	総事業費 3,226	総事業費 3,226	農地防災遊水池数（箇所）	2	2	2	2	産業振興課 農政係
	一般財源 2,147	一般財源 2,147	一般財源 2,147	一般財源 2,147	遊水池機能が十分発揮できるよう、適切な維持管理に努めます。					
	その他 1,079	その他 1,079	その他 1,079	その他 1,079						
<b>町単独土地改良事業（平成 24 年～）</b> 町道や排水路の緊急的な補修や改修、工事関係調査委託など、町単独の土地改良事業を実施します。	総事業費 2,790	総事業費 1,000	総事業費 1,000	総事業費 1,000	改修箇所（箇所）	1	1	1	1	産業振興課 農政係
	一般財源 2,790	一般財源 1,000	一般財源 1,000	一般財源 1,000	要望に対する改修率（%） [改修件数/要望件数×100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>家族経営協定普及推進事業（平成 24 年～）</b> 家族内の役割分担や報酬等を明確にし、家族員の経営への参画を図ります。また、家族経営協定締結者へ記念品を贈呈します。	総事業費 12	総事業費 12	総事業費 12	総事業費 12	家族経営協定締結件数（件）	4	4	4	4	産業振興課 農地係
	一般財源 12	一般財源 12	一般財源 12	一般財源 12	締結達成率（%） ※年間目標4件に設定	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>遊休農地関係事務（平成 24 年～）</b> 農業委員会は毎年1回、農地の利用状況を調査し、農地の状況を明らかにするとともに、これらの遊休農地を対象に解消に向けた計画の策定や解消の実績を把握します。	総事業費 135	総事業費 135	総事業費 0	総事業費 0	遊休農地調査面積（ha）	2,210	2,210	2,210	2,210	産業振興課 農地係
	国庫 135	国庫 135			維持管理の指導実施件数（件）	250	225	200	175	
<b>農政業務システム（農地地図）整備事業（平成 24～）</b> 「農政業務システム」は、農地地図を導入し、農家台帳と一元管理することにより情報を相互参照します。農地管理業務等の更なる効率化を図ります。	総事業費 3,733				システム整備件数（件）	1				産業振興課 農地係
	一般財源 3,733				システム整備率（%）	100.0				

### 第1次板倉町中期事業推進計画

# 第3編 実施計画

## ◆活力と交流を生み出すまちづくり【産業振興】>商工業の振興

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>商工会運営費補助事業（平成 24 年～）</b> 地域商工業の振興や地域経済の活性化のために活動する町商工会の運営に対し、助成を行います。	総事業費 8,000	総事業費 8,000	総事業費 8,000	総事業費 8,000	巡回・窓口相談件数（件）	450	500	500	500	産業振興課 産業政策係
	一般財源 8,000	一般財源 8,000	一般財源 8,000	一般財源 8,000	商工会加入率（％） [商工会加入業者数／町内商工業者 ×100]	68.3	73.0	77.8	82.5	
<b>中小商工業サポート対策事業（平成 24 年～）</b> 商工会または商工会加入業者が行う、町内商工業の活性化につながるイベントの実施やPRグッズの作成、新規特産品の開発などに要する経費に対し、支援を行います。	総事業費 900	総事業費 900	総事業費 900	総事業費 900	補助対象事業数（事業）	2	2	2	2	産業振興課 産業政策係
	一般財源 900	一般財源 900	一般財源 900	一般財源 900	町内商工業者数（業者）	630	635	640	645	
<b>商業施設誘致に関する事務（平成 24 年～）</b> 板倉東洋大前駅前商業地をはじめとする板倉ニュータウン内の商業施設誘致に向け企業訪問、情報収集及び情報発信等を実施するとともに、官民連携による商業施設集積手法についての調査・検討を行います。	総事業費 200	総事業費 200	総事業費 200	総事業費 200	訪問商業施設数（施設）	12	12	12	12	産業振興課 産業政策係
	一般財源 200	一般財源 200	一般財源 200	一般財源 200	誘致商業施設数（施設）	1	1	1	1	

## ◆活力を交流を生み出すまちづくり【産業振興】>板倉ニュータウン事業の推進（企業・商業誘致と雇用の促進）

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>産業団地内企業誘致に関する事務（平成 24 年～）</b> 地域経済の自律的発展の基盤の強化と雇用機会の拡充を図るため、群馬県企業局と連携し、板倉ニュータウン産業団地への企業誘致に向けた企業訪問、情報収集及び情報発信等を実施します。	総事業費 600	総事業費 600	総事業費 600	総事業費 600	訪問企業数（企業）	12	12	12	12	産業振興課 産業政策係
	一般財源 600	一般財源 600	一般財源 600	一般財源 600	誘致企業数（企業）	1	1	1	1	
<b>労働者育成に関する事務（平成 24 年～）</b> 「町建築業組合」や「館林地区職業訓練校」などの各種団体の活動を支援します。	総事業費 248	総事業費 247	総事業費 247	総事業費 247	補助団体数（団体）	3	3	3	3	産業振興課 産業政策係
	一般財源 248	一般財源 247	一般財源 247	一般財源 247	職業訓練修了者数（人）	10	10	10	10	



# 第3編 実施計画

## ◆活力と交流を生み出すまちづくり【産業振興】>観光振興

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>観光振興事業（平成 24 年～）</b> 板倉町の観光資源や物産品を広く周知し板倉町の知名度アップを推進するとともに、商工会等と連携し地域振興も図ります。	総事業費 1,146	総事業費 850	総事業費 1,000	総事業費 850	イベント数（イベント）	1	2	2	2	産業振興課 産業政策係
	一般財源 1,146	一般財源 850	一般財源 1,000	一般財源 850	町内観光入込客（人）	640,000	650,000	660,000	670,000	
<b>板倉まつり運営費補助事業（平成 24 年～）</b> 板倉まつり実行委員会が、町民相互の交流や連帯を深め、豊かな「いたくら」の創造と地域の振興のために開催する板倉まつりに対し支援します。	総事業費 3,500	総事業費 3,500	総事業費 3,500	総事業費 3,500	まつり運営に関わった人数（人）	70	70	70	70	産業振興課 産業政策係
	一般財源 3,500	一般財源 3,500	一般財源 3,500	一般財源 3,500	来場者数（人）	20,000	20,000	20,000	20,000	
<b>揚舟運航事業（平成 24 年～）</b> 体験型の観光事業として、より多くの観光客の利用促進に努めます。	総事業費 2,593	総事業費 2,697	総事業費 2,889	総事業費 2,681	営業日数（日）	42	40	39	42	産業振興課 産業政策係
	一般財源 1,593 乗船料 1,000	一般財源 1,289 乗船料 1,408	一般財源 1,473 乗船料 1,416	一般財源 1,257 乗船料 1,424	乗船客数（人）	2,500	2,600	2,700	2,800	
<b>群馬の水郷管理事業（平成 24 年～）</b> 町民の憩いの場として、また、町内外の多くの人へレジャースポットとしての場を提供し、気持ちよく利用していただけるよう水郷公園の維持管理に努めます。	総事業費 3,875	総事業費 3,650	総事業費 3,650	総事業費 3,650	公園清掃実施回数（回）	20	25	25	25	産業振興課 産業政策係
	一般財源 3,875	一般財源 3,650	一般財源 3,650	一般財源 3,650	水郷公園利用者数（人）	26,000	27,000	28,000	29,000	
<b>レンタサイクル事業（平成 24 年～）</b> 主に観光目的で来町された人を対象に、観光スポットが回遊できる自転車の貸し出しを促進します。	総事業費 275	総事業費 275	総事業費 275	総事業費 275	営業日数（日）	359	359	359	360	産業振興課 産業政策係
	一般財源 25 使用料 250	一般財源 25 使用料 250	一般財源 25 使用料 250	一般財源 25 使用料 250	利用者数（人）	660	660	660	660	

## ◆みんなの力で協働するまちづくり【住民参加】>町民ボランティア活動の促進

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>まちづくり推進事業（平成 24 年～）</b> 地域づくりの推進、子どもたちの育成等のために活動する、板倉町まちづくり支援隊の活動を支援します。	総事業費 50	総事業費 50	総事業費 50	総事業費 50	対象活動数（件）	26	27	28	29	企画財政課 企画調整係
	一般財源 50	一般財源 50	一般財源 50	一般財源 50	支援隊認定者数（人）	200	210	220	230	
<b>NPO関連事業（平成 24 年～）</b> 地域の課題解決や、地域の活性化を目的とするNPO等に対して、必要な支援を行うための方法や体制づくりを検討します。	総事業費 0	総事業費 0	総事業費 0	総事業費 0	広報紙での年間周知回数（回）	2	2	3	3	企画財政課 企画調整係
					NPO法人総数（団体）	2	2	3	3	

# 第3編 実施計画

## ◆みんなの力で協働するまちづくり【住民参加】>地域コミュニティ活動の充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>行政区運営事業（平成 24 年～）</b> 住民と行政が相互の連携による適正な行政運営を図るほか、地域内の各種行政事務を包括的に行政の運営を支援します。	総事業費 28,929 一般財源 28,929	総事業費 28,900 一般財源 28,900	総事業費 28,900 一般財源 28,900	総事業費 28,900 一般財源 28,900	行政区数（行政区）	32	32	32	32	総務課 行政安全係
					行政区への加入率（%） 〔行政区加入世帯数／町内全世帯数 ×100〕	84.0	84.0	84.0	84.0	
<b>コミュニティ助成事業（平成 24 年～）</b> 地域でのコミュニティ活動に必要な備品等に対し、宝くじ受託事業収入を活用した整備を推進していきます。	宝くじの収益金を活用していきます。				助成件数（件）	2	3	3	3	総務課 行政安全係
					行政区からの要望に対する達成率（%） 〔助成件数／行政区からの要望件数 ×100〕	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>地域と東洋大学との連携事業（平成 24 年～）</b> 県、板倉町、館林市、東武鉄道、東洋大学との連携により、町の活性化を図るための各種事業を推進していきます。	総事業費 160 一般財源 160	総事業費 160 一般財源 160	総事業費 160 一般財源 160	総事業費 160 一般財源 160	会議開催回数（回）	10	10	10	10	企画財政課 企画調整係
					取組実施事業数（事業）	6	6	7	7	

## ◆みんなの力で協働するまちづくり【住民参加】>広聴・広報活動の充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット） 成果指標（アウトカム）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
<b>懇談会等広聴事業（平成 24 年～）</b> 町民からより多くの意見や要望等を聴取し、町の行政運営やまちづくりに活かしていきます。	総事業費 380 一般財源 380	総事業費 60 一般財源 60	総事業費 60 一般財源 60	総事業費 60 一般財源 60	懇談会・町政報告会開催回数（回）	32	4	4	4	企画財政課 企画調整係
					参加者数（人）	600	300	350	400	
<b>広報紙作成事業（平成 24 年～）</b> 『広報いたくら』を月 1 回発行し、町の行政情報等を町民に周知します。	総事業費 3,468 一般財源 3,396 公告収入 72	総事業費 3,468 一般財源 3,396 公告収入 72	総事業費 3,468 一般財源 3,396 公告収入 72	総事業費 3,468 一般財源 3,396 公告収入 72	広報紙年間発行回数（回）	12	12	12	12	総務課 情報広報係
					広報紙発行部数（部）	63,600	63,600	63,600	63,600	
<b>情報提供システム整備事業（平成 24 年～）</b> 町の各種情報をホームページに掲載し、情報の発信を推進します。また、安全安心メールを活用した情報発信にも努めます。	総事業費 1,936 一般財源 1,816 公告収入 120	総事業費 900 一般財源 780 公告収入 120	総事業費 900 一般財源 780 公告収入 120	総事業費 900 一般財源 780 公告収入 120	町ホームページ更新回数（回）	180	370	370	370	総務課 情報広報係
					町ホームページアクセス件数（件）	70,000	80,000	90,000	100,000	

### 第 1 次板倉町中期事業推進計画



# 第3編 実施計画

## ◆みんなの力で協働するまちづくり【住民参加】>広聴・広報活動の充実

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>テレホンサービス事業（平成 24 年～）</b> 住民等に対し、緊急情報や行政情報などの各種情報を的確に伝達するため、テレホンサービスの普及促進に努めます。	総事業費 768	総事業費 768	総事業費 768	総事業費 768	情報更新回数（回）	80	80	80	80	総務課 情報広報係
	一般財源 768	一般財源 768	一般財源 768	一般財源 768	テレホンサービスアクセス数（件）	2,000	2,000	2,000	2,000	
<b>わかりやすい予算書作成事業（平成 24 年～）</b> 町の説明責任、透明性の確保の観点から、各課でどのような仕事をしているのか、また今年の予算がどのように使われるのか、町の計画をわかりやすく掲載し、町民に周知を図ります。	総事業費 1,200	総事業費 1,200	総事業費 1,200	総事業費 1,200	わかりやすい予算書作成部数（部）	4,800	4,900	4,900	5,000	企画財政課 企画調整係
	一般財源 1,200	一般財源 1,200	一般財源 1,200	一般財源 1,200	1部あたりの作成単価（円）	171	171	170	170	

## ◆効率的な行財政運営【情報・行財政】>職員体制の適正化

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>職員給与管理事務（平成 24 年～）</b> 職員の給与管理及び人事管理をシステム管理することにより、事務作業の効率化及び適切な人事配置に努めます。	総事業費 1,911	総事業費 1,911	総事業費 1,911	総事業費 1,911	職員数（臨時職員含む）（人）	233	232	231	230	総務課 秘書人事係
	一般財源 1,911	一般財源 1,911	一般財源 1,911	一般財源 1,911	職員1人あたりに要する人事管理経費額（千円） [総事業費/職員数（臨時職員含む）]	8.2	8.2	8.3	8.3	

## ◆効率的な行財政運営【情報・行財政】>財政の健全化

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>差押え事業（平成 24 年～）</b> 滞納者が度重なる催告を実施したにも関わらず滞納を続けた場合には、その滞納者の財産を差し押さえ納税を促進します。	総事業費 6	総事業費 7	総事業費 8	総事業費 9	差押え件数（件）	20	25	30	30	戸籍税務課 収税係
	一般財源 6	一般財源 7	一般財源 8	一般財源 9	差押え金額（千円）	3,000	3,300	3,500	3,500	
<b>滞納整理（臨戸・相談）事業（平成 24 年～）</b> 滞納者に対して納税意識の醸成を図ります。また、滞納額の収納を促進するとともに、滞納者の財産状況の調査を行います。	総事業費 130	総事業費 130	総事業費 130	総事業費 130	滞納者訪問数（件）	450	420	410	400	戸籍税務課 収税係
	一般財源 130	一般財源 130	一般財源 130	一般財源 130	納税金額（千円）	16,000	16,000	15,000	15,000	

# 第3編 実施計画

## ◆効率的な行財政運営【情報・行財政】>情報公開と個人情報保護

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>情報公開・個人情報保護事業（平成 24 年～）</b> 情報公開請求及び個人情報開示請求に対し適切な処理を行うとともに、必要に応じて情報公開・個人情報保護審査会等を開催します。	総事業費 153	総事業費 153	総事業費 153	総事業費 153	単年度登録公文書数（件）	30,000	30,000	30,000	30,000	総務課 情報広報係
	一般財源 153	一般財源 153	一般財源 153	一般財源 153	公文書開示件数（件）	6	6	6	6	

## ◆効率的な行財政運営【情報・行財政】>事務の効率化・行政サービスの向上

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>庁内情報化事業（平成 24 年～）</b> 各行政施設において、業務を行っている職員が ICT を活用することにより、事務の正確化、迅速化及び効率化を図ります。	総事業費 8,118	総事業費 8,118	総事業費 8,118	総事業費 8,118	事務用・公開用 PC 設置台数（台）	236	236	236	236	総務課 情報広報係
	一般財源 8,118	一般財源 8,118	一般財源 8,118	一般財源 8,118	庁内情報化率（％） [事務用・公開用 PC 設置数 / 事務用・公開用 PC 設置目標数 × 100]	100.0	100.0	100.0	100.0	
<b>総合行政ネットワーク（LGWAN）事業（平成 24 年～）</b> 国と地方公共団体を相互に接続した通信ネットワークを活用し、事務の効率化を図るとともに、個人認証サービスの提供を図ります。	総事業費 2,097	総事業費 2,097	総事業費 2,097	総事業費 2,097	総合行政ネットワークを活用した業務数（業務）	6	7	8	9	総務課 情報広報係
	一般財源 2,097	一般財源 2,097	一般財源 2,097	一般財源 2,097	LGWAN 文書交換システム利用件数（件） （送受信した LGWAN メール、文書の件数）	2,000	2,200	2,500	2,800	
<b>文書管理事業（平成 24 年～）</b> 電子決済をすることで決裁時間の短縮や業務改善に努めるとともに、文書の保管場所の削減を図ります。また、適正な管理が可能となるため情報公開請求や個人情報開示請求時においてもスムーズな対応が図れます。	総事業費 3,691	総事業費 3,691	総事業費 3,691	総事業費 3,691	文書管理システムにより 処理された起案件数（件）	12,700	12,700	12,700	12,700	総務課 情報広報係
	一般財源 3,691	一般財源 3,691	一般財源 3,691	一般財源 3,691	電子決裁率（％） [電子決裁件数 / 起案総件数 × 100]	90.0	90.0	90.0	90.0	
<b>ぐんま電子入札共同システム事業（平成 24 年～）</b> 入札参加者の利便性の向上と、入札手続きにおける透明性の確保及び事務処理の効率化を図るためシステムを運用していきます。	総事業費 343	総事業費 343	総事業費 343	総事業費 343	入札参加願受理件数（件）	650	650	650	650	企画財政課 財政係
	一般財源 343	一般財源 343	一般財源 343	一般財源 343	電子入札実施件数（件）	1	1	1	1	
<b>財務会計システム運用事業（平成 24 年～）</b> 当初予算編成から予算執行、決算管理に至る一連の財務会計事務の正確性、効率性及び迅速化を図ります。	総事業費 3,397	総事業費 3,397	総事業費 3,397	総事業費 3,397	起票数（件）	39,000	39,000	39,000	39,000	企画財政課 財政係
	一般財源 3,397	一般財源 3,397	一般財源 3,397	一般財源 3,397	職員システム利用率（％） [システム利用可能職員数 / 全職員数 × 100]	100.0	100.0	100.0	100.0	

### 第1次板倉町中期事業推進計画



# 第3編 実施計画

## ◆効率的な行財政運営【情報・行財政】>事務の効率化・行政サービスの向上

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>実施計画管理事業</b> （平成 24 年～） 第 1 次中期事業推進計画に基づき実施する主要な事業を毎年ローリング方式により見直します。また、予算編成や事業実施の指針とします。	総事業費 0	総事業費 0	総事業費 0	総事業費 0	実施計画作成（回）	1	1	1	1	企画財政課 企画調整係
					実施計画掲載事業数（事業）	215	220	230	230	
<b>行政評価事業</b> （平成 24 年～） 事業実施翌年度に事務事業の事後評価を実施します。評価は職員による行政評価推進会議での評価と第三者による外部評価を行います。	総事業費 140 一般財源 140	総事業費 140 一般財源 140	総事業費 140 一般財源 140	総事業費 140 一般財源 140	事業評価事業数（事業）	400	400	400	400	企画財政課 企画調整係
					評価「改善」の事業割合（%） [評価「改善」の事業数/評価全事業数×100]	10.0	8.0	7.0	6.0	
<b>公用車更新計画</b> （平成 24 年～） 老朽化した公用車を計画的に低公害車、低燃費車などに更新し、公用車の安全運行及び効率的な管理に努めます。	総事業費 12,500 一般財源 12,500	総事業費 10,000 一般財源 10,000	総事業費 10,000 一般財源 10,000	総事業費 10,000 一般財源 10,000	更新台数（台）	5	4	4	4	総務課 秘書人事係
					更新率（%） [更新台数/更新必要台数]	33.3	40.1	50.0	63.0	

## ◆効率的な行財政運営【情報・行財政】>役場新庁舎の建設

事業概要	事業費（単位：千円）				活動指標（アウトプット）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	担当課
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	成果指標（アウトカム）					
<b>庁舎建設準備</b> （平成 24 年～） 庁舎基本計画検討委員会（仮称）等を設置し、新庁舎の規模や機能及び建設位置などについて検討をします。また、新庁舎の建設に向け、庁舎建設委員会（仮称）を設置し、事業の推進を図ります。	総事業費 390 一般財源 390	総事業費 390 一般財源 390	総事業費 390 一般財源 390	総事業費 390 一般財源 390	庁舎基本計画検討委員会開催数（回）	4	6			企画財政課 企画調整係
					計画策定進捗率（%）	40.0	100.0			
					庁舎建設委員会開催数（回）			4	4	
					計画進捗率（%）			30.0	50.0	

# 第1次板倉町中期事業推進計画

第1次板倉町中期事業推進計画

みんなが安心して暮らせるまち

板倉町

発行／板倉町企画財政課